

平成 23 年度
環境省請負事業

平成 23 年度
海岸漂着物処理協力対策調査業務
報告書

平成 24 年 3 月

株式会社 創建

目 次

I. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 実施項目	1
1-3. 成果品	1
1-4. 工程計画	2
II. 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法の検討	3
2-1. 廃ポリタンクの漂着状況に関する情報収集についての現状把握	3
2-2. 関係道府県アンケートの分析	5
2-2-1. 廃ポリタンク漂着状況の確認方法（複数回答）	5
2-2-2. 廃ポリタンク漂着状況の調査を始めるきっかけ（複数回答）	6
2-2-3. 廃ポリタンク漂着状況調査の時期・期間（複数回答）	7
2-2-4. 現地調査の対象とする海岸の選定基準（複数回答）	8
2-2-5. 現地調査の対象とした海岸における廃ポリタンクの数量把握の方法（自由記述）	9
2-2-6. 現地調査の対象としない廃ポリタンクの数量把握の方法	10
2-2-7. 廃ポリタンク調査における数量以外の調査項目（複数回答）	11
2-2-8. 廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法（複数回答）	13
2-2-9. 廃ポリタンクの回収・処理状況	14
2-2-10. 廃ポリタンクの調査体制	16
2-2-11. 都道府県民への注意喚起（複数回答）	17
2-2-12. 今年度の調査開始年月日・調査対象海岸	18
2-2-13. 国外由来と推測される危険な漂着物の調査について	19
2-2-14. 国外由来と推測される危険な漂着物の調査方法、対応策のマニュアル等（複数回答）	20
2-2-15. 廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、調査の課題等や環境省への要望	21
2-2-16. 市町村へのアンケート調査	21
2-3. 把握結果の整理・過去の結果との比較・資料作成等	22
2-3-1. 従来の調査結果の検討	22
2-3-2. 漂着ポリタンクの調査手法	26
III. 海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットの作成等	32
IV. 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況、地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）執行状況調査結果の整理・分析	35
4-1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査	35
4-1-1. はじめに	36
4-1-2. 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	37
4-1-3. 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）	38
4-1-4. 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）	42
4-1-5. 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）	42
4-1-6. 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	43
4-1-7. ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	46

4-1-8. 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	47
4-1-9. 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の 実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	49
4-1-10. 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題	53
4-2. 地域 G N D 基金執行状況調査	54
4-2-1. 基金充当額	55
4-2-2. 事業による海岸漂着物等の回収・処理量（16 県 (H21) 27 県 (H22)）	58
4-2-3. 国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案	60
V. 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成	61
VI. 検討会の開催	62
6-1. 平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査第 1 回議事要旨	63
6-2. 平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査第 2 回議事要旨	76
VII. 参考資料	85
7-1. 道府県への海岸漂着物調査手法アンケート調査票	85
7-2. 市町村への海岸漂着物調査手法アンケート調査票	91
7-3. 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成：概要版	97

I. 業務概要

1-1. 業務目的

平成 21 年 7 月に、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)」が成立した。本法律を適切に施行するため、都道府県の取組状況や取組に当たっての課題を整理し、総合的な施策を進めていく必要がある。

このため、本事業においては海岸漂着物の処理に関する国際協力の推進(海岸漂着物処理推進法第 8 条)、外交上の適切な対応(海岸漂着物処理推進法第 21 条)、海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発(海岸漂着物処理推進法第 27 条)を進めるために必要な調査、検討及び都道府県等における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組の進捗状況の把握・分析を行うことにより、今後の同法の着実な実施にあたっての基礎情報整理を行うことを目的とした。

1-2. 実施項目

以下の業務を実施した。

- (ア) 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法の検討
- (イ) 海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットの作成等
- (ウ) 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況、地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)(以下「地域 GND 基金」という。)執行状況調査結果の整理・分析
- (エ) 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成
- (オ) 検討会の開催

1-3. 成果品

業務結果について以下の成果を納品した。

- (ア) 報告書 10 部 (A4 版)
報告書は、仕様書別添に従って作成。
- (イ) パンフレット 600 部 (A4 版 4 頁程度・カラー印刷)
納入したパンフレットの一部については、環境省担当官の指示の下、海岸を有する都道府県に 10 部、海岸を有さない県に 5 部を送付した。
- (ウ) 報告書・パンフレットの電子データを収納した電子媒体 (CD-ROM) 3 式
パンフレットの電子データについては、業務終了後に加工・印刷等に活用可能なファイル形式で納入した。

1-4. 工程計画

本業務は、次の工程で実施した。

表 1.1 業務工程

項目	12月	1月	2月	3月
1) 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法の検討 廃ポリタンクの漂着状況に関する情報収集についての現状把握 把握結果の整理・過去の結果との比較・資料作成等		■		
2) 海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットの作成等		■		
3) 海岸漂着物処理推進法施行状況、地域GND基金執行状況調査結果の整理・分析 海岸漂着物処理推進法施行状況調査 地域GND基金執行状況調査	■			
4) 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成		■		■
5) 検討会の開催		■		■
6) 報告書作成				■
7) 打合せ	○	○	○	○

II. 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法の検討

近年、冬場において日本海沿岸を中心として大量の廃ポリタンクが漂着しており、昨冬についても昨年 12 月上旬から各地において漂着が確認されているところ、環境省は日本海沿岸地域等の関係道府県（以下「関係道府県」という。）と連携して情報の収集・整理を行ってきている。他方、これまでの情報収集方法では、関係道府県毎に情報収集時期・手法が異なっており、必ずしも全国的な状況を正確に反映できていない面があった。これを踏まえ、下記の方法により全国的な廃ポリタンクの漂着状況について現状を把握し、情報を整理するとともに、可能な限り全国の状況を正確に反映する方法について検討・提案した。

2-1. 廃ポリタンクの漂着状況に関する情報収集についての現状把握

関係道府県を通じて実施してきたこれまでの情報収集方法による結果のばらつき状況を精査するため、関係道府県及び関係道府県において海岸を有する市町村（以下「関係市町村」という。）の調査担当者に対し、以下の項目について電子メールによるアンケート調査を実施し、情報収集方法について整理を行った。

(ア) 関係道府県あるいは関係市町村が直接情報収集を行う海岸

- ・情報収集時期：一定期間毎に定期的に実施、誰かから報告があれば実施、環境省等から依頼があれば実施、等
- ・情報収集方法：職員が海岸を確認、業務として事業者が発注、民間団体等からの報告の収集のみ、等
- ・直近の調査海岸：地名、地図、等
- ・対象海岸の選定基準：管轄する全ての海岸、生活環境に密着した海岸のみ、誰かから報告があった海岸のみ、等

(イ) 関係道府県が関係市町村に依頼して情報収集する海岸

- ・情報収集時期：定期間毎に定期的に市町村に依頼、誰かからの報告があれば市町村に依頼、環境省等から依頼があれば市町村に依頼、等
- ・情報収集方法：各関係市町村に依頼、該当時期までに自主的に報告があった関係市町村からの情報収集のみ、等
- ・直近の調査海岸：地名、地図、等
- ・対象海岸の選定基準：管轄する全ての海岸、生活環境に密着した海岸のみ、誰かから報告があった海岸のみ、等

(ウ) 関係道府県あるいは関係市町村が廃ポリタンクの個数計上にあたって用いている手法

- ・「海岸清掃事業マニュアル」（平成 23 年 3 月、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）に基づく目視調査、回収量から実数を計上、等

(エ) 情報収集のための関係道府県及び関係市町村の体制

- ・予算、人員 等

なお、アンケート調査では、上記項目に加え、廃ポリタンク内容物の分析、表示されている言語の確認、廃ポリタンク以外の危険な漂着物等に関して情報収集した。

アンケート票は電子メールにて下表に示す関係道府県の担当部課に送付した。実施期間は、平成24年2月2日～2月15日とし、全道府県より回答を得た。

なお、関係道府県からの回答により、廃ポリタンクの調査実態について十分な情報が得られたことから、環境省担当官との協議の上、市町村については特に先進的な取組を進めている北九州市への調査とした。

表 2.1 アンケートを実施した関係道府県及び関係市町村（22 自治体）

関係道府県	担当部課
北海道	環境生活部 環境局 循環型社会推進課
青森県	環境生活部 環境政策課
秋田県	生活環境文化部 環境整備課
山形県	山形県 生活環境部 循環型社会推進課
新潟県	県民生活・環境部 廃棄物対策課
富山県	生活環境文化部 環境政策課
石川県	環境部廃棄物対策課
福井県	安全環境部 循環社会推進課 資源循環 G
京都府	文化環境部 循環型社会推進課
兵庫県	農政環境部環境管理局 環境整備課
鳥取県	県土整備部 河川課
島根県	環境生活部 廃棄物対策課
山口県	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
福岡県	環境部 廃棄物対策課
佐賀県	県土づくり本部農山漁村課
長崎県	環境部 廃棄物対策課
熊本県	環境生活部 廃棄物対策課
大分県	生活環境部 廃棄物対策課
宮崎県	環境森林部 循環社会推進課
鹿児島県	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課
沖縄県	生活環境部 環境整備課
北九州市	環境局循環社会推進部循環社会推進課

2-2. 関係道府県アンケートの分析

2-2-1. 廃ポリタンク漂着状況の確認方法(複数回答)

22 自治体からの回答に基づいて、廃ポリタンク漂着状況について表 2.2、図 2.1 に示した。

- ・ 「市町村からの報告を収集」と回答したのが 16 自治体と最も多く、次いで「道府県(市町村)職員が海岸を確認」と回答したのが 14 自治体となった。
- ・ 「道府県(市町村)職員が海岸を確認」と回答した 14 自治体のうち 10 自治体は、「市町村からの報告を収集」も行っており、道府県と市町村がともに調査を行っている自治体が多い。

表 2.2 廃ポリタンク漂着状況の確認方法 (22 自治体対象)

確認方法	自治体数
道府県(市町村)職員が海岸を確認	14
事業者にも業務として発注し、状況を確認	0
市町村からの報告を収集	16
民間団体等からの報告を収集	1
その他	2
調査を実施していない	1

〈その他などの自由記載事項〉

- 府機関(河川・港湾・水産担当課)及び海岸を有する市町村から情報を収集。
- 廃ポリタンクに特化しての確認は行っていないが、通常の施設管理の一環として行うパトロール等で発見されることはある。
- 海岸漂着物処理推進法第2条第3項に定める「海岸管理者等」(県知事又は市町村長)が確認。

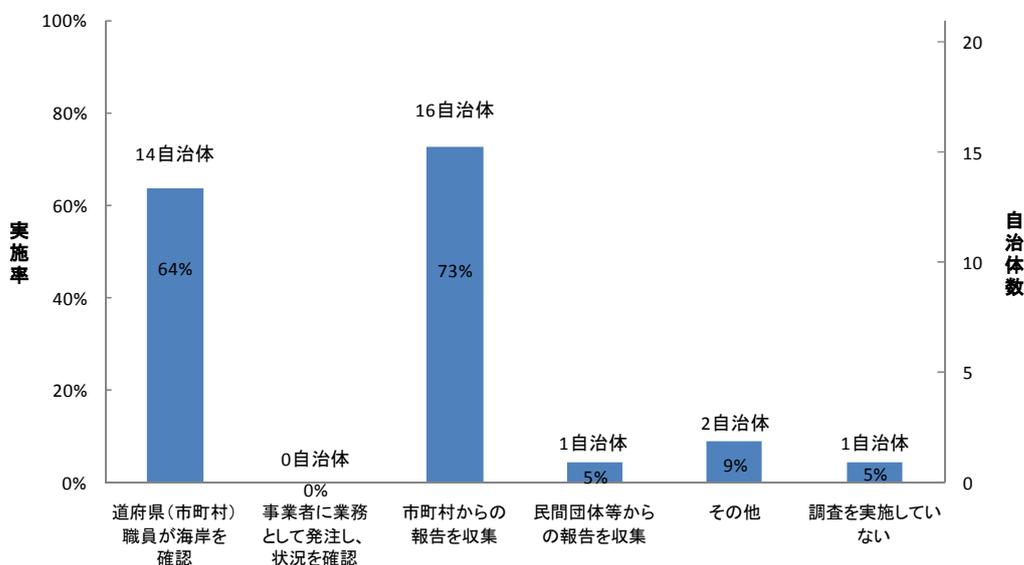


図 2.1 廃ポリタンク漂着状況の確認方法

※調査を実施していない自治体があり、これ以降は 21 自治体を対象に集計した。

2-2-2.廃ポリタンク漂着状況の調査を始めるきっかけ(複数回答)

21 自治体における廃ポリタンク漂着状況の調査を始めるきっかけについて表 2.3、図 2.2 に示した。

- ・ 「環境省等の国から調査依頼があった場合に実施」と回答したのが 12 自治体と最も多かった。次いで、「道府県(市町村)で漂着の報告があった場合に実施」が 9 自治体であった。
- ・ 「環境省からの調査依頼」のみで調査をはじめめる自治体は 8 自治体である。

表 2.3 廃ポリタンク漂着状況の調査を始めるきっかけ (21 自治体対象)

調査のきっかけ	自治体数
道府県(市町村)で漂着の報告があった場合に実施	9
環境省等の国、道府県から調査依頼があった場合に実施	12
独自に調査時期を定めている	2
その他	3

〈その他などの自由記載事項〉

- 廃ポリタンクに限定せず、海岸全体の状況把握のための巡視を定期的に行っており、その際にポリタンクがあれば調査も行う。
- 他地域で大量漂着しているとの情報が得られた場合。
- 広範囲に漂着した場合など。
- 環境省からの調査依頼があった際に、調査対象期間内に発見された数等を報告している。
- 本課では、例年、環境省から廃ポリタンクの漂着数調査の依頼があった際に、海岸管理者等に本課への漂着状況の報告を依頼している。ここでの依頼は、確保された際の報告依頼であり、漂着状況の調査を依頼するものではない。

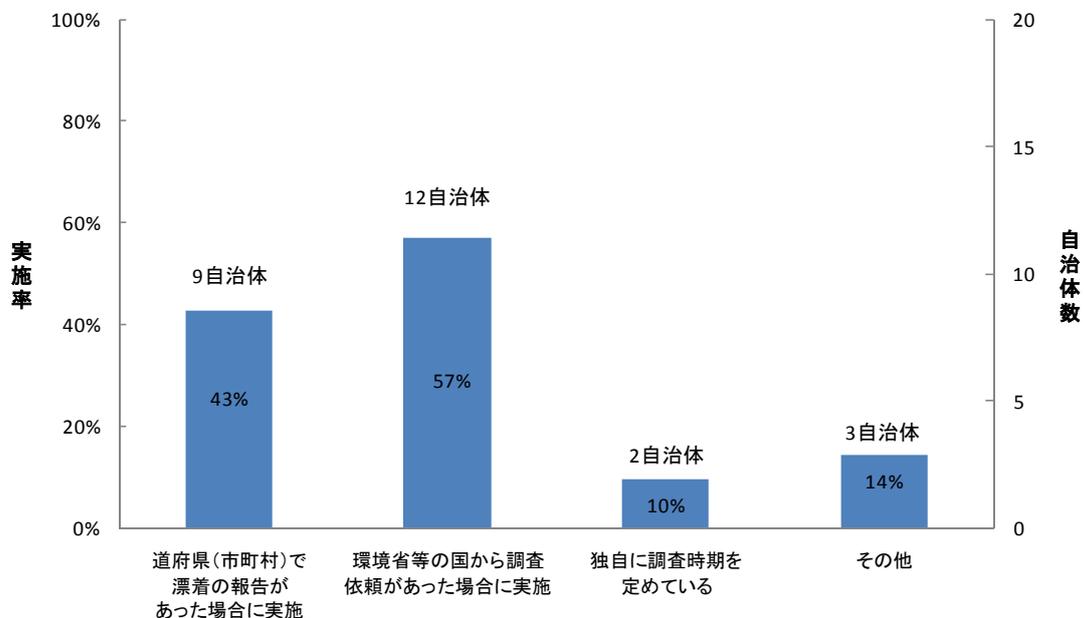


図 2.2 廃ポリタンク漂着状況の調査をはじめめるきっかけ

2-2-3.廃ポリタンク漂着状況調査の時期・期間(複数回答)

21 自治体における廃ポリタンク漂着状況調査の時期・期間について表 2.4、図 2.3 に示した。

- ・ 「冬季(12月～3月頃)に数回実施」、「季節や期間を定めず、漂着の報告があった場合などに調査を実施」(6自治体)と回答した自治体が多かった。
- ・ その他として、環境省等の国からの依頼があった場合に実施すると回答した自治体は4自治体であった。

表 2.4 廃ポリタンク漂着状況調査の時期・期間(21自治体対象)

調査の時期・期間	自治体数
冬季(12月～3月頃)に1回実施	0
冬季(12月～3月頃)に数回実施	6
季節や期間を定めず漂着の報告があった場合などに調査を実施	6
1年間を通して定期的に実施	2
その他	7
未回答	1

〈その他などの自由記載事項〉

- 環境省等の国から調査依頼があった場合に実施(冬季2回程度)。
- 環境省からの調査基準日を考慮して行っている。
- 広範囲に漂着した場合など。
- 通常の施設管理の一環として行うパトロール等。

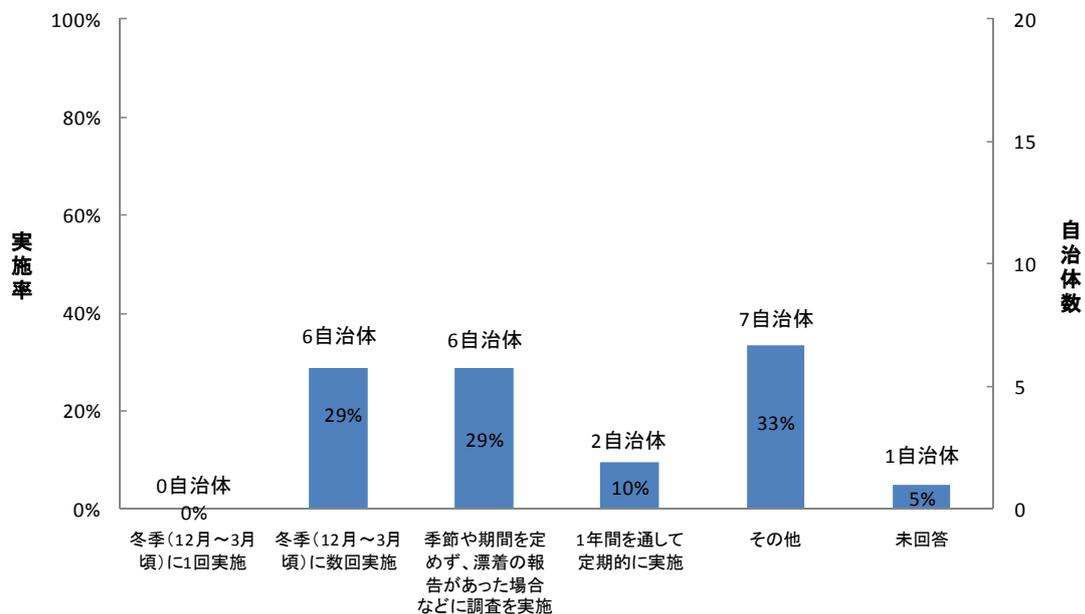


図 2.3 廃ポリタンク漂着状況調査の時期・期間

2-2-4.現地調査の対象とする海岸の選定基準(複数回答)

21 自治体における現地調査の対象とする海岸の選定基準について表 2.5、図 2.4 に示した。

- ・ 「漂着の報告があった海岸」(9 自治体)、「管轄するすべての海岸」(7 自治体)と回答した自治体が多かった。
- ・ その他では、「人が容易に立ち入れない海岸も多いため、調査対象とする海岸の選定については各市町の判断としている」といった回答があり、地域の状況にあわせて柔軟に調査対象海岸を設定していることが伺えた。

表 2.5 現地調査の対象とする海岸の選定基準 (21 自治体対象)

選定基準	自治体数
管轄する全ての海岸	7
生活環境に密着した海岸	6
漂着の報告があった海岸	9
海岸保全等で特に着目している海岸	3
その他	4
未回答	1

〈その他などの自由記載事項〉

- 海岸管理者の判断による。
- 基本的に管轄する全ての海岸としているが、本県は多数の離島を有しており海岸線の延長も長く、人が容易に立ち入れない海岸も多いため、調査対象とする海岸の選定については各市町の判断としている。
- 廃ポリタンクに特化した調査は実施していない。

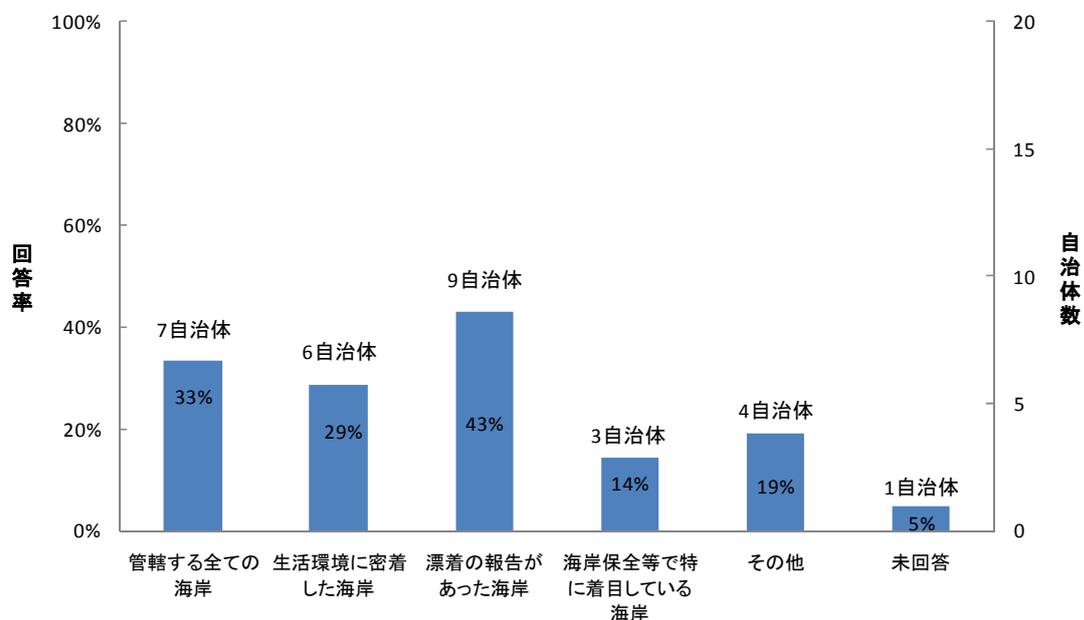


図 2.4 現地調査の対象とする海岸の選定基準

2-2-5.現地調査の対象とした海岸における廃ポリタンクの数量把握の方法(自由記述)

21 自治体における現地調査の対象とした海岸における廃ポリタンクの数量把握の方法について、自由記入で回答を得た意見を整理し、表 2.6、図 2.5 に示した。

- ・ 「目視による確認」と回答したのが 12 自治体と最も多かった。「全て回収し確認」は 5 自治体であった。廃ポリタンクを全て回収するのは、21 自治体のうちの 24%である。
- ・ 廃ポリタンクを全て回収することが容易で無い状況が伺える。

表 2.6 廃ポリタンクの数量把握の方法【現地調査対象】(21 自治体対象)

数量把握の方法	自治体数
目視による確認	12
全て回収し確認	5
各市町村等の判断に委ねる	3
その他	1
未回答	1

〈その他などの自由記載事項〉

- 海岸パトロールの際、発見したポリタンクは回収し、漂着数を確認する。

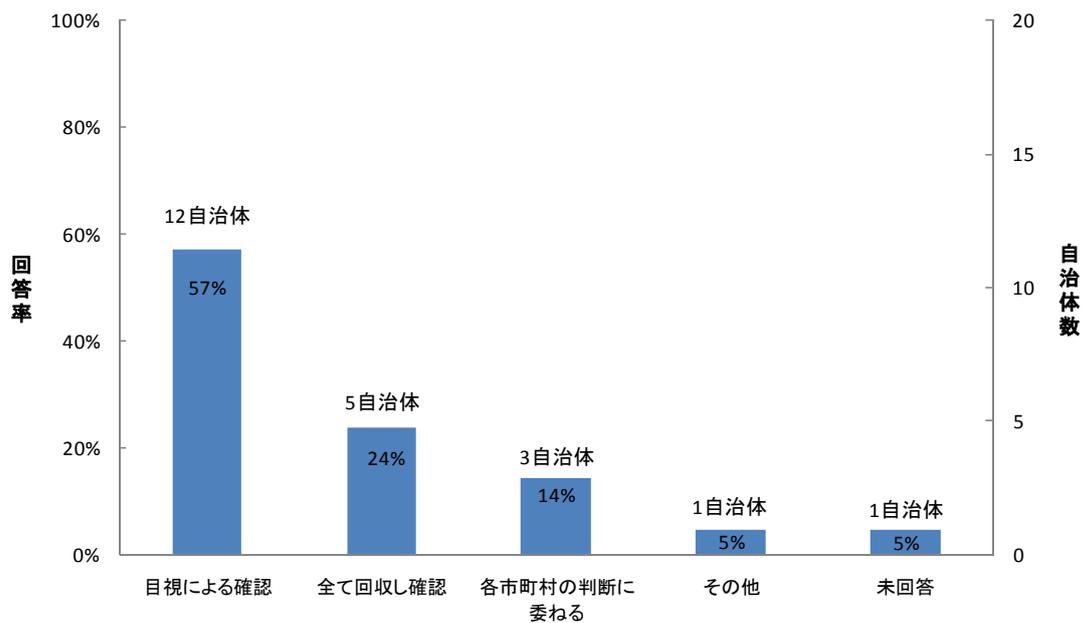


図 2.5 廃ポリタンクの数量把握の方法

2-2-6.現地調査の対象としない廃ポリタンクの数量把握の方法

21 自治体における現地調査の対象としない廃ポリタンクの数量把握の方法について表 2.7、図 2.6 に示した。

- ・「現地調査の対象としない海岸の廃ポリタンクの数量把握は実施しない」（8 自治体）、
「現地調査の対象としない海岸はない」（6 自治体）と回答した自治体が多かった。また、
「現地調査の対象とした海岸で把握した廃ポリタンクの数量から、現地調査の対象としない海岸における廃ポリタンクの数量を推計する」（0 自治体）と回答した自治体はみられなかった。

表 2.7 廃ポリタンクの数量把握の方法【現地調査対象外】（21 自治体対象）

数量把握の方法	自治体数
現地調査の対象としない海岸はない	6
現地調査の対象とした海岸で把握した廃ポリタンクの数量から、現地調査の対象としない海岸における廃ポリタンクの数量を推計する	0
現地調査の対象としない海岸の廃ポリタンクの数量把握は実施しない	8
その他	4
未回答	3

〈その他などの自由記載事項〉

- 目視も不可能な海岸については、数量把握は実施しない。
- 基本的に全ての海岸を対象としているが、本県は多数の離島を有しており海岸線の延長も長く、人が容易に立ち入れない海岸も多いため、数量把握の方法については各市町の判断としている。
- 廃ポリタンクに特化した現地調査は行っていない。
- 人の住んでいない離島など現地調査の対象としない海岸に、ポリタンクの漂着情報があり、何らかの手段で回収された場合には漂着数など集計している。

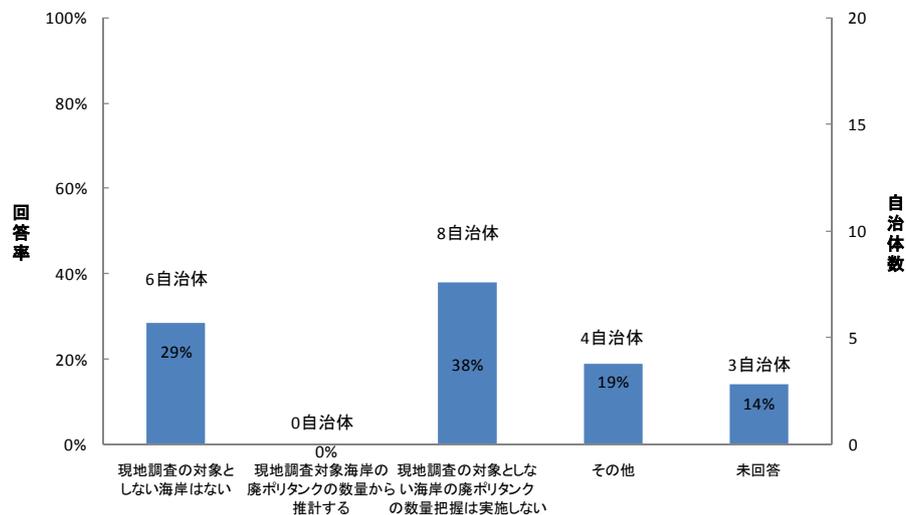


図 2.6 廃ポリタンクの数量把握の方法【現地調査対象外】

2-2-7.廃ポリタンク調査における数量以外の調査項目(複数回答)

21 自治体における廃ポリタンク調査における数量以外の調査項目について表 2.8、図 2.7 に示した。

- ・ 「廃ポリタンクの発生国」(18 自治体)、「内容物の有無」(18 自治体)と回答した自治体が多かった。
- ・ 発生国と内容物の有無は 21 自治体中の 86%が調査しており、廃ポリタンクの調査項目として一般的な項目である。この 2 項目は環境省への報告内容でもあるため、廃ポリタンクの漂着がある道府県では調査対象としているものと考えられる。

表 2.8 廃ポリタンク調査における数量以外の調査項目(21 自治体対象)

数量以外の調査項目	自治体数
廃ポリタンクの発生国	18
内容物の有無	18
内容物の化学成分等の分析	15
漂着時期	11
その他	4
未回答	1

〈その他などの自由記載事項〉

- 環境省の調査項目に基づいている。
- 市町村や県土整備事務所によって調べる内容は異なる。おおまかに、外国文字の有無・内容物の有無・漂着物の有無は調べている。
- 定型的な項目を定めた調査は行っていないが、漂着があった場合で、特徴(内容物の有無等)があれば記録している。

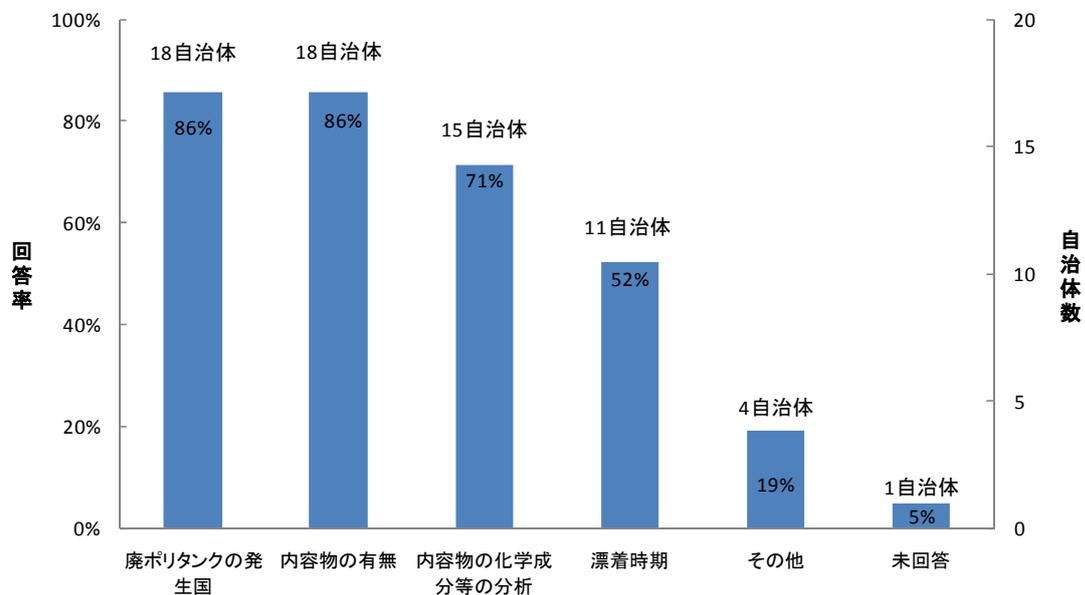


図 2.7 廃ポリタンク調査における数量以外の調査項目

内容物の化学分析等の分析について

- ・ 化学物質の分析を行っているのは 15 自治体であり、そのうち 12 自治体は pH を調査している。比較的検査しやすい項目であり、内容物の有毒性（強酸など）の判別に役立つことから、各自治体で調査していると考えられる。
- ・ 重金属は 5 自治体が調査している。

表 2.9 廃ポリタンク調査における内容物の化学成分等の分析（21 自治体対象）

数量以外の調査項目	自治体数
pH	12
重金属	5
その他	6
未回答	8

〈その他などの自由記載事項〉

- 重金属については内容物の特性から分析が必要とした場合。
- 酸化性・還元性、塩化物イオン。
- 必要に応じ、pH 計・簡易分析キットで検査可能な項目を実施。
- 電気伝導率・毒劇物簡易分析・塩素イオン。
- 色、臭気、粘性、導電率。
- [簡易]EC、[詳細]Cd,Pb,Hg,As,CN
- 酢酸、塩化物イオン
- 内容物が特定できない場合は、検査機関に調査を依頼。

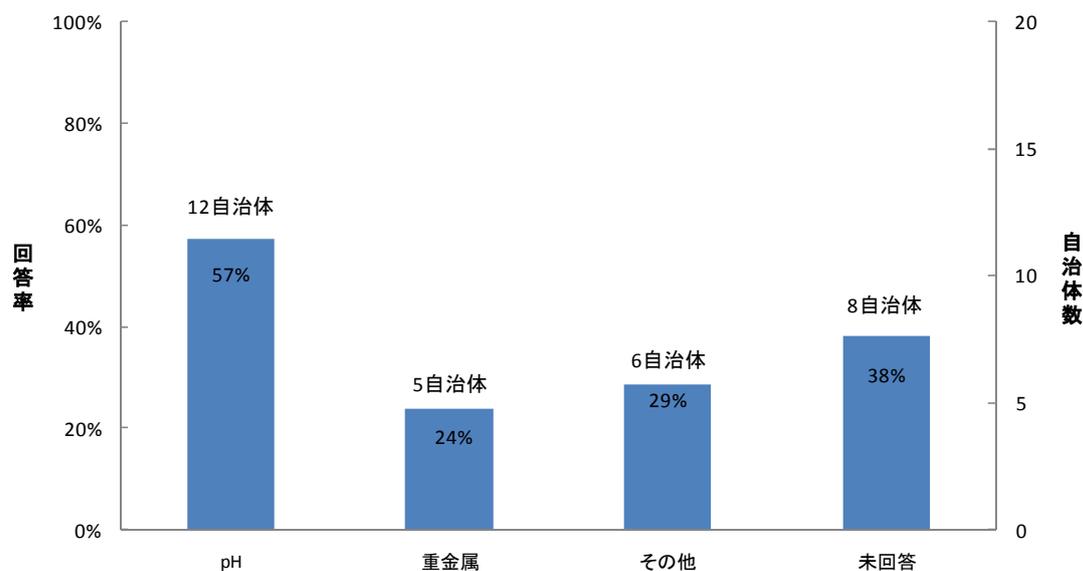


図 2.8 廃ポリタンク調査における内容物の化学成分等の分析

2-2-8.廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法(複数回答)

21 自治体における廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法について表 2.10、図 2.9 に示した。

- ・ 「廃ポリタンクに記載された言語を基に発生国を確認している」と回答した自治体が 18 自治体と最も多かった。
- ・ 「廃ポリタンクの色や形状を基に発生国を推測している」は1自治体であるが、同時に記載された言語も確認している。

表 2.10 廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法 (21 自治体対象)

発生国の確認方法	自治体数
廃ポリタンクに記載された言語を基に発生国を確認している	18
廃ポリタンクの色や形状を基に発生国を推測している	1
その他	1
未回答	2

〈その他などの自由記載事項〉

- ポリタンク記載の言語(ハングル、中国)について、確認・整理は行っているが、発生源という整理は行っていない。

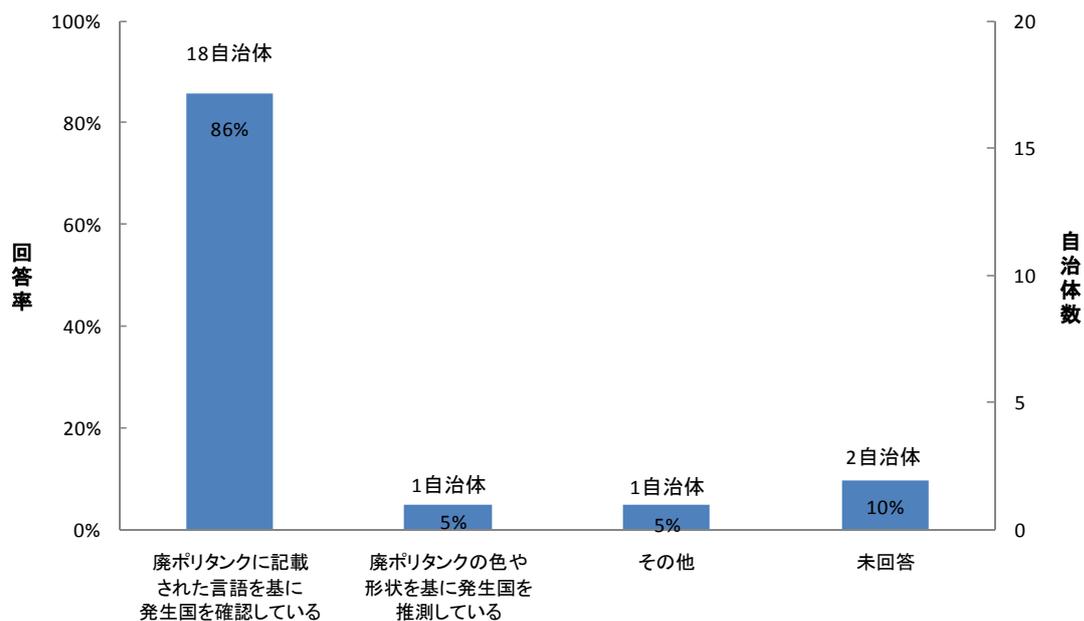


図 2.9 廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法

2-2-9.廃ポリタンクの回収・処理状況

①回収状況

21 自治体における廃ポリタンクの回収状況について表 2. 11、図 2. 10 に示した。

- ・「全て回収」と回答した自治体が 13 自治体と最も多かった。

表 2. 11 廃ポリタンクの回収状況（21 自治体対象）

回収状況	自治体数
全て回収	12
一部回収	7
回収しない	0
未回答	2

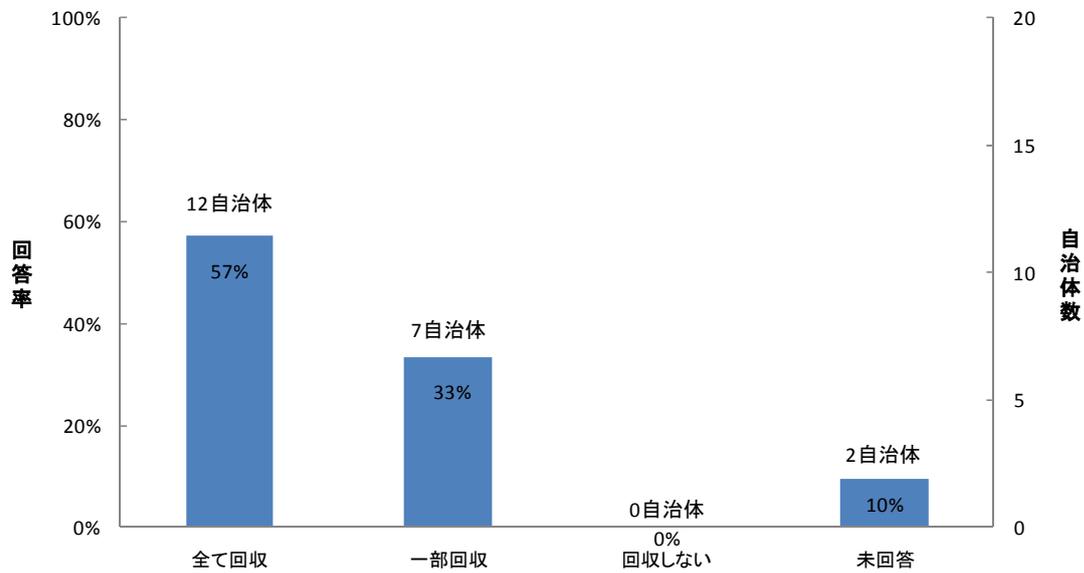


図 2. 10 廃ポリタンクの回収状況

②回収したものの処理状況

21 自治体における廃ポリタンクの処理状況について表 2.12、図 2.11 に示した。

- ・ 「全て処理」と回答した自治体が 15 自治体と最も多かった。
- ・ 「①回収状況」で「全て回収」と回答した 13 自治体のうち 12 自治体は「全て処理」と回答であった。1 自治体は「一部処理」と回答している。
- ・ 「①回収状況」で「一部回収」と回答した 7 自治体のうち 4 自治体が「全て処理」と回答であった。2 自治体は「一部処理」と回答している。
- ・ 処理できない理由として、予算・人員の不足や、地理的な条件によって回収できない状況を挙げる自治体が多い。

表 2.12 廃ポリタンクの処理状況（21 自治体対象）

回収状況	自治体数
全て処理	15
一部処理	3
処理しない(保管のみ)	0
未回答	3

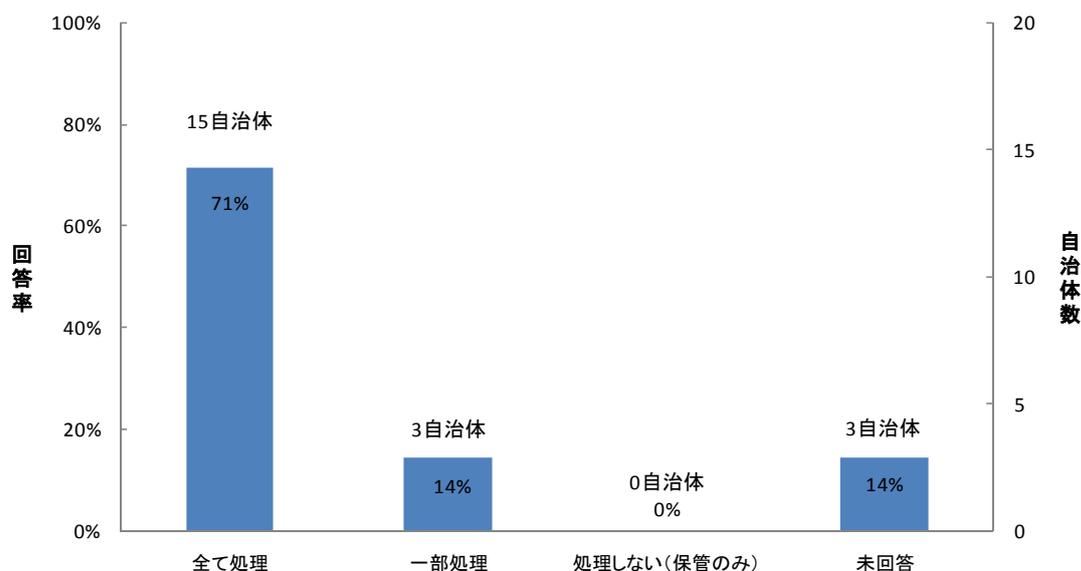


図 2.11 廃ポリタンクの処理状況

〈回収・処理ができない理由〉

- 予算・人員の不足。
- 内容物のある廃ポリタンク以外の回収・処理は市町村及び海岸管理者に委ねている(実態としてはほぼ全数回収実施。保管又は処理が行われている)。
- 把握していない。
- 地形的に回収が困難な場合は回収ができていない。海岸管理者が処理可能なものは処理。処理できないものは保管。
- 回収費用・人員の不足や、処理場の処理能力が不足していること(または廃棄物処理の予算がないこと)、また対象海岸以外の箇所については地形的に回収困難なため。
- 予算・人員の不足、地形的に回収が困難。
- 回収は市町村の判断による。

2-2-10.廃ポリタンクの調査体制

21 自治体における廃ポリタンクの調査体制について、自治体別に表 2.13 に示した。

- ・ 年間のべ調査要員数（道府県職員、外部委託等）、年間調査予算のすべての対策を講じているのは 1 自治体のみとなっており、その他の自治体では未回答や不明の回答が多くみられた。

表 2.13 廃ポリタンクの調査体制（21 自治体対象）

年間のべ 調査要員数 (道府県職員) 人日/年	自治 体数	年間のべ 調査要員数 (外部委託等) 人日/年	自治 体数	年間 調査予算 円/年	自治 体数
調査要員あり	4	0 人日/年	7	0 円/年	6
0 人日/年	3	調査要員あり	2	調査予算あり	3
不明	5	不明	1	不明	2
その他	3	その他	5	その他	5
未回答	6	未回答	6	未回答	5

〈その他〉

- 海岸、漁港、港湾を巡視する職員計 6 名が業務の一環として調査を行う。
- 県で直接実施していない。
- 漂着時に、既存の人員・予算で調査。
- 既存体制の枠内で対応しており、廃ポリタンクの調査体制としての特別な要員・予算はない。
- 廃ポリタンクに特化しての調査は実施していない。

2-2-11.都道府県民への注意喚起(複数回答)

21 自治体における都道府県民への注意喚起について表 2.14、図 2.12 に示した。

- ・ 「道府県（市町村）のホームページに掲載する」（17 自治体）、「市町村に文書等で注意を呼びかける」（11 自治体）と回答した自治体が多かった。

表 2.14 都道府県民への注意喚起（21 自治体対象）

注意喚起	自治体数
道府県(市町村)のホームページに掲載する	17
市町村に文書等で注意を呼びかける	11
特定の団体等に連絡して注意を呼びかける	3
特に注意喚起はしていない	2
その他	10

〈その他などの自由記載事項〉

- ラジオ等の県が持っている広報枠で注意喚起する。
- プレスリリース。
- 漂着情報や国から注意喚起連絡があった時に、海岸を有する市町へ電子情報等で連絡し、注意を呼びかける。
- 市町広報誌で注意を呼びかける。

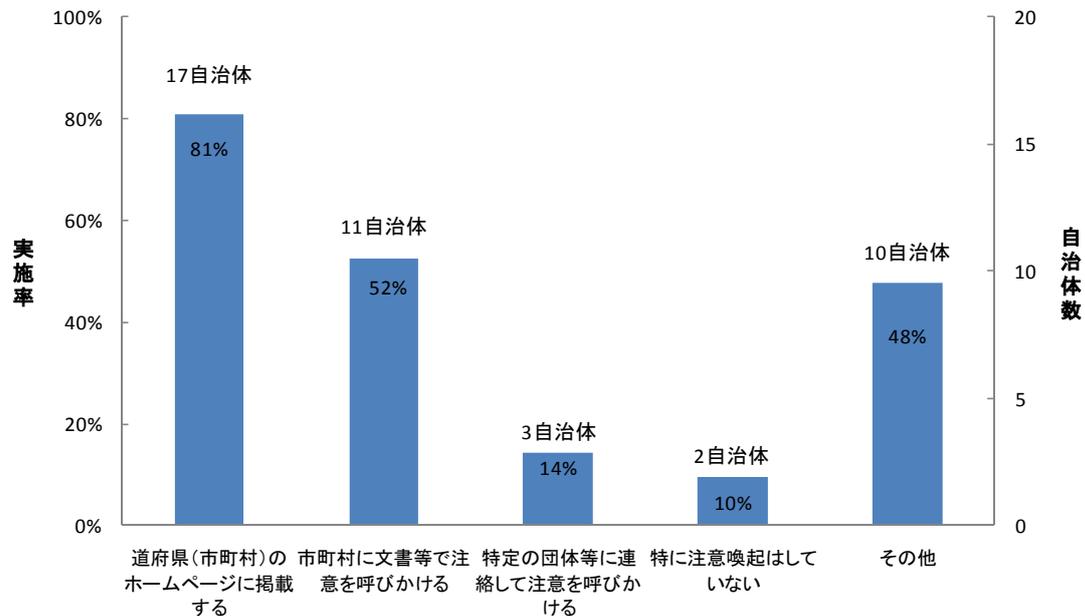


図 2.12 都道府県民への注意喚起

2-2-12.今年度の調査開始年月日・調査対象海岸

今年度の調査開始年月日・対象海岸について、いずれかの項目で回答のあった 17 自治体を対象に、表 2.15 に示した。

- ・ 今年度の調査事例は少なく、廃ポリタンクの漂着が少ない状況が伺える。なお、今年度の調査開始日では H23 年 4 月ごろと回答した自治体が比較的多かったが、この時期は昨シーズンの調査の延長とも考えられる。

表 2.15 今年度の調査開始年月日・調査対象海岸（17 自治体対象）

今年度の調査開始年月日	自治体数
H23 年 1～3 月	7
H23 年 4～5 月	5
H23 年 4,10 月	1
H23 年 12 月	1
その他	3

〈その他などの自由記載事項〉

- 各管理者が随時、巡視を行っており、一斉の調査日は設定していない。
- H23 年 3 月 31 日現在で、H22 年 12 月～H.23 年 3 月までに得た情報を集計（環境省の漂着状況調査による調査）。
- 日常の海岸巡視は概ね全海岸で行っているが、ポリタンク等の危険物に限定した一斉調査は行っていない。

※アンケート用紙には「今年度の調査をまだ行っていない場合は、昨年度までの期間で直近の調査年月日を記載してください。」と記している。

平成 23 年度の調査対象海岸	自治体数
道府県(市町村)の海岸全域	10
その他	7

2-2-13.国外由来と推測される危険な漂着物の調査について

国外由来と推測される危険な漂着物の調査について、調査を実施していない自治体、及び未回答の自治体を除く 12 自治体を対象に、表 2.16 に整理した。

- ・ 漂着物の種類については、対象の 12 自治体すべてで「医療系廃棄物」の回答がみられた。
- ・ 調査項目については、対象自治体のほとんどが、「漂着時期・個数・発生国の調査」を実施しており、その他の調査項目では「内容物」「ウイルス・細菌検査」「英語表記」の回答がみられた。
- ・ 注意喚起の方法については、「道府県のホームページに掲載する」（9 自治体）、「市町村に文書等で注意を呼びかける」（8 自治体）と回答した自治体が多くみられた。

表 2.16 国外由来と推測される危険な漂着物の調査（12 自治体対象）

漂着物の種類	自治体数	調査項目		
		漂着時期	個数	発生国
医療系廃棄物	12	8	11	9
ガスボンベ	1	1	1	1
木造船	1	1	1	1

〈その他の調査項目〉

- 内容物の有無、ウイルス・細菌検査、英語表記

注意喚起の方法	自治体数
道府県のホームページに掲載する	9
市町村に文書等で注意を呼びかける	8
特定の団体等に連絡して注意を呼びかける	3
特に注意喚起はしていない	0
その他	5

〈その他注意喚起の方法〉

- プレスリリース。
- 市町広報紙で注意を呼びかける。

2-2-14. 国外由来と推測される危険な漂着物の調査方法、対応策のマニュアル等(複数回答)

21 自治体における国外由来と推測される危険な漂着物の調査手法、対応策のマニュアル等について表 2.17 に示した。

- ・ 「国や各種団体の資料を活用している」(6 自治体) と回答した自治体が多くみられたが、「対応マニュアル等を整備している」、「特にマニュアルや既存資料等の整備・活用はしていない」(5 自治体) と回答した自治体も多くみられた。
- ・ 調査の拠り所とするマニュアルについては、関係道府県がさまざまな資料を利用しており、全国的には統一されていない状況がわかった。

表 2.17 危険な漂着物の調査方法、対応策のマニュアル等 (21 自治体対象)

整備状況	自治体数
対応マニュアル等を整備している	5
海岸漂着物対策推進地域計画の一環で対応している	2
国や各種団体の資料を活用している	6
特にマニュアルや既存資料等の整備・活用はしていない	5
その他	4
未回答	1

〈その他〉

- 漂着時の対応について市町村に通知している他、県地域機関に内容物の簡易分析方法を示している。
- 現在作成中。
- マニュアルの整備はないが、必要に応じ、参考となる資料を検索し、活用している。
- 調査や対応策のマニュアルではないが、国外由来か否かにかかわらず、危険、もしくは大量の漂着物が漂着した場合の連絡体制については別添(参考資料参照)のとおり定めている。
- 地域計画の見直しにおいて、危険物の対応体制を盛り込む予定。

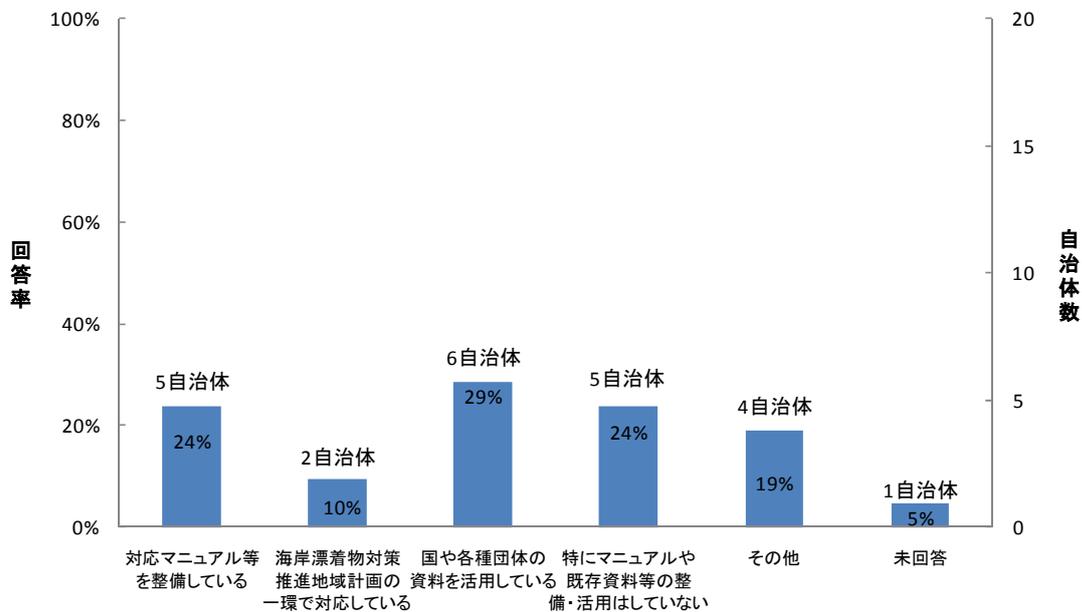


図 2.13 危険な漂着物の調査方法、対応策のマニュアル等

2-2-15.廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、調査の課題等や環境省への要望

21 自治体における廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、調査の課題等や環境省への要望を表 2.18 に整理した。

・「回収・処分費用に関する財政負担の継続」（9 自治体）、「内容物の確認方法、処分方法、費用負担を明確にしたマニュアル化や法整備」（7 自治体）といった意見が多くみられた。

表 2.18 調査の課題等や環境省への要望（21 自治体対象）

調査の課題等や環境省への要望	自治体数
回収・処分費用に関する財政負担の継続	9
内容物の確認方法、処分方法、費用負担を明確にしたマニュアル化や法整備	7
周辺国への流出防止を働きかける等の外交努力	5
冬季に調査や処理作業が集中することによる気候面や通常業務との人的な兼ね合い	4

2-2-16.市町村へのアンケート調査

関係道府県のほかに、検討会委員の意見を参考に、廃ポリタンク調査の先進的な取組を行っている北九州市にアンケートと電話ヒアリングを行った。

表 2.19 北九州市の廃ポリタンク調査概要

項目	内容
対象部局	環境局循環社会推進部循環社会推進課
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ポリタンクをはじめ、医療系廃棄物や信号弾など危険性が危惧される漂着ごみを調査。 ・調査期間は特に定めず、通常の海岸パトロールで漂着を発見するほか、市民からの情報等で漂着の有無を確認。 ・廃ポリタンクは回収し、全個数と記載された言語を調査する。内容物のあるものについて、化学分析を行う。 ・平成23年12月14日以降、合計72個のポリタンクを回収し、調査を行った。
注意喚起等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ポリタンクの内容物には有害なものが含まれていることがあるので、廃ポリタンクを回収し調査を行った結果は、市のHPへ掲載する。 ・関係機関等との情報共有する。

2-3. 把握結果の整理・過去の結果との比較・資料作成等

2-3-1. 従来の調査結果の検討

廃ポリタンク調査の現状把握結果を踏まえ、例年、環境省が関係道府県と連携して収集した情報について、ばらつき状況等の分析・評価を行う。得られた評価結果を踏まえ、今後廃ポリタンクに関する情報収集を行うにあたり可能な限り全国の状況を正確に反映する方法について検討・提案を行った。

あわせて、今後、関係道府県において同一時期に統一的に調査を実施することを考えた場合に、各関係道府県において実施可能な現実的かつ効果的な調査手法を適切に取りまとめた。

アンケート調査によると、回答のあった21自治体のうち、全海岸を調査するのは7自治体（33.3%）、調査対象とする海岸を選定している自治体が14自治体（66.6%）である。調査した廃ポリタンクを全て回収して数量把握するのは5自治体（23.8%）、目視によるなどの方法で数量を把握するのは16自治体（76%）である。多くの自治体は、限られた範囲の海岸において目視で数量を把握している実態が伺える。

海岸には容易に近づけない箇所や離島などの調査・回収しにくい箇所も多く、廃ポリタンクを全て回収することは困難であると考えられる。漂着の報告があった海岸等を目視で調査することが多く、確認できていない海岸にも廃ポリタンクの漂着があると想定されるが、その数量等は不明である。これまでの廃ポリタンクの調査結果は、目に付きやすい場所の数量を調べたものと位置付けられる。

表 2.20 平成 20 年 廃ポリタンク漂着個表（都道府県別）

	総数	うち韓国語 標記	うち中国語 標記	うち英語標 記	うち日本語 標記	時点
北海道	851	440	21	51	3	3月24日
青森県	940	440	27	36	21	2月29日
秋田県	4,581	935	16	18	6	2月29日
山形県	1,910	513	61	—	76	3月24日
新潟県	3,148	2,304	47	136	7	2月29日
富山県	11	2	—	—	8	2月29日
石川県	2,020	388	7	52	16	2月29日
福井県	1,742	924	17	33	20	2月29日
京都府	927	399	7	18	15	2月29日
兵庫県	393	199	—	—	—	3月4日
鳥取県	1,686	614	5	11	4	4月7日
島根県	6,378	—	—	—	—	3月14日
山口県	3,513	—	—	—	—	3月7日
福岡県	4,778	4,110	4	10	21	3月27日
佐賀県	1,083	718	1	—	4	2月29日
長崎県	7,536	5,348	8	3	3	2月29日
熊本県	123	19	3	1	2	3月25日
鹿児島県	1,154	660	8	31	—	4月10日
沖縄県	260	132	10	9	7	3月18日
合計	43,034	18,145	242	409	213	

※ 言語標記は確認できた個数

※ 「—」: 個数は未確認

表 2.21 平成 21 年 廃ポリタンク漂着個表（都道府県別）

平成 21 年 3 月 30 日現在

	総数	うち 韓国語 標記	うち 中国語 標記	うち 英語 標記	うち 日本語 標記	うち 内容物 あり	内容物 等	時点	漂着した市町村
北海道	893	369	13	49	144	1	主に 海水	3 月 27 日	石狩市、函館市、北斗市、松前町、木古内町、長万部町、上ノ国町、奥尻町、せたな町、島牧村、蘭越町、岩内町、泊村、積丹町、留萌市、小平町、北見市、室蘭市
青森県	1,078	643	31	69	36	8	廃油、 海水	3 月 23 日	五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村
秋田県	2,416	—	—	—	—	33	強酸性	2 月 3 日	秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市、湯上市、八峰町、三種町
山形県	1,278	550	17	0	88	16	強酸性、 廃油	2 月 27 日	遊佐町、酒田市、鶴岡市
新潟県	2,293	1,260	0	5	0	46	濃塩酸、 硫酸等	2 月 17 日	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、新発田市、村上市、糸魚川市、佐渡市、胎内市、聖籠町、出雲崎町、粟島浦村
富山県	3	0	0	1	0	0	なし	3 月 23 日	射水市
石川県	1,897	278	1	1	9	12	廃油等	3 月 23 日	金沢市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、内灘町、志賀町、宝達志水町
福井県	93	51	0	0	0	3	海水、 氷酢酸	3 月 17 日	越前町、南越前町、美浜町、敦賀市、福井市
京都府	35	12	0	1	1	1	不明	2 月 6 日	舞鶴市、京丹後市
兵庫県	73	34	0	0	0	10	強酸性、 廃油	2 月 19 日	豊岡市、香美町、新温泉町
鳥取県	248	121	4	3	10	5	強酸性、 廃油等	2 月 6 日	鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、米子市、大山町
島根県	1,976	—	—	—	—	128	強酸性、 廃油	2 月 27 日	益田市、大田市、浜田市、江津市、松江市、出雲市、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村
山口県	869	—	—	—	—	43	強酸性、 廃油	3 月 30 日	下関市、長門市、萩市、阿武町
福岡県	880	684	7	14	15	77	強酸性	3 月 27 日	北九州市、福岡市、宗像市、古賀市、福津市、新宮町、芦屋町、岡垣町、二丈町、志摩町
佐賀県	303	85			3	25	塩酸、 海水	3 月 27 日	唐津市、玄海町
長崎県	2,477	2,044	10	23	39	224	廃油、過 酸化水 素、酢酸	2 月 28 日	長崎市、佐世保市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、小値賀市、新上五島市、松浦市
熊本県	48	16	4		8	2	弱酸性	3 月 12 日	天草西海岸
鹿児島県	64	30	5	7		1	廃油	2 月 25 日	薩摩川内市、三島村、南さつま市、日置市、南九州市、伊仙町、大和村
沖縄県	35	12	1	7	7	2	廃油、 海水	3 月 4 日	伊平屋村、金武町、石垣市、宮古島市、国頭村、渡嘉敷村、恩納村
合計	16,959	6,189	93	180	360	637			

※ 漂着個数は、各道府県において把握している個数

※ 言語標記は確認できた個数

※ 「—」: 個数は未確認

表 2.22 平成 22 年 廃ポリタンク漂着個表（都道府県別）

平成 22 年 3 月 30 日現在

	総数	うち 韓国語 標記	うち 中国語 標記	うち 英語 標記	うち 日本語 標記	うち 内容物 あり	内容物 等	時点	漂着した市町村
北海道	549	289	11	59	48	10	不明	3月 30日	石狩市、松前町、江差町、奥尻町、乙部町、上ノ国町、せたな町、積丹町、蘭越町、留萌市、羽幌町、網走市、苫小牧市、室蘭市
青森県	759	490	2	6	33	7	海水等	3月 29日	五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、外ヶ浜町、鯉ヶ沢町、深浦町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村
秋田県	1,923	808	14	68	67	32	酸性	3月 24日	八峰町、能代市、三種町、男鹿市、潟上市、秋田市、由利本荘市、にかほ市
山形県	2,589	1,325	77	52	255	7	強酸性、 廃油等	3月 29日	鶴岡市、酒田市、遊佐町
新潟県	1,821	961	12	12	1	72	強酸性、 廃油等	3月 12日	村上市、粟島浦村、新発田市、胎内市、聖籠町、新潟市、長岡市、出雲崎町、柏崎市、上越市、糸魚川市、佐渡市
富山県	4	2	0	0	2	0	なし	3月 26日	富山市、射水市
石川県	1,921	733	29	69	80	8	廃油、 海水等	3月 29日	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、内灘町、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	949	114	1	7	5	21	塩酸、強 アルカリ 性、廃 油、海水 等	3月 26日	福井市、あわら市、坂井市、南越前町、越前町、若狭町
京都府	255	86	1	3	2	5	強酸性、 中性	3月 19日	宮津市、京丹後市、伊根町
兵庫県	43	17	0	1	0	1	海水	3月 29日	豊岡市、香美町
鳥取県	36	16	—	—	—	3	強酸性、 強アルカ リ性	3月 29日	岩美町、鳥取市、湯梨浜町、大山町、北栄町、米子市
島根県	2,828	2,280	—	—	—	46	強酸性、 強アルカ リ性、廃 油等	3月 1日	益田市、大田市、浜田市、江津市、松江市、出雲市、隠岐の島町、西ノ島町、海士町
山口県	2,306	—	—	—	—	33	強酸性、 廃油等	3月 29日	長門市、下関市、萩市、阿武町
福岡県	899	583	8	20	51	2	アルカリ 性	3月 26日	北九州市、福岡市、宗像市、古賀市、糸島市、新宮町、芦屋町、岡垣町
佐賀県	218	83	2	1	13	12	強酸性	3月 26日	唐津市、玄海町
長崎県	4,854	3,065	2	10	59	153	塩酸、酢 酸、過酸 化水素 水、海水	3月 29日	佐世保市、平戸市、松浦市、五島市、対馬市、壱岐市、小値賀町、新上五島市
熊本県	48	29	2	0	9	7	酸性、弱 アルカリ 性	3月 26日	天草市
鹿児島県	160	31	2	23	84	3	不明	3月 29日	薩摩川内市、屋久島町、西之表市、始良町、奄美市、喜界町、徳之島町、出水市、長島町
沖縄県	32	3	0	0	1	0	なし	3月 29日	石垣市
合計	22,194	10,915	163	331	710	422			

※ 漂着個数は、各道府県において把握している個数

※ 言語標記は確認できた個数

※ 「—」: 個数は未確認

表 2.23 平成 23 年 廃ポリタンク漂着個表（都道府県別）

平成 23 年 3 月 31 日現在

	総数	うち 韓国語 標記	うち 中国語 標記	うち 英語 標記	うち 日本語 標記	うち ロシア 語標記	うち 内容物 あり	内容物 等	漂着した市町村
北海道	187	129	4	22	23	1	1	強酸性	八雲町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、 蘭越町、江差町、泊村、蘭越 町、留萌市
青森県	708	372	74	12	33	1	0		むつ市、つがる市、平内町、外ヶ浜 町、鱒ヶ沢町、中泊町、大間町、佐井 村、五所川原市、深浦町、野辺地町
秋田県	245	96	3	16	12	0	0	燃料油、洗 剤等	秋田市、能代市、男鹿市、三種市、八 峰町
山形県	1,084	529	24	21	55	0	10	強酸性、強 アルカリ 性、廃油、 塗料	鶴岡市、酒田市、遊佐町
新潟県	2,113	865	28	6	10	19	9	油、 海水等	新潟市、長岡市、新発田市、村上市、 糸魚川市、佐渡市、胎内市、聖籠町、 出雲崎町、粟島浦村
富山県	2	1	—	—	1	—	0		富山市、滑川市
石川県	1,918	701	27	53	83	0	20	不明	金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加 賀市、羽咋市、白山市、能美市、志賀 町、宝達志水町、小松市
福井県	66	37	7	12	6	0	0	砂、海水	若狭町、敦賀市、あわら市
京都府	80	48	11	2	1	0	14	強アルカリ 性、油、不 明	京丹後市（網野町、丹後町、久美浜 町）
鳥取県	46	18	0	1	2	0	2	廃酸	岩美町、大栄町、琴浦町、鳥取市
島根県	494	2	0	0	0	0	7	強酸性	県内沿岸市町村
山口県	2,182	1,308	45	64	67	0	19	強酸性、コ ールター ル、油、洗 剤、 中性	下関市、長門市、萩市、阿武町
福岡県	1,503	955	34	11	49	0	28	強酸性（塩 酸）、油、不 明	北九州市、宗像市、古賀市、福津市、 新宮町、芦屋町、岡垣町、糸島市、福 岡市
佐賀県	82	17	1	—	2	—	5	不明	唐津市
長崎県	2,383	967	10	29	2	0	161	強酸、油、 海水、 不明	佐世保市、平戸市、対馬市、壱岐市、 五島市、西海市、小値賀町、新上五 島町
熊本県	12	8	1	0	2	0	3	海水	苓北町、天草市
宮崎県	1	0	0	1	0	—			延岡市
鹿児島県	160	19	19	3	74	0	2	酸性、 不明	与論町、大和村、日置市、南さつま 市、奄美市、指宿市、南大隅町、肝付 町、西之表市、屋久島町
沖縄県	61	3	4	10	0	0	2	廃油、 不明	恩納村、宮古島市
合計	13,327	6,075	292	263	422	21	283		

※ 漂着個数は、各道府県において把握している個数

※ 言語標記は確認できた個数

※ 「—」: 個数は未確認又は不明

※ 今回の調査結果は、各道府県からの情報提供を基に環境省がとりまとめたものであり、道府県毎に調査方法が異なっている場合があります。

2-3-2. 漂着ポリタンクの調査手法

関係道府県に対するアンケート調査から、廃ポリタンクの調査手法や調査内容は様々であることが分かった。また、現実に調査できる海岸は限られており、全量を回収することも困難であるといえる。内容物の化学成分の分析についても pH など比較的容易に検査できる項目を調査する自治体は多いが、分析を行うには費用等も必要になるため、実施している自治体は少ない。

今後、廃ポリタンクの漂着状況を統一的に整理していくには、最低限必要となる調査項目を各道府県の負担にならない範囲で調査する手法が求められる。アンケートの結果として得られた調査実態を踏まえ、今後求められる漂着ポリタンク調査の要件を検討し、「海岸漂着廃ポリタンク調査指針」を作成した。以下に、その内容を示す。

1) 背景と目的

海洋に流出するごみの量は1年間に600～700万トンといわれており¹、その多くが自然環境下ではほとんど分解されないプラスチック製品である。ペットボトル、食品容器、包装フィルムなど多くの生活用品が、海岸に漂着し、その量は年々増加している。こうしたプラスチック製品のうち、化学薬品が入った業務用ポリタンクなど、危険なごみも漂着するようになってきた。

日本の沿岸域に廃ポリタンクの漂着がみられるようになったのは2000年からと言われている。それ以降、毎年のように1月から3月の冬季間に、九州から北海道の日本海沿岸を中心に大量の廃ポリタンクが流れ着いており、その対策が急務となっている。大量の廃ポリタンクは、海岸の景観を損ねるばかりではなく、観光産業への影響も懸念される。また、廃ポリタンクには塩酸などの強酸をはじめ、さまざまな種類の化学物質が残留しているものがあり、人に対する毒性や海岸の生物への影響も懸念される。

冬季に日本海沿岸に漂着する廃ポリタンクの多くは、韓国など海外から漂流してきたものと考えられており、この問題を解決するには関係国間での連携した対策が求められる。そのためには、廃ポリタンクの漂着状況を的確に把握することが必要である。

これまでも、環境省の依頼の下で、関係道府県や市町村の協力により廃ポリタンク漂着状況等について調査が実施されてきた。しかしながら、調査は関係道府県が独自に試行錯誤しながら進めているのが現状であり、必ずしも統一された手法で体系的な調査が行われたわけではない。

したがって、今後、地域における廃ポリタンクの漂着状況を的確に把握するため、関係道府県が適切な調査を行い、注意喚起等の必要な対策を行う際の参考となるよう、「海岸漂着廃ポリタンク調査指針」としてとりまとめた。

¹ UNEP 2005: Marine Litter, an analytical overview.

2) 廃ポリタンクの調査方法

廃ポリタンクの漂着状況を的確に把握するため、各地域で実施する調査の参考となるよう、標準的な調査手法を整理した。

(1) 調査の手順

①調査の開始

海岸管理者等による日常のパトロールなどで廃ポリタンクが数多く発見された場合や近隣の海岸で漂着情報があった場合で、管理する海岸に漂着が疑われるときに調査を行う。また、環境省より調査の依頼があったときに、調査を行う。

②関係部署への情報伝達

調査にあたっては海岸管理者、環境部局、保健所等の行政の分析機関や外部の分析機関、環境省等に漂着に関する情報を伝達するとともに、必要に応じて住民や警察・消防など関係機関に情報を伝達する。

③現地調査

廃ポリタンクがどのくらいの範囲に漂着しているかを把握するため、所管する海岸を可能な限り調査し、漂着状況（廃ポリタンクの数量や漂着範囲等）を把握する。各海岸管理者などが、当該市町村・消防機関・警察等と連携して漂着状況の把握に努めるものとする。

④内容物等の検査・分析

漂着した廃ポリタンクのうち内容物が残っているものがある場合は、内容物の検査・分析を行うことが望ましいが、実施の可否は自治体が判断する。

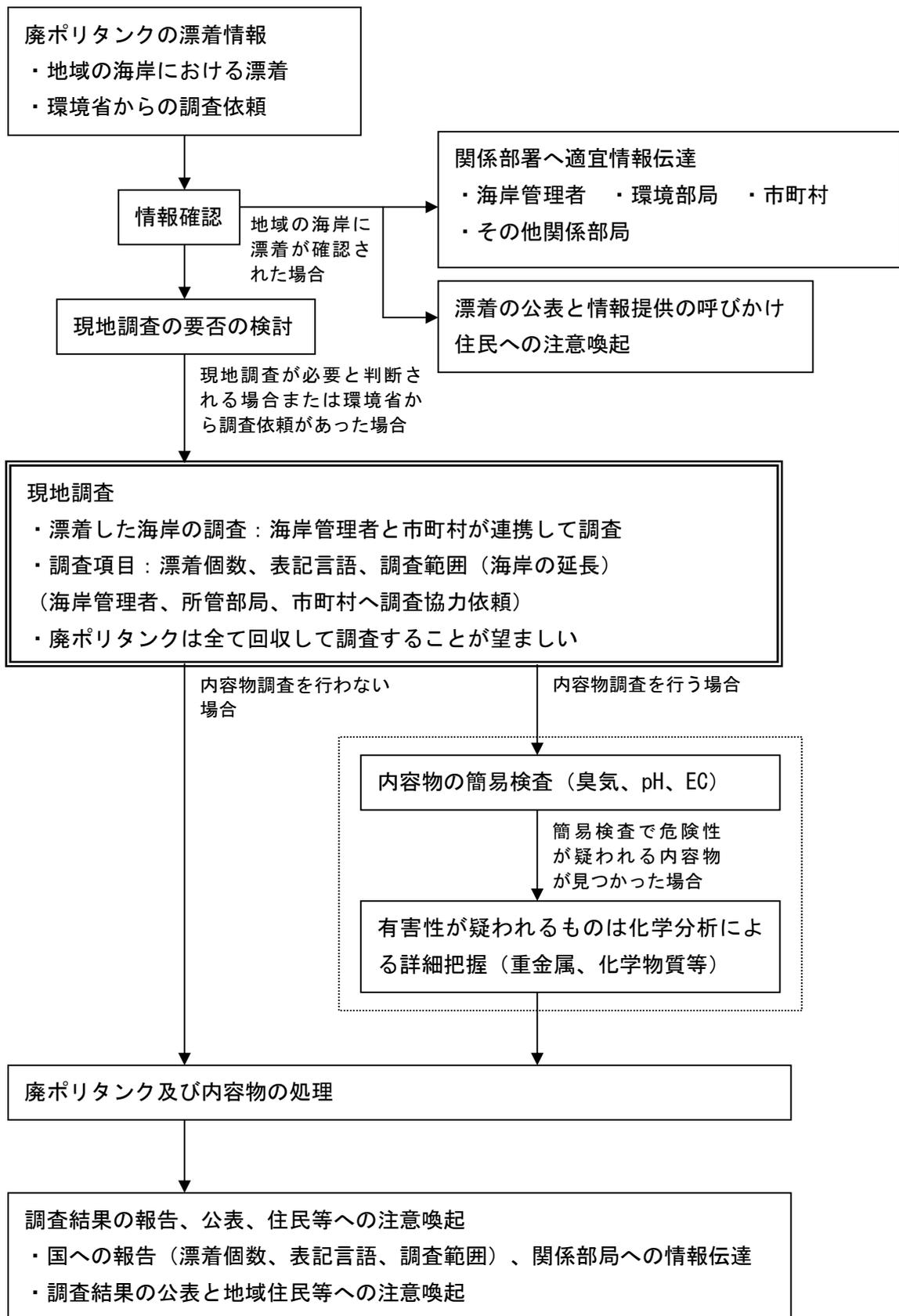
⑤廃ポリタンク及び内容物の処理

回収した廃ポリタンク及び内容物は各自治体で適切に処理する。

⑥住民等への情報提供と報告

廃ポリタンクの内容物には強酸性の物質や重金属が含まれていることがあるため、住民の健康被害等を防ぐためにも、漂着状況を情報公開するとともに注意喚起を行う。

また、廃ポリタンクが漂着した場所や数量、内容物の分析結果など、調査結果がまとまった時点で速やかに情報を公開するとともに、全国的な動向をとりまとめる環境省に報告する。



【廃ポリタンクの調査手順】

3) 現地調査の実施手法

(1) 時期と回数

廃ポリタンクの漂着状況調査は、海岸管理者や環境部局をはじめ、各関係道府県の担当部局が行う。年間を通じて定期的な海岸パトロール等によって漂着状況を把握することが望ましいが、特に漂着が多く見られる冬期においては重点的に調査を実施する。

重点調査の開始時期は、管轄海岸にて廃ポリタンクの漂着が報告されたとき又は環境省からの調査依頼があったときとする。重点調査の期間は1月～3月の3ヶ月間が想定されるが、廃ポリタンクの漂着状況に応じて柔軟に対応する。

また、調査の回数は特に定めないが、管轄海岸において廃ポリタンクの状況を把握できるよう適切に設定すること。

(2) 対象海岸の選定方法

漂着した廃ポリタンクの全量を把握するために、調査対象海岸は管轄する全海岸とするのが望ましいが、人が容易に近づけない海岸は除くなど、地域の実情に合わせ、可能な範囲で調査を行う。なお、調査した海岸の延長を記録し、管理する全海岸のどの程度の割合を調査したのかを把握する。

(3) 数量把握の方法

調査できる海岸について全ての廃ポリタンクを回収し、全個数を数えることが望ましい。回収が困難な海岸では、目視による数量把握を行う。漂着状況はできるだけ写真に記録する。数量は調査の各回で集計するとともに、調査期間の終了時に期間合計を集計する。

(4) 調査項目

調査した廃ポリタンクは、発生国の推定に利用できるように、表記された言語別に集計する。言語の区分は、ハングル語、中国語、日本語、英語、ロシア語、その他言語とする。

なお、廃ポリタンクに表記された内容物の外国語表記をあらかじめ調べておくと、内容物を推測する際の参考になる。下記に事例を示すが、同一物質でも様々な表記があることに留意する。

【化学物質等の外国語表記事例】

物質名	化学記号	ハングル語	中国語	英語
過酸化水素	H ₂ O ₂	과산화 수소	过氧化氢	Hydrogen peroxide
硫酸	H ₄ SO ₄	황산	硫酸	sulfuric acid
硝酸	HNO ₃	초산	硝酸	Nitric acid
塩酸	HCl	염산	盐酸	hydrochloric acid
水酸化カリウム	KOH	수산화 칼륨	氢氧化钾	potassium hydroxide
ヒドラジン	H ₂ NNH ₂	히드라진	肼	hydrazine
防蝕剤	—	방축제	防蚀剂	anticorrosive

4) 内容物分析の実施手法

(1) 簡易検査

内容物の簡易検査は、取り扱いに十分に注意し、臭気、pH、電気伝導率（EC）を調査する。臭気と pH は比較的容易に調査できる上、内容物の有毒性を判断できる項目でもあるので、できるだけ調査することが望ましい。

まず臭気を調べ、刺激臭等がする場合は、詳細分析の検討対象とする。特に臭気に異常がないものは、pH 試験紙等で pH を測定する。酸性またはアルカリ性に偏った性状のものも詳細分析の検討対象とする。臭気・pH とともに異常が無い場合は、電気伝導率計にて伝導率を計測し、内容物が海水であるか否かを判断する。なお、電気伝導率をもって海水であると判断された内容物の処理方法についても慎重に検討する。

(2) 詳細分析

簡易検査で異常が認められた内容物は、保健所等の分析機関にて成分を分析する。分析項目は重金属（カドミウム、鉛、水銀、砒素、クロムなど）や化学物質（シアン、過酸化水素など）とするが、調査機関の分析機器の仕様に応じて柔軟に選択する。なお、分析に使用した内容物は適正に処理する。

5) 情報公開及び注意喚起

(1) 情報共有・公開

廃ポリタンクの調査結果は、海岸管理者をはじめ、環境部局等の関係部局、関係機関、地域住民等と情報共有し、現状の理解を深め対策の検討に供する。また、廃ポリタンクの内容物は、海岸を利用する住民の健康被害を及ぼすおそれもあるため、分析結果は速やかに情報公開し、廃ポリタンクにむやみに触れないように注意喚起を実施する。

調査結果と注意喚起は、関係道府県のホームページへの掲載、関係機関への文書、プレスリリース等により情報公開する。また、市町村へも情報公開・注意喚起の協力を依頼する。

情報公開する項目は、廃ポリタンクが発見された時点の状況（発見日時、場所、情報源、漂着状況、被害状況、注意喚起、対応状況）と調査結果（数量、発生国、内容物、注意喚起、対応状況）とするが、地域の要望に応じて柔軟に対応する。

(2) 国への報告

国から報告を求められた場合は、廃ポリタンクの調査結果をとりまとめ、国から示された所定の書式（次頁に例を示す。）に従って環境省に結果を報告する。報告は、調査海岸名と市町村名のほか、廃ポリタンクの総数、記載言語別の数量、調査範囲（延長：m）の3項目とする。このほか、内容物の有無、内容物の化学分析を行った場合には、それらの結果についても報告する。

【海岸漂着廃ポリタンク調査集計表（例）】

■海岸漂着廃ポリタンク調査集計表

調査機関		調査日		分析機関		分析日	
------	--	-----	--	------	--	-----	--

海岸名	市町村名	総数	ハングル	中国語	英語	日本語	ロシア語	不明	調査範囲	内容物の簡易検査※	内容物の詳細分析※
合計											

※内容物の化学分析を行った場合は、分析の内容（臭気、pH、電気伝導率、重金属分析、重金属、イオン類の分析、その他の化学成分）の概要を記載する。

III. 海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットの作成等

海岸漂着物等の処理等に係る普及啓発を促進するため、海岸漂着物対策の現状を整理し、国民に発生抑制対策の重要性を認識してもらうためのパンフレットを作成した。

パンフレットの作成に際しては、環境省が過去に作成した「漂着ゴミについて考える。私たちの海を守るには？」（平成 21 年 3 月作成）を参考に、当該資料が海岸漂着物処理推進法の成立以前に作成されたものであることに留意し、同法成立以降の関係者の役割分担等を踏まえたものとし、環境省等が実施した直近の調査結果等を十分に反映した。

- (ア) 海岸漂着物問題の現状（国外由来・国内由来等の漂着状況等、河川等を通じた海岸の漂着状況等を含む）と環境影響等の課題（過去の調査結果、写真等を活用）
- (イ) 海岸漂着物処理推進法を踏まえた海岸漂着物対策の推進体制・役割分担等
- (ウ) 発生抑制対策として国民ができること
- (エ) 連絡先等必要事項

パンフレット作成に際しては、海岸漂着物等の回収・処理並びに発生抑制対策について各地の民間団体が一定の知見を有することに留意し、一般社団法人 JEAN より以下の意見を頂いた。

- ・ 法令のイメージ図については、中央の円は「多様な主体が連携した漂着ごみ対策」とする。囲みにして「対策への取組イメージ」とした方が良い。
- ・ 法令のイメージ図の「国」の役割について、「また、自治体や民間団体等の多様な主体の連携を支援する。」を「また、多様な主体の連携及び活動を支援する。」と修正する。国の記述文については法文を正確に記載する。
- ・ 法令のイメージ図の「民間団体」の役割について、「自発的な意思のもとで海岸ごみへの取組に参加する。」を「発的な意思のもとで漂着ごみ問題への取組に参画する。」
- ・ 法令のイメージ図「市町村の役割」について、「漂着ごみの回収処理を推進する。」を「漂着ごみの回収処理および発生の抑制を推進する。漂着ごみ対策は「回収処理」と「発生抑制」の両者を含んでいるので、市町村の記述について「回収処理」のみの記述は正確ではない。
- ・ 「漂着ごみに現状」において、漂着したペットボトルの国別割合を漂着したペットボトルの製造国別割合とする。
- ・ 「漂着ごみの現状」の中のデータ出典名はもう少し大きいポイントにした方がはっきりする。
- ・ 「もっと知りたい人のために」で「海ごみプラットフォーム・ジャパン」は、「海ごみプラットフォーム・JAPAN」とする。また、「海ごみに関する幅広い…」を「海洋ごみに関する幅広い…」とする。

作成したパンフレットを以下に示す。

パンフレット（外面）



漂着ごみについて考える 私たちの海岸を 守るには？



❗ どうして海岸にごみがたまるのでしょうか

ポイ捨てされたごみや屋外に放置されたごみは、雨や風によって河川に入り、海に流れ出します。このほか漁業のごみや船舶からのごみなど海上で発生するごみもあります。こうしたごみは海の流や風の力によって海岸にたどり着きます。

これに対して、日本各地の海岸や河川で自治体やボランティア等による清掃活動がおこなわれています。しかしながら以下の理由により、回収が追いついていないのが現状です。

- 特定の海岸に、毎年繰り返し大量に漂着
- 人が近づかない海岸にも多数のごみが漂着
- 医療系ごみや大きなごみなど回収しにくいごみも多い
- 再度海に流れ出し、広域に拡散して回収できなくなる

❗ 私たちにもできること

ごみを減らすこと、発生したごみはきちんと処分することが、美しい海岸を守ることに繋がります。

- ❶ 屋外で出たごみは袋に持ち帰って処分しましょう
- ❷ ごみは所定の場所・時間には、分別して出しましょう
- ❸ 海・川・山のレジャーではごみを持ち帰りましょう
- ❹ ごみのポイ捨ては法令で禁止されています
- ❺ 日々の生活から出るごみを減らしましょう
- ❻ 使い捨てをなくし、繰り返し使えるものを選びましょう
- ❼ 包装はできるだけ少ないものを選びましょう
- ❽ 清掃活動に参加しましょう
- ❾ 河川敷や海岸の清掃活動に参加しましょう

★ もっと知りたい人のために

- 環境省漂着・漂着ごみ対策 HP http://www.env.go.jp/water/marine_litter/
- 海ごみプラットフォーム・JAPAN HP <http://www.malipjapan.jp/>
(海洋ごみに関する幅広い情報が掲載されています。)
- 『海ごみ一拡大する地球環境汚染』 小島 あずさ・眞 淳平、中公新書
- 『海ごみ 日本に漂着するポリ容器 兼廣香之 社団法人海と活環境美化推進機構』
- Marine Litter: A Global Challenge (2009) 国連環境計画 (UNEP) <http://www.unep.org/>

環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室
TEL : 03-5521-9025 FAX : 03-3593-1438 <http://www.env.go.jp/>
平成 24 年 3 月発行

海は生命のゆりかごであると同時に、漁業、海運、レジャーなど、私たちの生活に欠かせない場となっています。いま、海岸に流れ着いたごみにより、私たちの海やそこに暮らす生き物たちに様々な影響が及んでいます。かけがえのない海を守るためには、私たちは何をすればよいのでしょうか？

漂着ごみとは

海洋に流れ出るごみの量は、世界全体で年間600～700万トンにのぼるといわれています。こうしたごみは国を越えた広い範囲にひろがっており、日本の沿岸には国内から流れ出たごみのほか、海外から運ばれてきたごみも漂着しています。漂着ごみの多くは、自然の中で分解されにくいプラスチック製品などであるため、景観の悪化や生態系への影響が懸念されています。また、その回収処理には大変な手間とお金がかかっています。



漂着ごみの影響

漂着ごみによって海岸の環境にさまざまな影響がでています。

- ① 安全な暮らしへの影響
医療系廃棄物やガラス破片などによって人に被害が及ぶおそれがあります。
- ② 景観やレジャーへの影響
美しい海岸の景観を損ね、海水浴や観光等への影響が懸念されます。



- ③ 海洋生物への影響
ウミガメなどの体に絡まったり、海鳥が誤食して死亡する例が報告されています。

写真1・写真2 提供：一般社団法人J-EAN <http://www.jean.jp/>

海岸漂着物処理推進法 ～美しく豊かな海岸をまもるために～

平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「海岸漂着物処理推進法*1」が成立しました。この法律を踏まえ、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、各地の海岸で漂着ごみ対策の取組が始まっています。

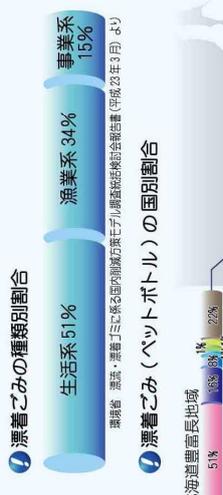
① 海岸漂着物処理推進法のポイント

- 漂着ごみの発生抑制：ごみを出さない
国や自治体は、漂着ごみの発生状況調査、市街地や河川等でのごみの発生抑制に努めます。また、国は漂着ごみの発生抑制に向けて、周辺国との国際協力を推進します。
- 漂着ごみの回収処理：ごみを片付ける
法に定める海岸管理者等*2は、市町村など地域の関係者と連携し、漂着ごみの回収処理のため必要な措置を講じます。
海岸漂着物処理推進法の下で美しく豊かな海岸を守るため、国、海岸管理者等、自治体、国民、事業者、民間団体など多様な主体が協力し、漂着ごみ対策を着実に推進しているところです。

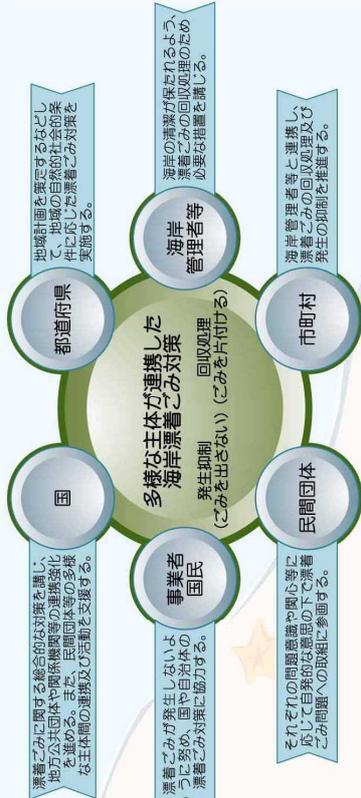
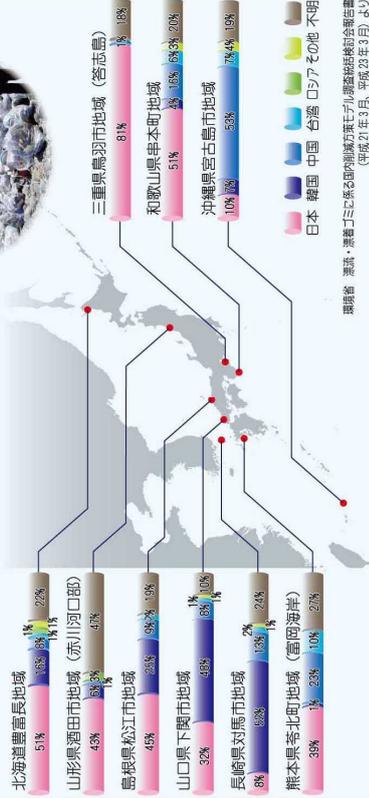
*1 海岸漂着物処理推進法：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理に関する法律
*2 海岸管理者等：関係法令に基づき海岸の土地を管理する者（都道府県又は市町村など）

漂着ごみの現状

環境省の「漂流・漂着ごみに係る国内削減対策モデル調査」によれば、漂着ごみを種類別にみると、私たちの家庭からでた生活系ごみが約半分を占めているという調査結果が得られています。また、漂着したペットボトルの国別割合をみると、日本海側一部の地域などでは海外のペットボトルの方が多く流れ着いているという結果が得られています。



④ 漂着ごみ（ペットボトル）の国別割合



IV. 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況、地域グリーンニューディール基金(海岸漂着物地域対策推進事業)執行状況調査結果の整理・分析

環境省が全都道府県に対して行う海岸漂着物処理推進法施行状況調査及び地域GND基金執行状況調査の結果を分析し、今後、都道府県から国へ各種要請があった際に、円滑に対応するための基礎資料を整理した。基礎資料は業務開始後1ヶ月以内に整理し、環境省の確認を頂いた。

4-1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

海岸漂着物処理推進法の施行状況について、環境省が全都道府県を対象に行った調査結果を一覧表にまとめ、地域的な傾向、取組推進に当たっての課題を分析した。

調査・分析結果は、今後、都道府県から国へ各種要請があった際に、円滑に対応することができるよう、分かりやすい形で資料にとりまとめた。調査項目としては下記のとおり。

- (ア) 地域計画の策定・検討状況、完成予定時期（第14条関係）
- (イ) 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（組織時期、会合開催回数、人数、構成員の肩書き）（第15条関係）
- (ウ) 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（委嘱時期、人数、肩書き、活動の内容）（第16条第1項）
- (エ) 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（指定時期、団体数、指定団体概要、活動の内容）（第16条第2項）
- (オ) 発生の状況及び原因に関する調査の実施状況、検討状況（第22条）
- (カ) ごみ等を捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）（第23条）
- (キ) 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（第26条、第27条）
- (ク) 民間の団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（第25条第1項及び第2項）
- (ケ) 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題
- (コ) 東日本大震災が原因と推測される海岸漂着物の状況

4-1-1.はじめに

平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行された海岸漂着物処理推進法は、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図ることを目的とした法律である。

環境省では、平成 23 年 4 月、平成 24 年 2 月に海岸漂着物処理推進法の施行状況に関して、以下に示す同法第 14～16 条、第 22～23 条、第 25～27 条に関わる事項について 47 都道府県を対象に調査を行った。

本調査結果は、平成 24 年 1 月末時点のものである。

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

第二十二條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生を抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

第二十三條 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

第二十六條 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

4-1-2.地域計画の策定状況及び策定予定時期について(法第14条関係)

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表4.1、図4.1に示した。

- ・策定済みとしたのは21自治体であり、策定中又は策定予定有りとした15自治体を合わせると、36自治体（全体の75%）であった。

表4.1 地域計画の策定状況

策定状況	自治体数	自治体名
策定済	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、兵庫県、京都府、香川県、高知県、愛媛県、山口県、大分県、長崎県、宮崎県、沖縄県
策定中	9	宮城県、東京都、新潟県、三重県、和歌山県、島根県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
未策定 (策定予定有り)	6	岩手県、福島県、大阪府、鳥取県、徳島県、福岡県
未策定 (策定予定無し)	11	栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県
計	47	

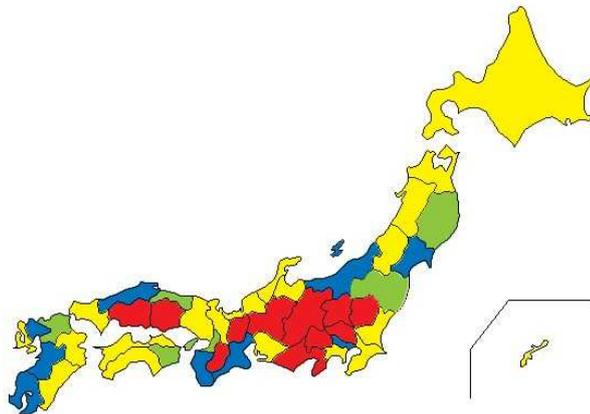
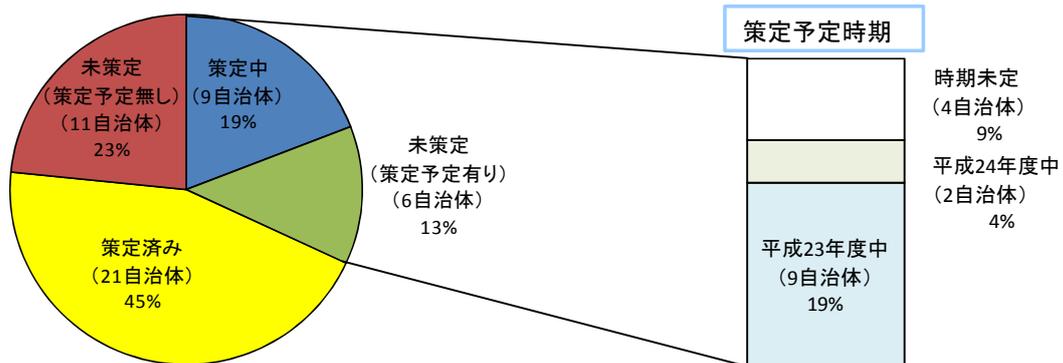


図4.1 地域計画の策定状況

4-1-3.海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第 15 条関係)

① 組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表 4.2、図 4.2 に示した。

- ・組織済みとしたのは 23 自治体であり、今後組織する予定とした 2 自治体を合わせると、25 自治体（全体の 53%）であった。
- ・組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「既存の審議会等を活用」のほか、「地域計画を策定しないため」、「海岸がないため」が見られた。

表 4.2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
組織済み	23	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
組織予定有り	2	京都府、福岡県
組織予定無し	17	岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、高知県、大分県
その他 (検討中等)	5	福島県、茨城県、福井県、静岡県、鳥取県
計	47	

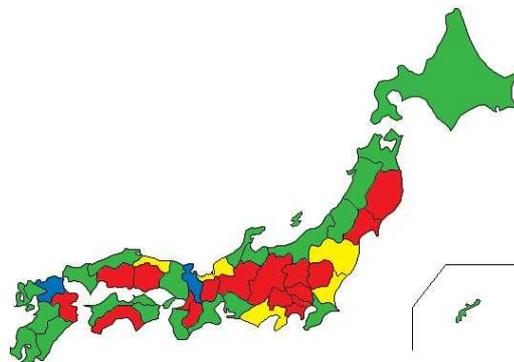
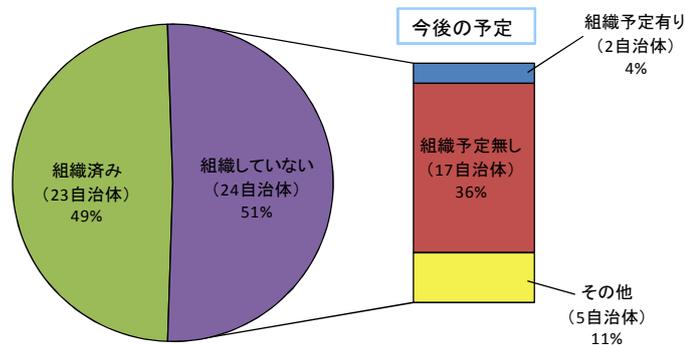


図 4.2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

② 協議会の開催状況

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数について表4.3、表4.4、図4.3に示した。

- ・協議会を定期的で開催しているとしたのは7自治体であり、年間開催回数は、1回が最も多かった。
- ・協議会を不定期に開催しているとしたのは16自治体であり、協議会を開催する主な事由としては「地域計画の策定・変更にあたって必要な時」が挙げられた。

表4.3 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（23自治体対象）

年間開催時期	自治体数	自治体名
定期的	7	北海道、青森県、山形県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県
不定期	16	秋田県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、和歌山県、兵庫県、島根県、愛媛県、徳島県、香川県、山口県、熊本県、鹿児島県
計	23	

表4.4 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（7自治体対象）

年間開催数	自治体数	自治体名
1回	5	北海道、青森県、佐賀県、長崎県、宮崎県
2回	1	山形県
3回以上	1	沖縄県
計	7	

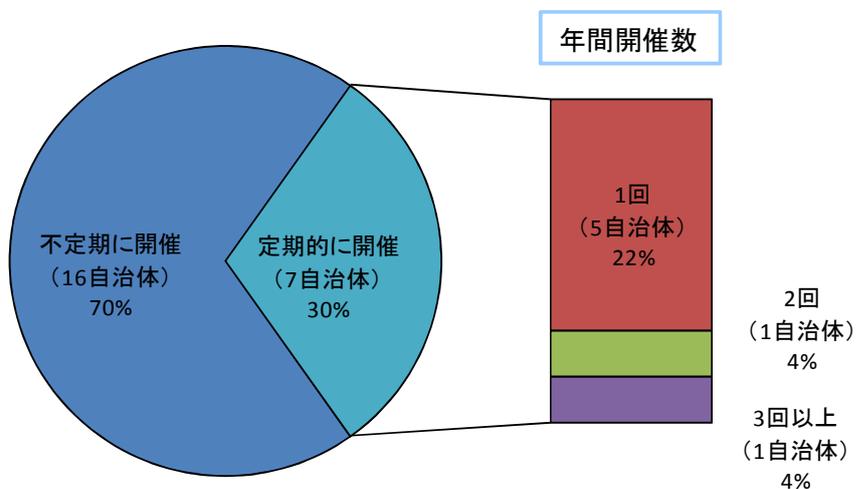


図4.3 海岸漂着物対策推進協議会の開催状況

③ 協議会の構成人数及び構成員

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を「組織済み」と回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の構成人数を表4.5、図4.4に示し、海岸漂着物対策推進協議会構成員の内訳を表4.6、図4.5に示した。

- ・協議会構成員は10人以上40人未満であり、20人台で構成している自治体が最も多かった。
- ・県や市町村の行政（自治体）関係者が最も多く、次いでNPO法人等の民間団体や地元の漁業協同組合などに代表される関係団体、国の行政関係者、学識経験者を中心に構成されていた。

表4.5 協議会の構成人数（23自治体対象）

構成人数	自治体数	自治体名
10人未満	0	
10人以上 20人未満	8	秋田県、和歌山県、兵庫県、山口県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
20人以上 30人未満	11	北海道、山形県、千葉県、新潟県、石川県、愛知県、三重県、島根県、徳島県、愛媛県、佐賀県
30人以上 40人未満	4	青森県、富山県、香川県、熊本県
計	23	

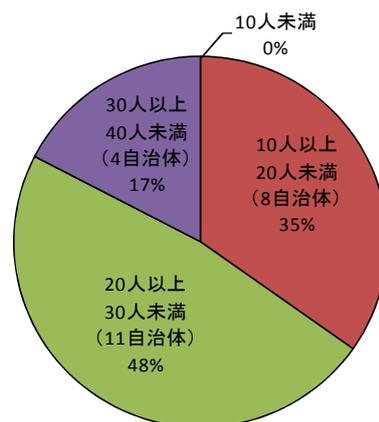


図4.4 協議会の構成人数

表4.6 構成員の内訳(23自治体対象)

構成員の肩書き	人数
行政(自治体)	298
関係団体	101
行政(国)	55
学識経験者	32
民間企業	7
その他	2
計	495

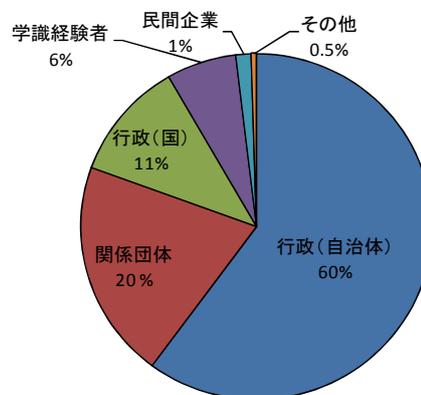


図4.5 構成員の内訳

④ 協議事項

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を「組織済み」と回答した自治体（23自治体）の海岸漂着物対策推進協議会における協議事項について表4.7に示し、その実施率を図4.6に示した。

- ・ 「地域計画の作成又は変更に関する協議」は、協議会組織済みの全自治体で行っていた。

表4.7 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項（23自治体対象、複数回答）

協議事項	自治体数
地域計画の作成又は変更に関する協議(法第14条及び第15条第2項第1号)	23
海岸漂着物対策の推進に関する連絡調整(法第15条第2項第2号)	19
海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること	6
海岸漂着物対策に係る普及啓発に関すること	3
協議会の運営に関すること	3

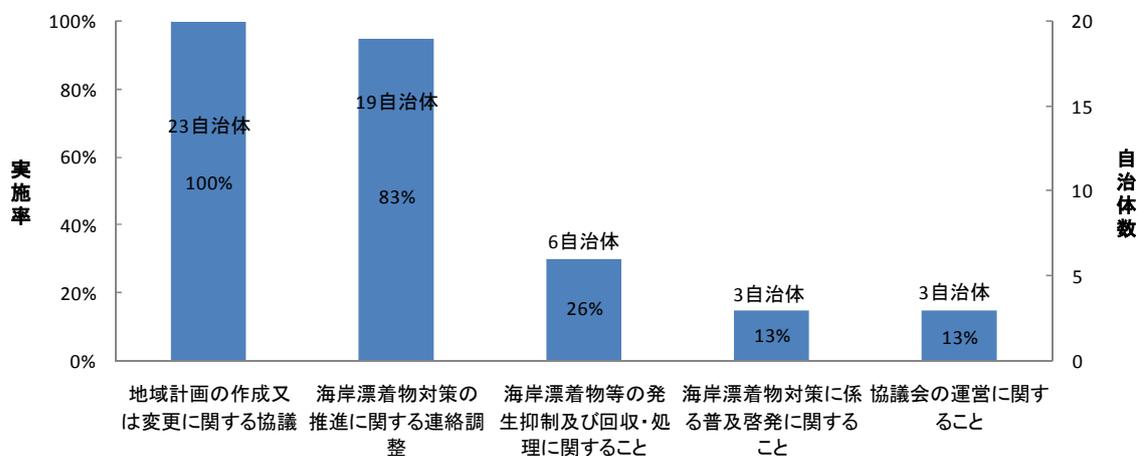


図4.6 各協議事項の実施自治体数（23自治体対象、複数回答）

4-1-4.海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第 16 条第1項)

① 委嘱状況

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、委嘱済みとした自治体は三重県のみであった。

② 委嘱人数等

「①委嘱状況」において海岸漂着物対策活動推進員を委嘱済みと回答した三重県の委嘱人数及び推進員の内訳について表 4.8 に示した。

表 4.8 海岸漂着物対策活動推進員の詳細

肩書き	委嘱人数	協議会への参加の有無
学識経験者	3	アドバイザーとして 参加している。
民間団体	1	
計	4	

4-1-5.海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第 16 条第2項)

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について、平成 24 年 1 月末時点で指定した自治体はなかった。

4-1-6.海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況(法第 22 条)

① 調査実施状況

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表 4.9 に示し、その実施率を図 4.7 に示した。

- ・全自治体の 72% (34 自治体) が既に調査を実施しており、全国的に広く実施されていた。

表 4.9 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治数	自治体名
実施している	34	北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
実施予定無し	13	宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、広島県、香川県
計	47	

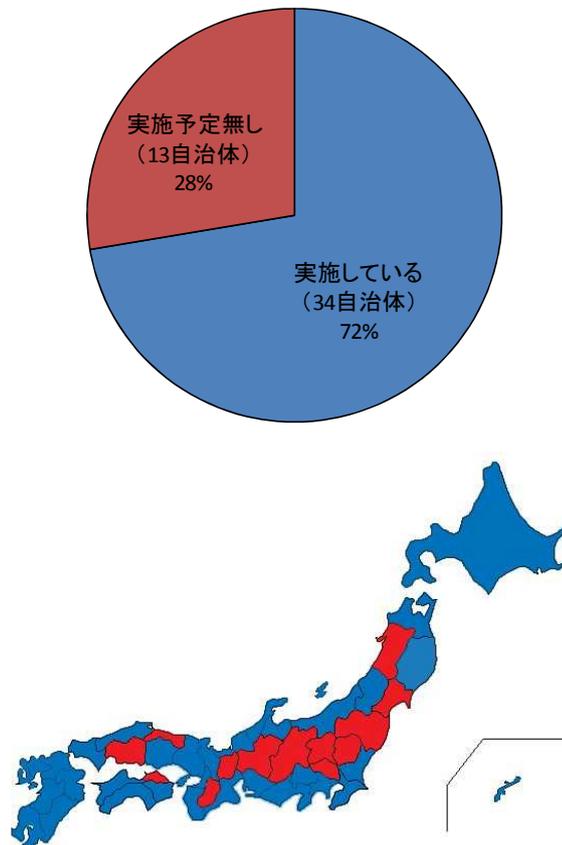


図 4.7 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

② 調査内容

「①調査実施状況」において実施していると回答した自治体（計 34 自治体）の主な調査内容を表 4.10 に示し、その実施率を図 4.8 に示した。

- ・海岸漂着物等の量・種類に関する調査が最も多く行われていた。
- ・図表に掲げるほか、散乱ごみの経年変化を把握するための調査を実施している自治体もあった。

表 4.10 主な調査内容（34 自治体対象、複数回答）

調査内容	自治体数	自治体名
海岸漂着物等の量、種類等	32	北海道、青森県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
地理的状況（海岸特性等）	8	北海道、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県
発生源調査	10	岩手県、山形県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、高知県

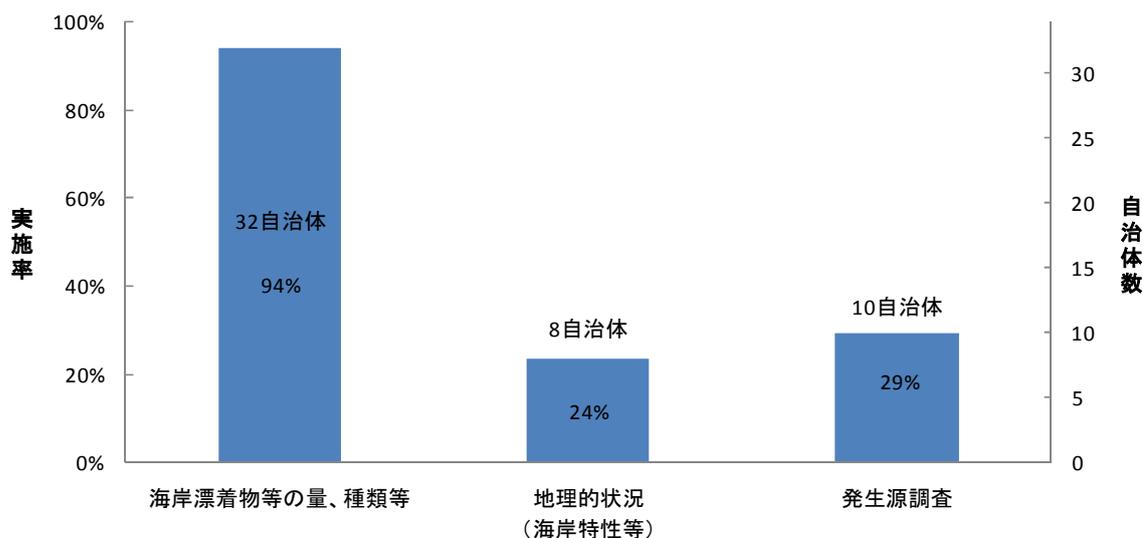


図 4.8 主な調査内容（34 自治体対象、複数回答）

③ 調査結果の今後の活用方法

「①調査実施状況」において実施していると回答した自治体（計 34 自治体）の調査結果の今後の活用方法について主なものを表 4.11 に示し、その実施率を図 4.9 に示した。

- ・地域計画策定への基礎資料としての活用が最も多かったが、各項目とも大きな差は見られなかった。
- ・図表に掲げるほか、海洋環境保全対策、事故防止ガイドライン等への活用等と回答した自治体もあった。

表 4.11 調査結果の今後の活用方法（34 自治体対象、複数回答）

活用項目	自治体数	自治体名
地域計画	15	山形県、茨城県、千葉県、富山県、福井県、愛知県、三重県、京都府、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県
回収・処理方法	10	北海道、岩手県、茨城県、千葉県、神奈川県、石川県、鳥取県、徳島県、高知県、沖縄県
重点区域・調査区域の選定	10	青森県、千葉県、兵庫県、和歌山県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
発生抑制対策	11	岩手県、山形県、神奈川県、大阪府、新潟県、愛知県、和歌山県、高知県、徳島県、佐賀県、沖縄県

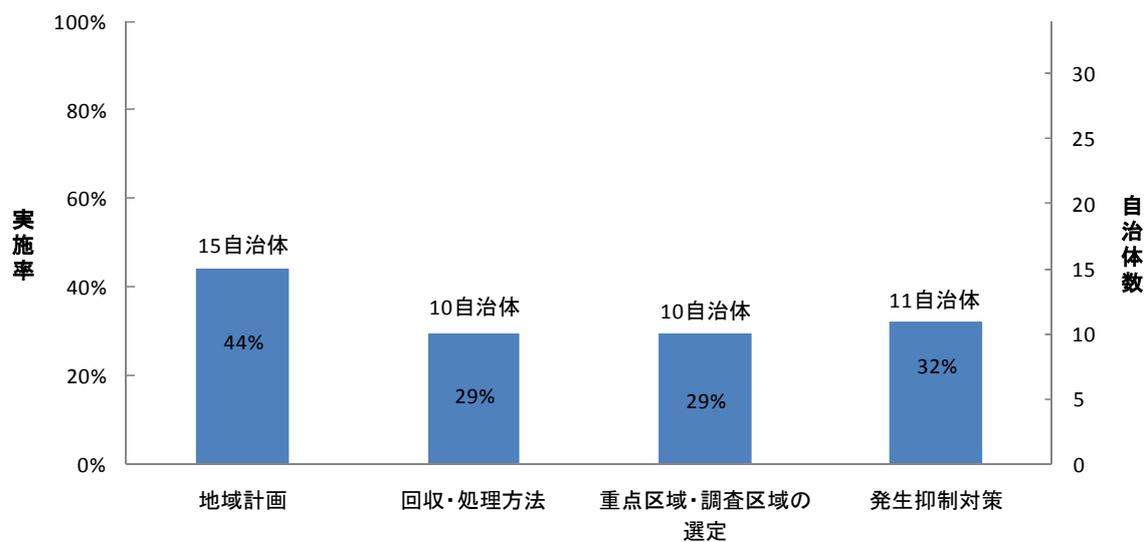


図 4.9 主な調査結果の今後の活用方法（34 自治体対象、複数回答）

4-1-7.ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条)

各自治体が取組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な内容について表 4.12 に示した。

- ・普及啓発、監視活動による防止措置が多く実施されていた。
- ・普及活動は、不法投棄防止看板等の設置やパンフレット等の配布が多く実施されており、監視活動は、監視パトロールが最も多く、その他には指導員・監視団体の設置や監視カメラの設置等の対策が実施されていた。
- ・その他の防止措置としては、不法投棄防止柵の設置、不法投棄常習箇所への車両進入防止措置等が挙げられた。

表 4.12 防止措置（複数回答）

防止措置の内容		自治体数	計	
条例・計画の制定		10	10	
協議会の設置		14	14	
普及啓発	不法投棄防止看板・標識等の設置	16	56	
	パンフレット、ポスター等の作成・配布	12		
	清掃活動の実施(不法投棄誘発防止)	7		
	講演会等の実施	6		
	強化月(週)間の設置	7		
	HP・CM・マスコミ等による広報	6		
	標語コンテスト	2		
監視活動	監視パトロール	ランドパトロール	31	56
		スカイパトロール	5	
		シーパトロール	1	
	指導員・監視団体の設置		9	
	監視カメラの設置		6	
	ホットラインの設置		3	
	一斉検問		1	
その他		9	9	

4-1-8.海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第 26 条、第 27 条)

① 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発の実施状況について表 4.13、図 4.10 に示した。

- ・実施自治体が実施していない自治体をやや上回った。
- ・東北地方の日本海側及び中国地方で実施している自治体が多い傾向にあった。

表 4.13 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	27	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
実施していない	20	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県
計	47	

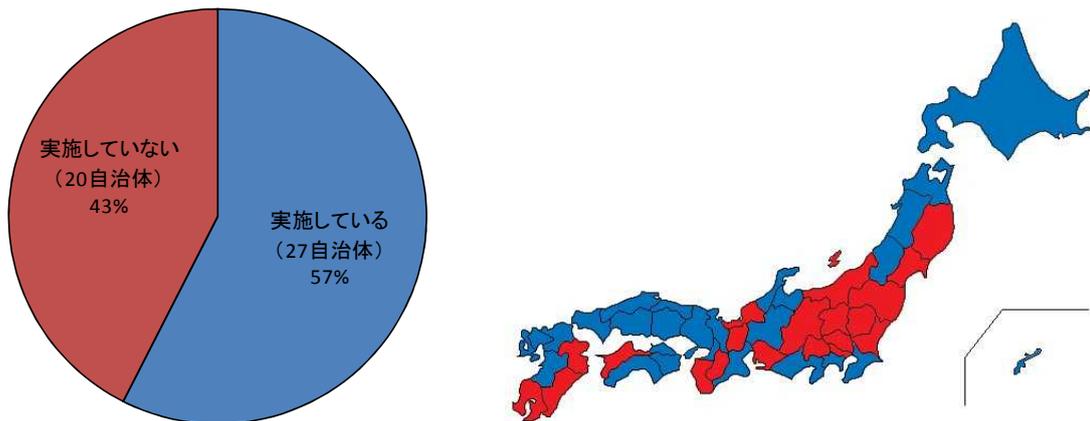


図 4.10 環境教育の推進、普及啓発の実施状況

② 環境教育・普及啓発の実例

「①環境教育の推進、普及啓発の実施状況」において実施していると回答した自治体（27自治体）において、その主な実例を表4.14、図4.11に示した。

- ・清掃活動を通して環境教育・普及啓発を行っているとしたのが14自治体と最も多かった。
- ・図表に掲げるほか、漁業体験や、海底ごみ調査ツアーと回答した自治体もあった。

表4.14 環境教育・普及啓発の実施内容（27自治体対象、複数回答）

実施状況	自治体数	自治体名
清掃活動	14	秋田県、山形県、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、岐阜県、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県、熊本県、沖縄県
パンフレット・テキスト等の作成・配布	12	秋田県、山形県、千葉県、富山県、兵庫県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県
講演会、フォーラム等の実施	10	北海道、山形県、富山県、三重県、京都府、岐阜県、鳥取県、島根県、山口県、佐賀県
HP・CM・マスコミ等による広報	9	秋田県、山形県、富山県、石川県、岡山県、広島県、高知県、長崎県、沖縄県
海岸等の調査・パトロール	7	山形県、神奈川県、富山県、岡山県、広島県、山口県、沖縄県
パネル展示	6	山形県、三重県、岡山県、高知県、長崎県、沖縄県
関係者間の交流	3	山形県、島根県、沖縄県

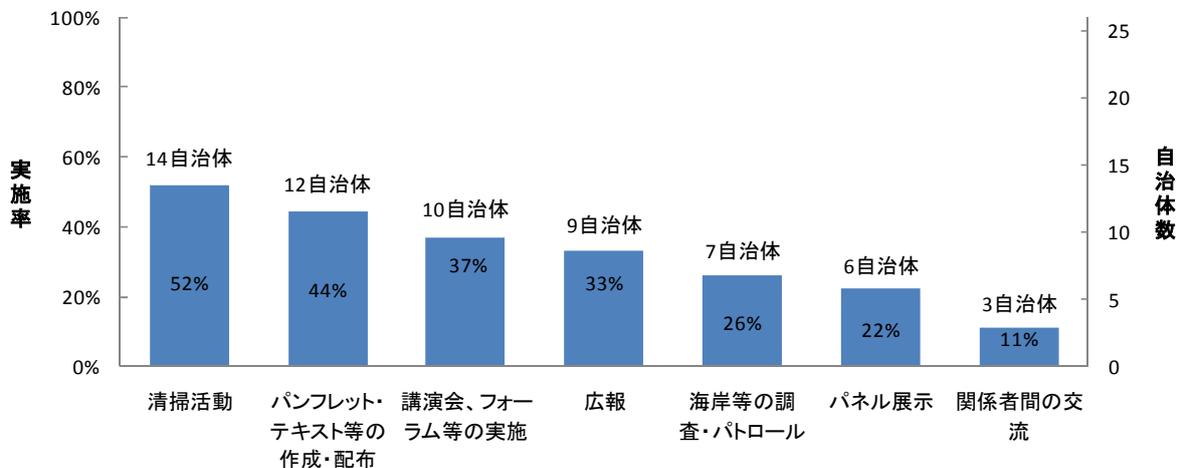


図4.11 環境教育・普及啓発の実施内容

4-1-9.民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例(法第25条第1項及び第2項)

① 連携・支援実施状況

民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況について表 4.15、図 4.12 に示した。

- ・全自治体の半数以上（33自治体）が既に連携・支援を実施していた。

表 4.15 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

連携・実施状況	自治体数	自治体名
実施している	33	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
実施していない	14	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、広島県、香川県
計	47	

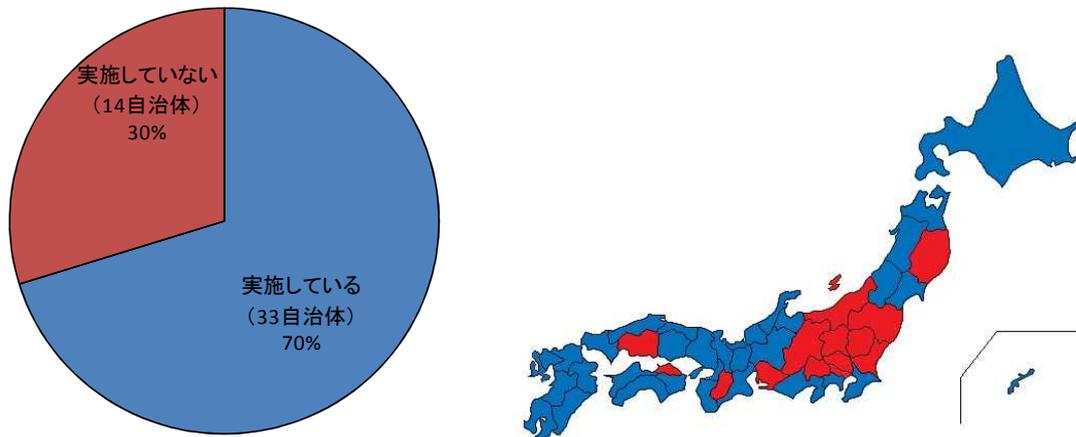


図 4.12 民間団体との連携・活動に対する支援の実施状況

② 連携・支援実施例

「①連携・支援実施状況」において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（33自治体）の連携・支援の実例について表 4.16、図 4.13 に示した。

- ・清掃ボランティア活動の連携・支援が最も多かった。連携・支援の内容は、資材の提供、ごみの回収・運搬、費用補助等が挙げられた。
- ・次いで、ボランティア活動保険加入の支援が多く、その他には業務の委託連携やアダプト制度^(※)など様々な実施例が見られた。

※ アダプト制度:地域住民、企業、各種団体等の活動団体と行政が連携して美しいまちづくりを目指す新しい制度。
 認定を受けた活動団体が一定区間の河川、海岸等を自らの養子(アダプト)とみなして、活動の主役となり定期的な清掃美化活動を行う。行政(県や市町村)は、活動に対し回収費用の負担や資材の提供などの支援を行う。

表 4.16 民間団体との連携・活動に対する支援の実例（33自治体対象、複数回答）

連携・実施の実例	自治体数	自治体名
清掃ボランティア活動の連携・支援 (資材の提供、ごみの回収・運搬、費用補助、技術員派遣)	25	宮城県、山形県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
ボランティア活動保険の支援	12	宮城県、秋田県、山形県、富山県、静岡県、滋賀県、大阪府、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県
イベント(フォーラム、セミナー等)の開催	8	北海道、秋田県、山形県、神奈川県、兵庫県、岡山県、長崎県、鹿児島県
清掃・普及啓発業務の委託連携	5	青森県、山形県、滋賀県、山口県、沖縄県
アダプト制度	7	山形県、宮城県、千葉県、大阪府、兵庫県、岡山県、長崎県
表彰制度を活用した活動の推奨	4	神奈川県、静岡県、滋賀県、兵庫県
NPO法人の海岸清掃活動に係る後援名義の承認	1	北海道
意見交換会	1	和歌山県

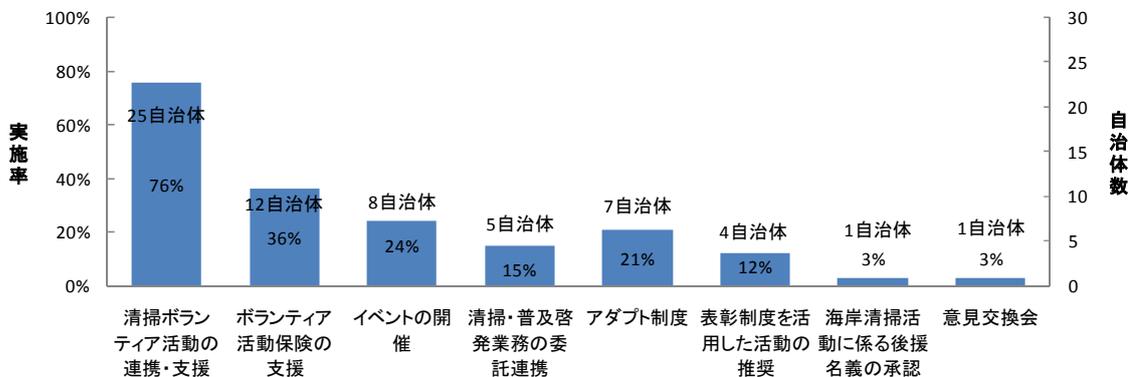


図 4.13 民間団体との連携・活動に対する支援の実例（33自治体対象、複数回答）

③ 安全配慮の実例

「①連携・支援実施状況」において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（33自治体）のうち、安全配慮の実例について回答したのは17自治体であり、その実例について表4.17、図4.14に示した。

- ・ボランティア活動保険の加入が最も多かった。
- ・海岸漂着物等の取扱いに関する指導としては、平成21年7月に国土交通省が作成した「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や「海岸漂着危険物ハンドブック」を配布するほか、危険な海岸漂着物等（医療廃棄物、信号弾）に関して事前説明を行うなどの実例が見られた。

表4.17 民間団体との連携・活動における主な安全配慮の実例(17自治体対象、複数回答)

連携・実施の実例	自治体数	自治体名
ボランティア活動保険の支援	13	宮城県、秋田県、山形県、富山県、静岡県、滋賀県、大阪府、岡山県、高知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県
海岸漂着物等の取扱等に関する指導	5	山形県、神奈川県、徳島県、福岡県、長崎県
清掃活動の実施に際しての服装指導	1	福岡県
危険廃棄物の直接回収・処理	2	鳥取県、山形県

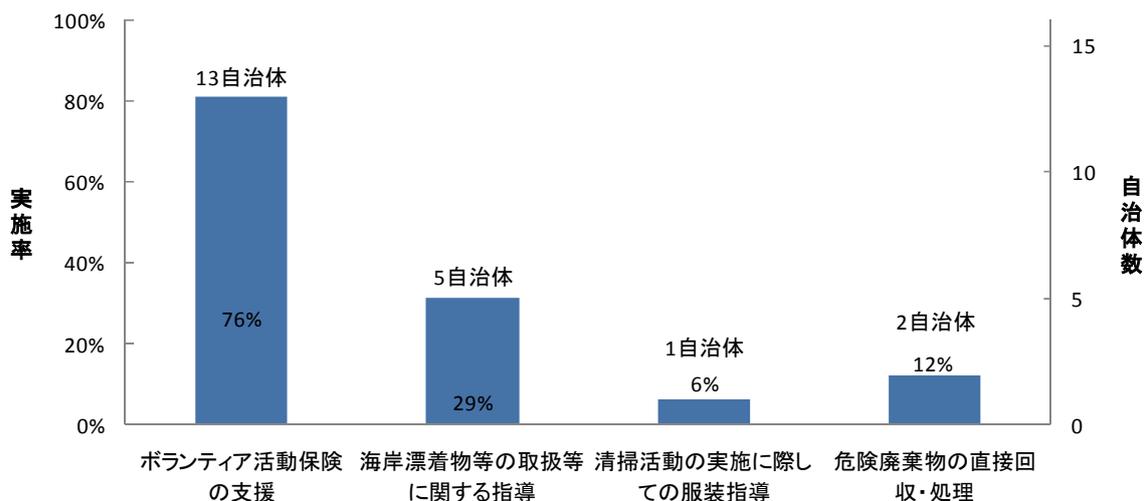


図4.14 民間団体との連携・活動における安全配慮の実例
(17自治体対象、複数回答)

④ 連携が想定される民間団体等

「①連携・支援実施状況」において民間団体との連携・活動を実施していると回答した自治体（33自治体）に対し、連携が想定される団体について表4.18に、図4.15に示した。

- ・ NPO等民間団体や各種組合、学校、自治体等、地元に関係する団体の回答が多く見られた。

表4.18 想定される連携先（33自治体対象、複数回答）

連携が想定される団体	自治体数	自治体名
NPO等団体	26	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、富山県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
各種組合(漁業、森林等)	11	宮城県、山形県、福井県、三重県、兵庫県、高知県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
企業	6	宮城県、山形県、大阪府、高知県、愛媛県、長崎県
協議会・実行委員会	5	山形県、石川県、兵庫県、山口県、長崎県
学校	5	山形県、静岡県、大阪府、高知県、長崎県
自治会等	7	山形県、千葉県、大阪府、和歌山県、鳥取県、長崎県、大分県
社団法人又は財団法人	2	富山県、徳島県

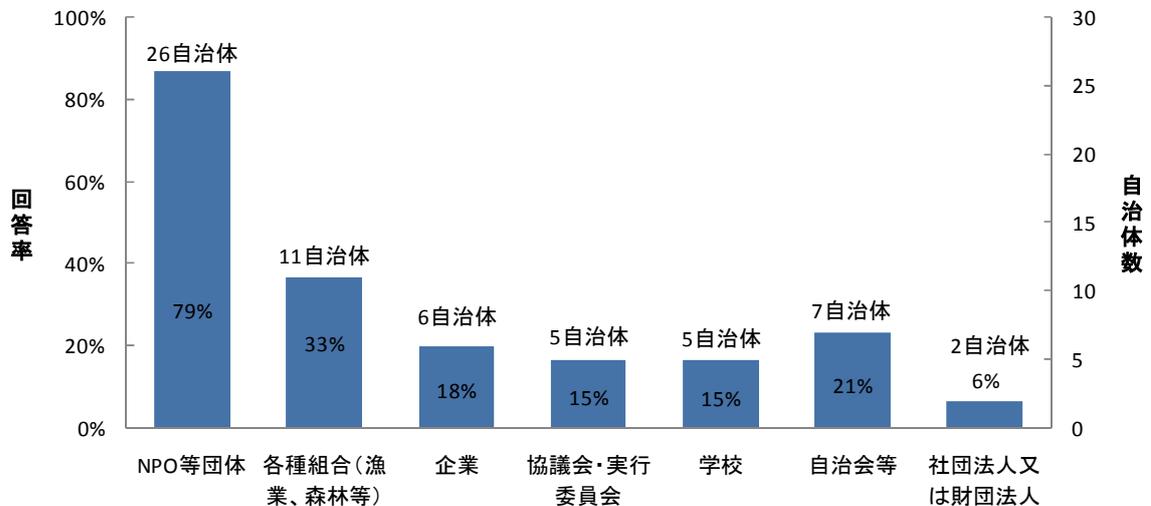


図4.15 想定される連携先（33自治体対象、複数回答）

4-1-10.各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめ、表 4.19 に示した。

表 4.19 海岸漂着物対策の主な課題・要望

項目	詳細
法律	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源が他都道府県由来のものとは推定される海岸漂着物等について、法制度の中でその対策(連携、役割分担の在り方等)を明確にすること ・海岸漂着物処理推進法第20条における県知事から環境大臣への協力の求めについて、「地域の環境保全上著しい支障を及ぼすおそれがある場合」の判断基準や事務処理方法等を示すこと ・海岸漂着物処理推進法の所管を国土交通省とすること
財政措置に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策全般を対象とした恒久的な財政支援措置を早期創設すること
発生抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的発生抑制対策への積極的に国が関与すること ・発生源対策を、県・市町村の取り組みだけでなく、国としても実施すること
情報共有・関係者 との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者会議を開催すること ・先進的な取り組み事例を共有すること ・国の調査研究事業等の調査結果及び技術等を情報提供すること
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模の漂着物実態調査を実施すること ・国外及び都道府県から他都道府県への漂着状況調査を実施すること ・河川からの漂着状況調査を実施すること ・漂着メカニズムの解明のための調査を実施すること ・各種調査により内陸県において求められる対策を明らかにすること
国外由来のごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・関係国に対する対策推進の要請を行うこと ・廃ポリタンクの漂着状況調査の調査方法(調査実施要領)を明確化すること ・大量の廃ポリタンクについて、海洋汚染対策の観点から、国において漂流(浮遊)中に回収すること
漂流・海底ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・海底ごみの関係者責任を明確化すること ・漂流ごみの処理費用に対する補助制度を創設すること ・漂流ごみの回収の更なる効率化、事務負担等の軽減を調査検討すること ・漂流物も海岸漂着物処理推進法の対象とすること

4-2. 地域GND基金執行状況調査

地域GND基金の補助対象となっている都道府県に対して、環境省が行った以下の調査結果を一覧表にまとめた。

- (ア) 平成 23 年度の事業の予定
- (イ) 進捗状況、これまでの成果
- (ウ) 事業実施上の課題
- (エ) 国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案
- (オ) 事業による海岸漂着物等の回収・処理量

調査・分析結果は、海岸漂着物対策専門家会議等各種会議で使用できるよう、分かりやすい資料にとりまとめた。資料は業務開始後 1 ヶ月以内に整理し、環境省の確認頂いた。

4-2-1.基金充当額

平成 21、22 年度に実施及び平成 23 年度に実施予定の海岸漂着物地域対策推進事業について、3 カ年の合計額を図 4.16 に、年度毎の合計額を図 4.17 に示す。また、年度毎の各事業への実施状況を図 4.18 に示す。

- 平成 21 年度から平成 23 年度の何れにおいても、回収・処理事業が最も執行済（予定）額が最も多かった。
- また、執行済（予定）額の総額では、平成 21 年度が最も少なく、平成 22 年度、平成 23 年度と額の増加が見られた。

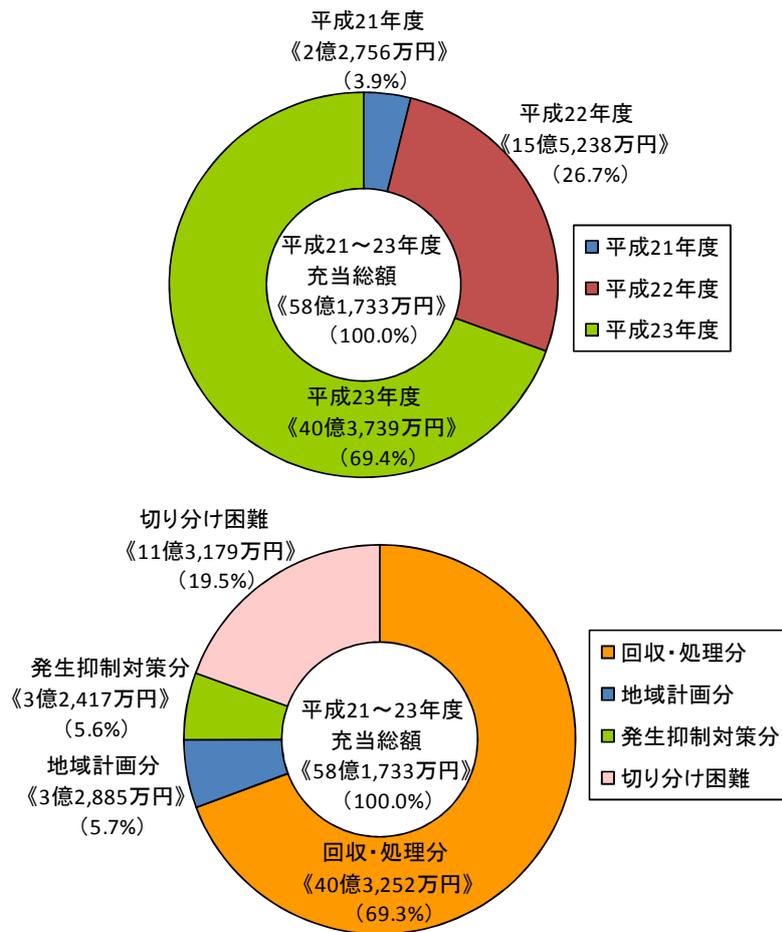


図 4.16 平成 21～23 年度の充当額の状況

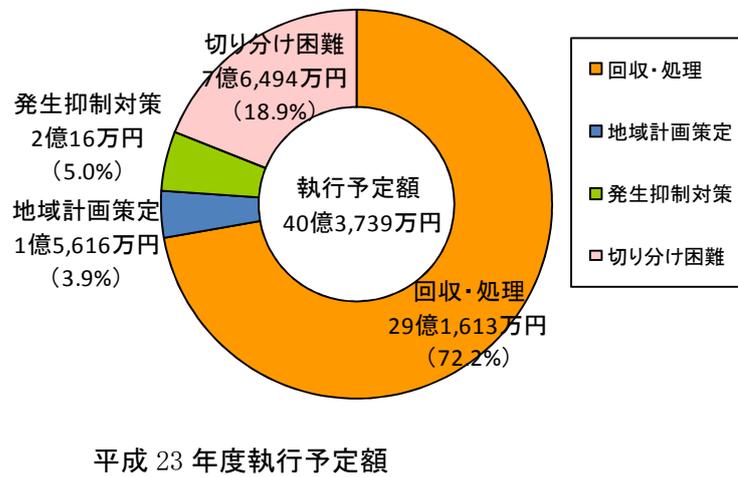
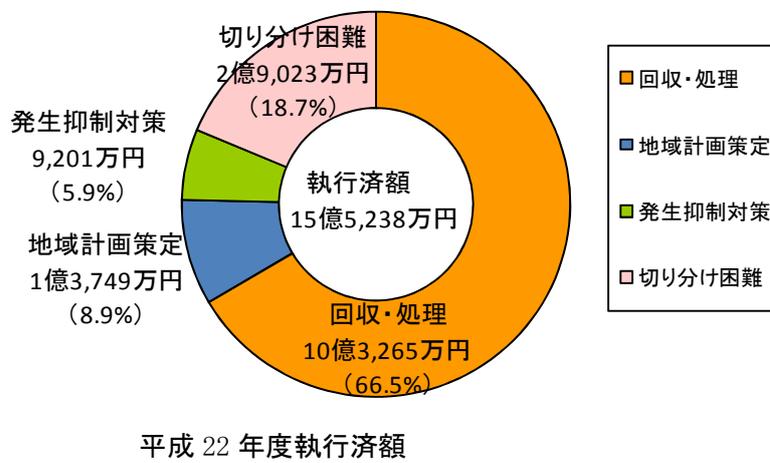
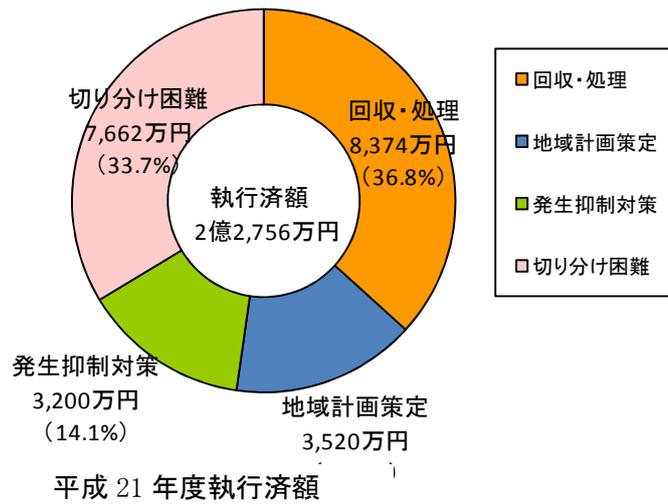
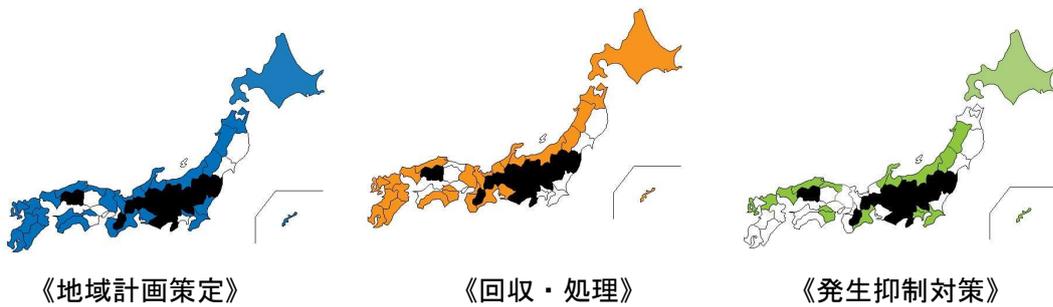


図 4.17 各年度事業内訳

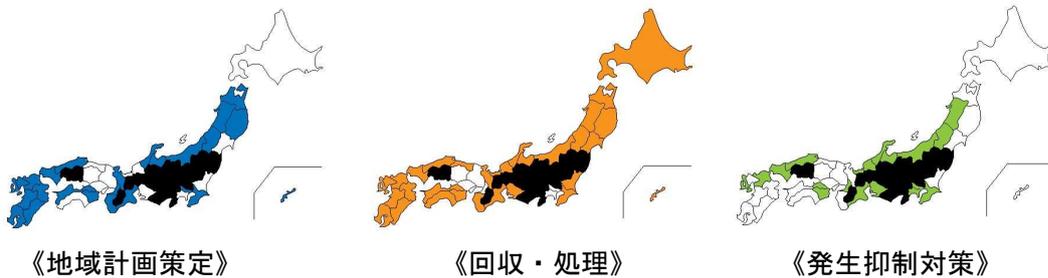
【平成 21 年度】



【平成 22 年度】



【平成 23 年度】



※白地図上の色つきの地域は、それぞれの事業を行っていることを示し、色がついていない地域は、当該事業を行っていないことを示す。

※白地図上の黒い地域は、GND 基金が不給であることを示す。

図 4.18 各年度事業実施状況

4-2-2.事業による海岸漂着物等の回収・処理量(16 県(H21)27 県(H22))

1) 年度別の海岸漂着物回収量（平成 23 年 3 月末時点）

平成 21～22 年度の海岸漂着物の回収量は、図 4. 19 に示すとおりである。

➤ 回収量(t) は、平成 21 年度が 3,955t、平成 22 年度が 8,393t であった。

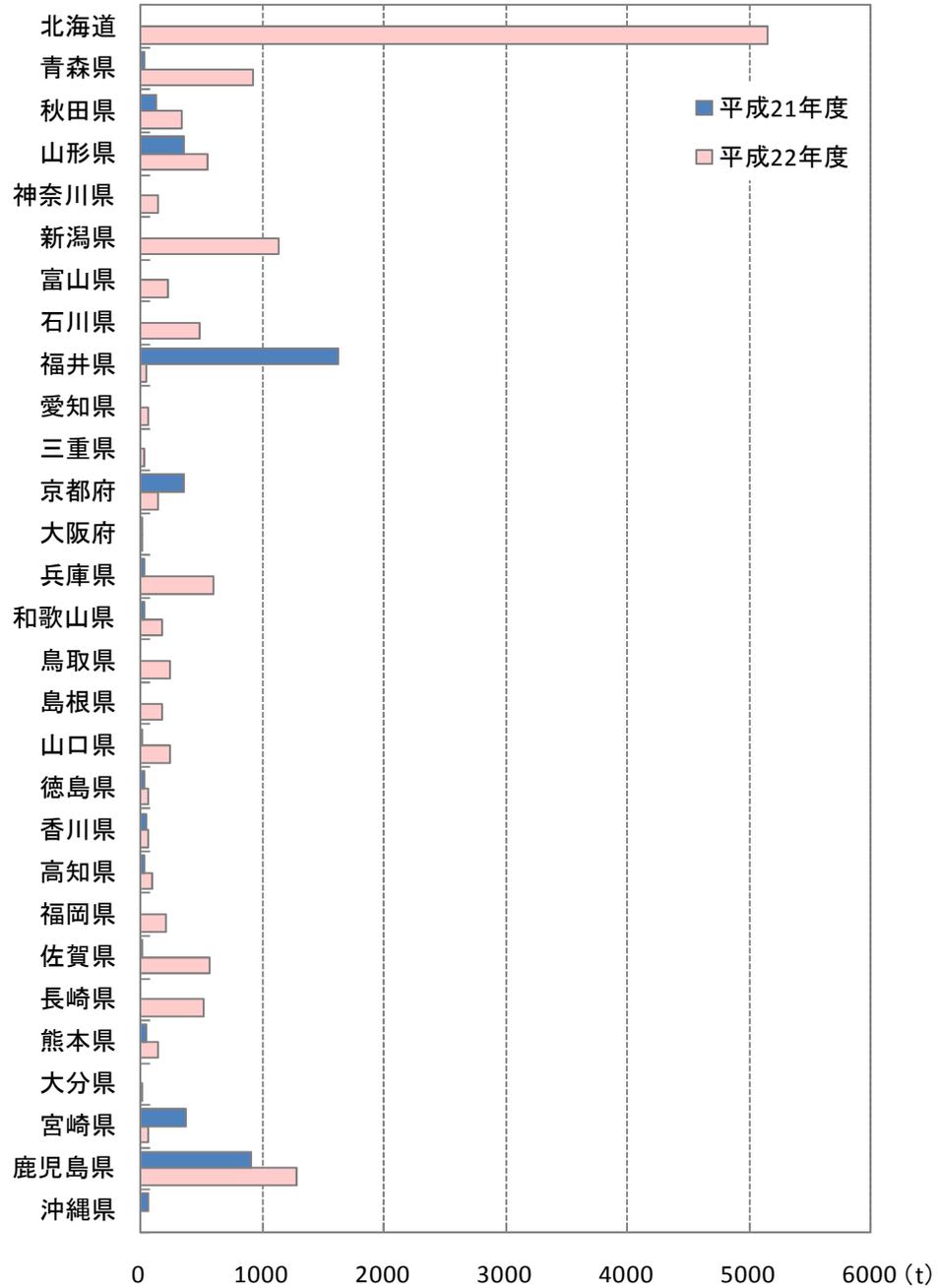


図 4. 19 年度別の海岸漂着物回収量

2) 回収物の内訳

平成 21～22 年度の回収物の内訳は、図 4. 20 に示すとおりである。

- 平成 21～22 年を通じて、もっとも回収個数が多かった漂着物は、その他を除くと流木・木材であり、このうちの大半が流木である。

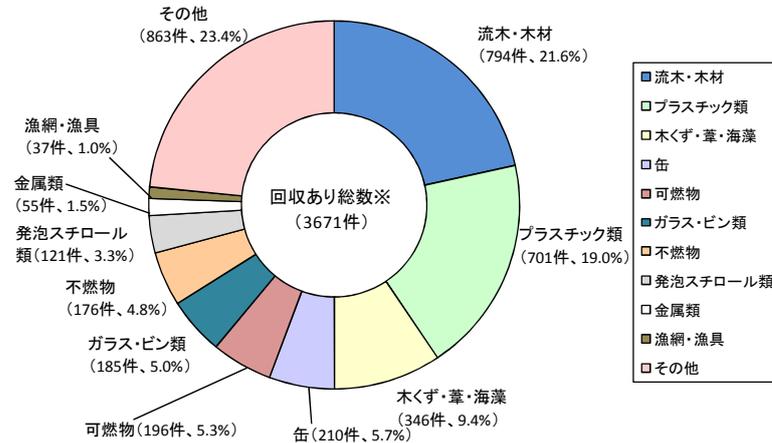


図 4. 20 回収物の内訳

※各事業に含まれている回収物をそれぞれ 1 件として集計している。

3) 回収理由

平成 21～22 年度の海岸漂着物の回収理由は、図 4. 21 に示すとおりである。

- 最も多かった回収理由は、景観上の配慮であり、897 件に達した。次いで多いのが海水浴場で 417 件、環境影響 398 件、観光地 316 件となっている。

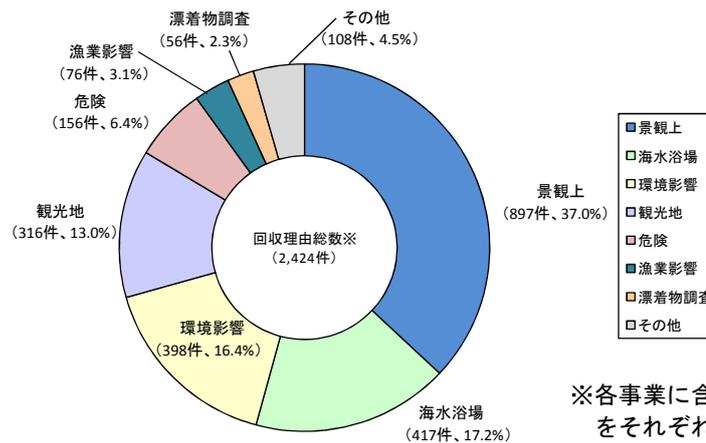


図 4. 21 海岸漂着物の回収理由

※各事業に含まれている回収理由をそれぞれ 1 件として集計している。

4-2-3. 国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案

国からの財政措置に係る関係者からの改善点を、都道府県へのアンケートから整理して表 4. 20 に示した。

- 海岸管理者（県）から市町村への補助により回収事業、ボランティア団体等への補助、漂流ごみの処理費用に対する補助制度の創設などが提案されている。

表 4. 20 国の財政措置に係る改善点の提案

項目		改善点の提案
全般的事項		<ul style="list-style-type: none"> ◆海岸漂着物対策全般を対象とした恒久的な財政支援措置を早期創設すべき。 ◆財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化すべき。
GND 基金事業の拡大	民間団体支援	◆民間団体等の活動促進を図るため、海岸漂着物の回収・処理を実施するボランティア団体等に直接補助できるようにするなど、実効性のある制度とすべき。
	市町村支援	◆海岸管理者等と市町村が相互に協力して漂着物の処理を行うため、現在、海岸管理者等（県）からの「委託」という形式で財政支援している市町村の主体的、自主的な海岸清掃活動等についても、「補助」として直接的な財政措置が可能となるよう、制度を拡充すべき。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川等から流れ込む流木や葎、葦、藻等の自然物（草木類：非魚類）の処理費用について、補助対象とすべき。 ◆河口部の漂着ごみを海岸漂着物等として除去対象物とすべき。
GND 基金事業以外既存補助事業の拡大		◆漂着ごみの処理に係る国庫補助制度（災害等廃棄物処理事業費補助金 及び 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費）について、補助要件を緩和するとともに、補助率を拡大すべき。
補助主体		◆海岸漂着物等の財政上の措置は、国土交通省において海岸管理者への補助制度等とするべき
漂流・海底ごみを対象とした制度の創設		<ul style="list-style-type: none"> ◆漂流ごみの処理費用に対する補助制度を創設すべき。 <ol style="list-style-type: none"> ①水難救護法における漂流物（≒漂流ごみ）の市町村処理費用への助成を行うべき。 ②関係機関が市町村へ引き渡す漂流物について、漂流物の内容物等の特定及び評価を行って引渡すべき。 ③市町村が実施する漂流ごみの回収処理費用へ財政支援すべき。 ◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2により、県・市町村防除措置等の要請を行う場合に助成を行うべき（漂流物のほとんどは、所有者が不明であり、同法第41条の3による管理者等への費用負担 請求は難しい）。

V. 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成

上記調査結果をとりまとめ、海岸漂着物処理推進法第 30 条 2 項に基づき環境省において執り行う海岸漂着物対策専門家会議（1 回開催）等で活用できる資料を会議開催前の環境省担当官が指定する日時までに作成した。

作成にあたっては、地図や図表を活用し、各都道府県での取組状況が視覚的に理解しやすくとりまとめた上で、20 部作成した。

VI. 検討会の開催

専門家による検討会を2回開催し、調査内容について技術的な助言を得た。

第1回；日時：平成24年1月25日(水)13:00～15:00

(東京国際フォーラム G408 会議室)

第2回；日時：平成24年3月14日(水)13:30～15:30

(東京国際フォーラム G609 会議室)

表 6.1 検討会委員

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	兼廣 春之	東京海洋大学 名誉教授
	藤枝 繁	鹿児島大学 水産学部教授
民間団体関係者	金子 博	一般社団法人 JEAN 代表理事
行政関係者	押野 賢也	山形県 生活環境部 循環型社会推進課 課長
	中村 孝	鳥羽市 環境課 課長

6-1. 平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査第 1 回議事要旨

日時：平成 24 年 1 月 25 日(水)

13:00～15:00

場所：東京国際フォーラム G408 会議室

【出席者】

○検討委員

大妻女子大学教授	兼廣春之
鹿児島大学教授	藤枝繁
一般社団法人 JEAN 代表理事	金子博
山形県生活環境部循環型社会推進課長	押野賢也
島根県環境生活部廃棄物対策課長	山岡尚

○環境省

水・大気環境局水環境課海洋環境室長	森高志
水・大気環境局水環境課海洋環境室室長補佐	宮元康一
水・大気環境局水環境課海洋環境室環境専門員	新城洋明
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課係長	播磨哲平

○事務局

(株) 創建

【次第】

1. 開会及び環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室あいさつ
2. 事務局あいさつ・本調査の趣旨説明
3. 委員のご紹介・座長選出
4. 討議内容
 - ① 調査内容・スケジュールについて
 - ② 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法について
 - ③ 海岸漂着物等の処理に関する普及啓発に係るパンフレットの作成について
 - ④ 総合討論
5. 次回の予定
6. 閉会

【配布資料】

- 資料 1：平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査の概要
資料 2：関係道府県及び関係市町村へのアンケート調査実施及びとりまとめ方針
資料 3：普及啓発に係るパンフレットの構成案

[議事録]

1. 開会及び環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室あいさつ

○事務局

これより、廃ポリタンク調査状況と配布用パンフレットについて検討いただくための平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査第 1 回検討会を開催する。はじめに、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長よりご挨拶をいただく。

○森海洋環境室長

(ここで森海洋環境室長により、開会にあたってのあいさつが行われた。)

2. 事務局あいさつ・本調査の趣旨説明

(ここで事務局により本調査の趣旨説明、配布資料の確認が行われた。)

3. 委員のご紹介・座長選出

○事務局

それでは議事次第に従い、委員の紹介と座長の選出についてご報告させていただきます。委員については兼廣先生、藤枝先生、金子先生、山形県生活環境部押野様、島根県環境生活部山岡様、以上 5 名の方にお願ひすることとなった。座長の選出については検討会設置要綱第 3 条 2 項に従い委員の互選によって定めるとあるが、特に推薦等がなければ、兼廣先生に座長をお願いしたいと思うがいかがか。

(特に異議なし)

○事務局

ここからは座長に議事進行役をお渡しし、順次討議を進めていくこととする。

○兼廣委員長

従来、漂着ごみ全体についての検討は多くなされてきたが、今回の廃ポリタンクのように個別アイテムを扱うのは初めてである。廃ポリタンク漂着の背景を簡単に説明させていただくと、2000 年より日本に、大量に漂着している。毎年 1 月～3 月にかけての期間に 1 万個～3 万個が漂着し、今年までの 11 年間で 20 万個程になる。廃ポリタンクの中身は酸性の溶液が入っている等、非常に取り扱いが危険なものも見受けられる。これまでも環境省を中心に廃ポリタンクが流れ着いてくる背景を全国調査していたが、その結果によると、外国から流れてくるものが大半を占め、特に韓国製のポリ容器が多いことがわかっている。2003 年には原因の究明と対策を韓国側に申し入れたが、その後も廃ポリタンクの漂着が続いたため 2009 年、2010 年に日韓実務協議を行いポリ容器の漂着問題について協議を行った。ただし昨年も漂着が続いたため、完全な対応が取られているわけではないと考えられ、そのような背景を踏まえ今回の調査を行うこととなった。これまでは各道府県にて個別に回収、個数確認、内容物分析を行っていたが、統一的な手法が取られておらず、改めて全国状況の把握をすると共に、各都道府県への調査の依頼の検討を、本検討会にて行いたいと考えている。

4. 討議内容

① 調査内容・スケジュールについて

② 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法について

○兼廣委員長

それでは議題に移らせていただくが討議内容「①調査内容・スケジュールについて」、「②我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法について」について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より資料1「平成23年度海岸漂着物処理協力対策調査の概要」、資料2-1「平成23年度海岸漂着物処理協力対策調査とりまとめ方針」の説明が行われた。)

○兼廣委員長

海岸漂着物処理協力対策調査の背景・目的・スケジュールについて事務局からの説明があったが、内容等について、ご質問やご意見があれば承りたい。特に島根県や山形県には実際、廃ポリタンクの漂着がみられると思うが実情も含めて、どのような対応を取っているのか簡単に説明をお願いしたい。

○押野委員

山形県にも冬場、廃ポリタンクの漂着が相当数ある。山形県の海岸線は日本海沿岸に占める割合が0.8%と少ないが、廃ポリタンクの漂着の割合は過去2009年度から2010年度のデータでは、全国に占める割合の7.2%と多く、対策が必要である。現在は海岸漂着物連絡協議会を設立し、関係者団体に加入していただき、情報提供や注意喚起を行っている。調査自体は国からの依頼をもとに、県主導で海岸管理者にパトロールを依頼している。又、漂着物について住民からの通報も受け付けている。廃ポリタンクの中身については県環境課でph値等、簡単な検査を行い内容物の特定までは行なわず、通常の危険物処理の手順で処分を行っている。漂着物についてのお知らせはプレスリリースや県のホームページでお知らせしている。パトロールに関しては現在3名程度で行っている。山形県に関しては新たな経費を掛けず、通常のパトロール内での調査を行う予定である。

○山岡委員

島根県では平成21年度に海岸漂着物初期対応マニュアルを作成し、関係部署間での意識共有を図っている。通常は各海岸管理者で状況を把握し、廃ポリタンクや危険物とみなされるものは集約して県で管理し、注意喚起を促す意味でマスコミに公表している。

危険物が次々と発生する場合は県の危機管理対応となるが、ポリタンク等の通常漂着物の場合は、各海岸の監督管理者で終結する。ただし、ポリタンクの中身が有害物質であるかといった判断は県の保健環境研究所で分析するが、ph値が高い程度のものであれば海岸管理者で中身を処分することとなり、現場において最も困惑している問題である。今後はポリタンクの中身の処理についても、踏み込んで対応していただけるとありがたい。

○兼廣委員長

山形県と島根県は毎年、廃ポリタンクの漂着が非常に多い県であると思われる。県での対応、調査は先ほどの説明通りだが、今の内容についてもう一度、意見交換をしていただきたいと思います。

○金子委員

海岸漂着物のデータについては、過去10年分程取られているが、これは回収した実数という理解でよいのか。

○新城環境専門員

山形県や島根県に関しては回収した実数だが、他の地域では目視の実績であったりと、地域によって異なり、すべてを把握し切れていない。特に離島等では回収後の廃ポリタンクの処分ができないので、目視だけで終わっている。

○金子委員

そうすると、データの数値が毎年の漂着数であるという確証はないということか。

○兼廣委員長

カウントのみで、放置しているということか。

○金子委員

だからこそ今回調査をしたいということではないか。

○兼廣委員長

山形県と島根県ではすべて回収されているのか。

○押野委員

薬品が入っているかどうかで判断し、入っていないものに関しては通常のゴミ処理で対応している。

○藤枝委員

今回は調査方法を統一するということが、廃ポリタンク問題解決のためにどのようなデータが欲しいので統一するのか、その理由が曖昧ではないか。原因究明のためのデータ、処分するための費用分担割合のためにデータが欲しいのか、といった部分がわからない。

○兼廣委員長

藤枝先生から発言があったように、解決に向けた取組であるか、明確ではないので、この委員会の中身、目標の補足説明をお願いしたい。

○新城環境専門員

目的としては原因究明を主眼としているが、原因究明のためにはできるだけ正確なデータを各都道府県に提出していただく必要があり、そのために調査をお願いしたいと考えている。

○宮元室長補佐

これまで毎年のように大量に廃ポリタンクが漂着していたが、各道府県によって調査手法にバラツキが見られた。今後は調査手法を統一することにより、国内外への対応時に裏付けとなる基礎データの統一性を得られることも、現況調査を行う目的の一つと考えている。

○兼廣委員

実際に回収処理をされていない場所がどれ程あるのか、把握されているのか。もしくは全く把握できていないのか。

○宮元室長補佐

回収できていないのは、費用面での問題もあると思われる。

○新城環境専門員

回収されず放置されている場所がどれだけあるのか、不確かな部分があり、今回のアンケートで情報収集をしたいと考えている。

○宮元室長補佐

アンケート項目で「計測した廃ポリタンクについては回収処理をしているかどうか」といった問いを入れる必要はあるかもしれない。

○兼廣委員長

予算的な問題で回収されなかった面もあるのか。

○新城環境専門員

例えば離島では処理施設が整備されていないため、回収処理できない面もある。

○兼廣委員長

個人的には全て回収されているという認識でいた。但しきちんと回収されている場所の方が多いと思われるので毎年、漂着している事実は間違いない。解決については実態調査と別の形で進めることができると思われるので、何か効果的な方法を取りたい。

○宮元室長補佐

外交上の対応については様々な場を通じて行っている。本来、数の問題ではないかもしれないが、外国に対して意見する場合、具体的に数をあげることは非常に重要になる。

本業務は、漂着物の各道府県回収実績に大きなバラツキが見られ、調査手法が統一されておらず、正確な実態が把握できていないのでは、という問題意識から始まった。

○兼廣委員長

どこまで正確なデータが必要か、という点が重要であると思われる。例えば兵庫県では2011年度は回収実績が0個でそれ以前も二桁ほどの回収実績しかなく、非常に少ない。京都府も数十個ほどで、もともと流れ着き難い海岸環境なのかもしれない。廃ポリタンクの漂着そのものがこれらのデータで覆されるものではなく、このバラツキを踏まえて正確な調査をやるという部分で終わるのか、きちんとした解決策や対策まで繋げていくのかを考えていただきたい。

○藤枝委員

今回の調査が原因究明の場合、回収数を正確に出さないと外国からの問い合わせに対応できない。例えば、韓国側から「使用しているポリタンクを小型から大型へ変更したがその後漂着したものはどうか」との問い合わせがあったが、日本側のデータが無く、韓国側の対策効果を検証することができなかった。先方からの問い合わせに正確に答えるためにも実際に回収した数なのか、新たな漂着数か、それともすでに現存する回収予定数を分けて調べないと過去のデータの積み上げとなってしまう、効果が確認できない可能性があり、調査する上で工夫をしていただきたい。又、今回の調査はあくまで依頼事項なので、できるだけ簡単な方法で必要なデータが取れる様にしなければならないと考えている。

○宮元室長補佐

ご指摘の通りであるが、なかなか難しい部分がある。実際には個数を把握する場合、過年度漂着分で回収処理されなかったものもあり、判断が難しい。

○兼廣委員長

個数の正確性は精査する必要があるが、毎年1月～3月に数万個が漂着している事実は間違いなく、それらは二次的な漂流物とは考えられない。先ほど藤枝委員からもご指摘があったように、韓国にて現地調査を行ったが、船に積み込む場合2000の大型タンクから200のポリタンクに移し替えを行っていた。この200のポリタンクが、漂着してくるものと同じタイプであり、現地では山積みになっていた。2008年12月に島根県の沖合に韓国製の海苔養殖の筏が流れてきたが、そこに乗って一緒に流れてきたのが漂着してくるものと同じポリタンクであった。しかも内容物が塩酸であり韓国でポリタンクを使って酸処理を行っていることは間違いなく、韓国側もこの件については否定できない。ただし、漂着数の実数については正確性を期すべきであると思われる。

○金子委員

韓国との交渉時のデータにもしたいとのことだが、日本海側だけではなく太平洋側も抑える必要があるのではないかと。藤枝委員と茨城県の沿岸を視察した際に漂着ポリタンクが目についたので、茨城県あたりまで含めても良いのではないかと。又、回収されたポリタンクについて、資料では島根県では回収総数494個に対してハングル表記のあるものが2個、山形県では回収された約半数がハングル表記となっているが、客観的に形状で判断できるカタログのようなものはないかと。

○兼廣委員長

(資料2-1の表3について) 各県で回収されたポリタンクの約50%は言語表記を確認している。各道府県によってハングルの割合の多い少ないといった違いはあるものの、全体で見るとときに90%位が韓国製である。

○金子委員

島根県はハングル表記2個と少なく、現場担当者が写真等で客観的に判断できるものがあればよいが、ハングル表記がないため不明となっているのではないかと。

○兼廣委員長

島根県に関して、韓国製の2個以外はこの国のものか分析されていない。

○金子委員

判断ができていないと思われるが、現場で客観的に判断できる材料も与えて統一されたデータにしないと、各県によってデータの取り方に相違があると、韓国側から指摘されてしまう可能性がある。

○兼廣委員長

私自身、2000年頃離島を調査していた際に、初めて廃ポリタンクの漂着のことを知った。中に化学薬品が入っていたこともあり関心を持ち、流れてくる原因の調査を始めた。このポリタンクは金属メッキの洗浄剤の薬液を入れるためのものであり、日本では工業薬品の容器は必ず処分されるが、韓国では空容器の使い回しが行われている。この空容器を海苔養殖業者が安く仕入れ、養殖場に撒くための有機酸の詰替え用として使っている。但し一部の業者が効果が高く廉価だが使用が禁止されている塩酸を使い、違法行為のため空容器の処理に困り、海中に不法投棄しているとみられている。韓国側でも日本からの指摘により対応しているが、苦慮している。又、最近では金属メッキに使ったと思われる酸性溶剤から重金属が検出されることもあり、非常に心配な面もあるので中身の分析方法に関してはできるだけ統一してやっていただきたい。

○宮元室長補佐

先程、金子先生からご指摘のあったポリタンクの見分け方については、年度末に各都道府県に今回の成果物を反映したい。

○山岡委員

島根県で確認できたハングル表記個数2個は少なすぎるが、海岸管理者の調査によるものであり、詳細は不明である。

○兼廣委員長

ハングル表記があれば韓国製で間違いはないが、それ以外の部分で判断しているのであれば除くべきではないか。

○宮元室長補佐

判別は目視に頼らなければならないので、判断の強度は発生すると思われる。カタログや見分け方のマニュアルの様なものを配布することで、補正できればと考えている。それと調査時期の統一も図る必要があると思われる。通年で何度も調査活動を行っている自治体もあれば、春先や特定の時期のみか調査を実施している自治体もあり、調査個数の差にも表れているのではないかとと思われる。

○兼廣委員長

環境省から各都道府県へ廃ポリタンク漂着の調査依頼はいつごろどのような形で行われたのか。

○宮元室長補佐

今年度は大量漂着がみられないので、冬場の緊急調査を行うかについて、現時点では未定だが、一般的には年度末に昨年度の漂着数を各都道府県から集めてホームページにアップしている。調査時期に関しては、各都道府県の判断に任せていた。

○兼廣委員長

時期についてはいかがか。

○押野委員

冬場の漂着が多いため、1月～3月にかけての回収になると思う。

○金子委員

その冬にカウントしたものは、全て回収しないとデータの積み重ねで増減が取れなくなるので、放置は避けなければならない。そのため漂着数の多い自治体には、回収予算を考慮の上で調査をお願いする必要もあると思われる。

○兼廣委員長

回収困難な地点はあるとは思いますが、個人的には放置は気掛かりである。

○森海洋環境室長

昨年、ある県の回収実績が突出した例があるが、調べてみると冬場の回収実績ではなく、夏場にグリーンニューディール基金を使って回収したものであった。

○兼廣委員

データ取得の際の難しさで、全て実数だと思い込んでいた。

○金子委員

回収困難な地点の数字は、カウントしないというルールにしなければならない。

○森海洋環境室長

それでは正確な数字が上がってこないのではないか。

○金子委員

最低限の数字は把握できる。

○兼廣委員長

漂着ごみ全体に関していえることだが、全量把握は推測でも難しいと思われる。山形県や島根県ではポリ容器が流れ着いた海岸線全てを調査・回収しているのか。

○山岡委員

全ての場所に対応するのは難しい。定期的な調査を行うわけではなく、どこかの地点で大量に漂着物が打ち揚げられた、もしくは漂着物から危険物が発見された報道や通報から調査を始めている。

○兼廣委員長

数千個発見された場所でも全て回収されているわけではなく、全量把握は難しいと考えられる。但し、間違いなく漂着したものであると明確にしておく必要はある。

○山岡委員

ポリタンクはまだ分かりやすいが、他の漂着物に関しては単年度のデータもこれまでは存在しない。今回、グリーンニューディール基金で清掃した海岸を来年調査して初めて正確なデータが取れると思われる。

○兼廣委員長

今回の調査は各都道府県にアンケート調査を行った上で調査箇所を決めて実施するということがよいのか。

○事務局

アンケート調査で各県の選定した海岸を精査し調査箇所を絞り込む予定となっている。

○新城環境専門員

調査箇所の選定から漏れた海岸はどうするのか、という問題は起こらないか。

○兼廣委員長

ポリタンクの調査にその方法が適しているか疑問が残る。一般的な漂着ゴミの場合、特性を調べることが重要な上、全量把握が困難なので、モデル海岸を選び調査を実施する手法でも良いのではないか。

○新城環境専門員

マニュアルに沿って各都道府県に予算配分を行う場合、ある程度、場所を絞り込む必要はあるかもし

れない。

○兼廣委員長

基本的にポリタンクは全て回収する必要があるが、調査対象外の海岸に漂着した場合、予算面はどのように対応し、回収実績はデータに反映させるのかといった判断が難しくなる。漂着問題の特性を調べるだけであればモデル海岸を作り、経年調査を行うだけで良いかもしれないが、その場合は実数把握に問題が生じてくると思われる。

○宮元室長補佐

今回の調査対象となる都道府県および市町村はどのように選定されているのか。

○事務局

日本海に面した自治体と外海に面した九州、沖縄一円をピックアップしている。

○兼廣委員長

金子先生からお話のあった太平洋側の漂着量はどの程度か。

○金子委員

「資料2-1 表3」の京都府のデータより、数はたくさんあった。韓国の十分の一程度とはいえ、日本国内の不法投棄分はどのような扱いで処理するのか。日本海側で韓国製と日本製の漂着数の比率が取れば良いが、念のため太平洋側でも調査を行う方が良いのではないか。

○藤枝委員

確実に漂着がないことを示すことも必要だと思われる。

○宮元室長補佐

太平洋側まで調査した場合、全件調査となるのではないか。

○藤枝委員

瀬戸内海の調査ではポリタンクを見たことがない。

○兼廣委員長

瀬戸内海にも少数だが漂着はある。調べるとすれば場所をどこにすれば良いか。沖縄にも漂着があり、そこから北上していくものがある。特定の業者が一度に不法投棄するためと思われるが、一塊で流れ着いてくる傾向がある。時期的には12月～1月初旬頃に島根県周辺に流れ着き、1週間～10日後位に石川県や山形県、1ヵ月後位に北海道周辺まで流れ着く。

○藤枝委員

発生源を特定するのであれば、漂着の時期から時系列で逆算する方法もあるのではないか。

○兼廣委員長

今回の調査では漂着実数を正確にすることに主眼が置かれているようだが、対策や解決にはつながりにくいのではないか。北九州市や長崎県、佐賀県辺りでは内容物の調査にも力を入れている。海水中に含まれている自然濃度レベルではない重金属が含まれているものもあり、内容物の分析にも統一的に重点を置くほうが良い。

○事務局

(資料2-3、2-4 アンケート項目についての説明)

○兼廣委員長

事務局より資料2-3、2-4 アンケート項目についての説明があったが内容等について、ご質問やご意見があれば承りたい。

○金子委員

国別のカウントの仕方と分類はどのように行っているのか。表記されている言語をポリタンク一つ一つ厳密に確認しているのか。

○兼廣委員長

タンクの表記文字を確認していれば問題はないと思われるが、外観や色だけで韓国製であると判断しないように、必ず表記されている言語を確認するように徹底することが重要である。可能であれば容器の中身も確認すること。全数確認することは困難だと思われるが、ハングル表記のタンクのうち8割～9割は化学薬品が入っているので主な薬品の種類を記した一覧表を携行することで内容物の特定に役立つ。山形県、島根県から何か他にご意見はあるか。

○山岡委員

調査の目的にも関係してくる部分だと思うが、解決策を含めるとなるとアンケートの項目も増え、負担も大きくなると考えられる。

○事務局

自由記載とすると負担が大きくなると考えられる。

○押野委員

発生抑制と注意喚起が一番大きな問題だと思われる。データの精度の問題もあるとは思いますが従来とは違い、全件調査を行うとなると負担がかなり大きいと考える。

○兼廣委員長

先程もお話したが、数字が正確であれば良いというだけの話ではない。間違いなくこれだけの数のポリタンクが漂着しているのであれば、発生抑制対策や解決策を早急に考えなければならないし、そちらのほうが重要である。

○宮元室長補佐

発生抑制となると、外国由来の問題のため国内と違い難しくなる。発生抑制以外にも普及啓発や注意喚起のあり方も重要になると考えられるので、各県とも協力していきたいと考えている。

○兼廣委員長

ポリタンクの管理の仕方が問題である。日本では使用後に折り畳み可能なビニールタンクを使用し、廃棄処理のルートがしっかりしているため、再利用や横流しはほぼない。

○藤枝委員

瀬戸内海でも使用後のキャップは見つかったが、ビニールタンク本体は見つからなかったもので、日本の場合、廃棄ルートがしっかり確立していると考えられる。

○宮元室長補佐

今回の調査は廃ポリタンクに特化しているが、医療系廃棄物やその他危険廃棄物に関しても確認した方が良いのではないかと。

○押野委員

医療系廃棄物は注意喚起を促すためプレスリリースしており、カウントも可能である。

○兼廣委員長

ポリタンクや医療系廃棄物のように特定産業に由来されたものは、発生原因を特定できれば必ず抑制に繋がるものである。但し、これまでの話にもあったように解決に向けた具体的な方法が、若干見えずらい点もあり工夫が必要である。

○山岡委員

医療系廃棄物はポリタンク以上に衛生上、安全上問題が大きく、是非調査をお願いしたい。

○兼廣委員長

医療系廃棄物については、現時点で由来がはっきりしていないので、調査することは重要であると考えられる。

○宮元室長補佐

医療系廃棄物やその他危険廃棄物についての調査や回収をしているかといった点についても、追加で各自治体にヒアリングしたい。

③ 海岸漂着物等の処理に関する普及啓発に係るパンフレットの作成について

(事務局より資料3「海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットについて」の説明が行われた。)

○兼廣委員長

事務局からパンフレットについての説明があったが、ポリタンクとパンフレットの関係について説明いただきたい。

○事務局

これまでの話し合いはポリタンクに特化していたが、このパンフレットに関してはポリタンクも含め海岸に漂着したごみ全般についての啓発用パンフレットである。

○兼廣委員長

ご意見、ご質問があれば承りたい。

○藤枝委員

前回制作されたパンフレットはどれだけの量をどのように配布し活用されたのか。

○新城（環境省）

各都道府県と民間団体に配布すると共に、ホームページにアップした。

○押野委員

子供向けや高齢者向けのパンフレットでも良いのではないか。

○金子委員

環境省の重点環境クリーンアップの説明会で配布したが、印刷コストの問題もあり見本として配る程度しかできなかった。

○兼廣委員長

パンフレットの有効性と利用度を考える必要がある。

○山岡委員

島根県は来年このようなパンフレットを制作しようと考えていたが、環境省で作っていただけなのであればそれを活用したい。

④ 総合討論

○兼廣委員長

最後に全体のご質問、ご意見を承りたい。

○金子委員

パンフレットについては目的や配布先の方策も含めて検討いただかないといけない。山形県ではグリーンディール基金を使い、子供向けや自治会向け等、配布対象を分類して何種類か作成している。又、海岸漂着物処理推進法を踏まえた上、パンフレット上の表記を「漂着物」とするか「漂着ごみ」とするかについても考える必要がある。

○森海洋環境室長

法律上は「漂着物」だが、パンフレットの表記は「漂着ごみ」とした方が一般の方はイメージが湧くのではないか。

○金子委員

国連の海洋法上の観点から海洋ごみと表記していただいた方がよいと考えている。

○兼廣委員長

できるだけ有効に活用できるように慎重に配布先を考えていただきたい。

○海洋環境室長

環境省の立場で作るには問題提起のような大まかな内容のパンフレットとなるように制作されると考えられるが、伝えたい内容についてよりスポットを当てる必要があるのではないかと考えている。又、各県で制作されているパンフレットを取り寄せ、情報収集したいと考えている。

○金子委員

新しいパンフレットではごみ対策についての国や国民の役割分担を法律に対して正確に記載する必要がある。

5. 次回の予定

○兼廣委員長

今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

本日頂いたご意見に従ってアンケート調査を進めて行きたいと考えている。3月にもう一度検討委員会を開催したいと考えている。次回は3月14日午後の開催とする。

6. 閉会

○事務局

以上で平成23年度海岸漂着物処理協力対策調査第1回検討会を終了する。

以上

6-2. 平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査第 2 回議事要旨

日時：平成 24 年 3 月 14 日(水)

13:30～15:30

場所：東京国際フォーラム G609 会議室

【出席者】

○検討員

大妻女子大学教授	兼廣春之
鹿児島大学教授	藤枝繁
一般社団法人 JEAN 代表理事	金子博
山形県生活環境部循環型社会推進課長廃棄物対策主幹	澤根敏弘
島根県環境生活部廃棄物対策課長	山岡尚

○環境省

水・大気環境局水環境課海洋環境室長	森高志
水・大気環境局水環境課海洋環境室室長補佐	宮元康一
水・大気環境局水環境課海洋環境室	雪嶋悠矢
水・大気環境局水環境課海洋環境室環境専門員 (欠席)	新城洋明
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 課長補佐	村山浩稔

○事務局

(株) 創建

【次第】

1. 開会
2. 事務局あいさつ・資料確認
3. 討議内容
 - ① 関係道府県アンケート調査について
 - ② 海岸漂着廃ポリタンク調査指針について
 - ③ 海岸漂着物等の処理に関する普及啓発に係るパンフレットの作成について
 - ④ 総合討論
4. 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室あいさつ
5. 閉会

【配布資料】

【資料 1】漂着廃ポリタンクの調査手法に関するアンケート調査結果

参考資料 1 および参考資料 2

【資料 2】海岸漂着廃ポリタンク調査指針（案）

【資料 3】パンフレット（案）

[議事録]

1. 開会

○事務局

これより、廃ポリタンク調査状況と配布用パンフレットについて検討いただくための平成 23 年度海岸漂着物処理協力対策調査第 2 回検討会を開催する。

2. 事務局あいさつ・本調査の趣旨説明

(ここで事務局により本調査の趣旨説明、配布資料の確認が行われた。)

3. 討議内容

① 関係道府県アンケート調査について

○兼廣委員長

それでは議題に移らせていただくが討議内容「関係道府県アンケート調査」について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より資料 1「漂着廃ポリタンクの調査手法に関するアンケート調査結果」、参考資料 1 および参考資料 2 についての説明が行われた。)

○兼廣委員長

マニュアル例について事例の特徴等を報告しなくてもよいか。

○事務局

関係機関等の連携について着目している報告が 2 例ある。また、島根県のマニュアルが整備され充実していると感じている。

○兼廣委員長

事務局から紹介いただいた内容について質疑をお願いしたい。

○藤枝委員

アンケート表 2-1 のその他に集計されたものは、枠外に記載されたその他の回答例を見た限り、具体的な項目へ分類できるのではないか。

○兼廣委員長

事務局にて整理をした方がよい。

○事務局

確認させていただく。

○兼廣委員長

21 自治体を対象としているが日本海側の県中心で若干、九州が入っているようだが大分県はアンケートを行ったのか。

○事務局

アンケートは実施したが調査を行っていないという回答が返ってきた。

○兼廣委員長

大分県はここ数年間で漂着実績が報告されていないし、宮崎県も年間で数個あるかどうかだが、その2県を除いた19道府県には毎年それなりの個数が漂着しており、調査範囲の選別は概ね良いと思われる。太平洋側の県に関しては漂着個数は少ないとは思われるが、具体的な事例報告等は、あがってきていないか。

○新城環境専門員

環境省には特に報告はあがって来ていない。前回、金子先生から茨城県で漂着が確認された旨のお話をいただいたが、具体的に伺ってもよろしいか。

○金子委員

以前、国土交通省の財団が行った調査に同行した際、結構な数の漂着を確認した。

○兼廣委員長

私が太平洋側の離島を調査した際にも、数は少ないが確認されている。

○新城環境専門員

アンケート表9-1で秋田県の回答について建設海岸と港湾区域以外についての回答記載はなかったか。

○事務局

特になかった。

○兼廣委員長

アンケート表7-2の内容物の調査項目について、その他に分類されている島根県については枠外の記載を見る限り重金属検査を行っており、分類を変えた方が良い。アンケート項目の整理の仕方については北九州市のように従来から化学成分分析を行っている自治体を参考にすると良いと思う。回収状況についてはアンケート表9-1を見る限り漂着量の多そうな自治体に関しては回収が進んでいると思われる。

○山岡委員

島根県では全て回収処理を行っているが、漂着現場を確認して回収しないのは、いかがなものか。現実的にやむを得ないことであるのか。

○兼廣委員長

個人的には数量カウントしたものに関しては全て回収されているものだと前回の検討会までは思っていたが、現実的には一部未回収のものがあることが分かった。

○宮元室長補佐

アンケート表9-1と表9-2について回収状況と処理状況の関連が分からない。石川県は一部回収したものの内、一部処理したという意味で良いのか。

○兼廣委員長

自治体に直接確認しない限り、今回のアンケートでは読み取れない。マニュアル化し各自治体に回収や処理をお願いする場合、現状を十分把握する必要がある。

○金子委員

北海道は全部回収し、一部処理となっているので、回収済みで未処理の漂着廃ポリタンクが溜まっていることになる。

○兼廣委員長

北海道は漂着数が年間数百個程度だったはずなので全数処理できそうだとおもわれるのだが、実際は未処理物が存在することが分かる。

○雪嶋係員

アンケート表8-1によると山口県では廃ポリタンクの色や形状を基に発生国を推測しているとなっているが、その様な手法を確立できるものか。山口県からの回答の様に実際に形状から発生国を判断する事は可能か。

○兼廣委員長

可能である。実際に色々な場所で調査を行ったが、特に過酸化水素の容器は遠目で見ても形状が特殊で、ほぼ間違いなく判断できる。アンケートの設問における「発生国」という表記も改め、言語表記はどうなっているかと改めた方が良いのではないか。ポリタンク自体は輸入もしておらず、ハングル表記があれば韓国と特定しても問題はないと思われるが、アンケートの設問を修正してもよいのではないか。他になければ次の議題に移らせていただく。海岸漂着廃ポリタンク調査指針について、事務局から説明をお願いしたい。

② 海岸漂着廃ポリタンク調査指針について

(事務局より資料2「海岸漂着廃ポリタンク調査指針」についての説明が行われた。)

○兼廣委員長

廃ポリタンクの漂着を統一的に調査し、実態把握を全国的に行うためのマニュアル整備について説明をして頂いたが何かお気づきの点や質問等はあるか。

○金子委員

今回のアンケート結果において、半数の自治体は環境省からの依頼によって調査を開始したとなっている。正確な調査分析を実施する場合、回収及び処理をセットで考えることになるが、その場合の費用負担はどのようになるのか。調査分析費用に関しては来年以降もグリーンニューディール基金を実施するなど、国の費用負担を明確にしないと自治体は動きづらいのではないかと考えられる。

○兼廣委員長

廃ポリタンクに関しては原因が外国由来となっており、地方自治体も処理に苦慮すると共に費用負担が大きく、グリーンニューディール基金の中での対応に頼ることになるとと思われる。

○森海洋環境室長

グリーンニューディール基金に関しては今年度で終了し、来年度以降は継続して予算計上するのは難

しい。元々、対外的に説明するためのデータ収集として始め、国も漂着物の情報は入手したいが地方に財政負担を掛けたくはない。

○兼廣委員長

現実的に処理自体は発生するので費用は発生することになるがその点はどうか。

○森海洋環境室長

漂着した自治体で処理費用負担をしてもらっているが、国からの費用負担は難しいので今後も各自治体をお願いする形になると思われる。

○兼廣委員長

内容物の検査は高コストなので地方に全て費用負担させるのは如何なものかと考えられるが、島根県では回収から検査費用までの負担についてはどのような考えを持たれているか。

○山岡委員

要望としては金子先生からお話があったように、基金等の形による国からの支援が望ましいと考えられる。

○澤根委員

山形県でも通常の維持管理費で回収費用等を賄っている。又、内容物の分析に関しては県環境部の分析機関で調べている。環境省調査指針では内容物の検査に関して詳細まで明らかにする様に義務的な感じを受けるがどうか。その辺りも踏まえて財政的な面は国からの支援が望ましい。

○兼廣委員長

実際、各自治体がどの程度費用を負担しているか調べた方が良い。

○金子委員

来年度から今回添付されたマニュアルを使用する場合、項目の「背景と目的」欄に法律に基づいて行っている旨を明記すべきだと思われる。

○兼廣委員長

マニュアルには過去の経緯等前段を付けると内容の理解が深まると考えられ、改良をお願いしたい。又、調査指針4ページの廃ポリタンク調査フローで漂着個数、表記言語以外に容器の色や容量も含めチェックが可能なものに関しては、全て調べていただきたい。表記されている言語で化学薬品名等が記載されている場合は併せて確認していただくとともに、蓋の有無も確認いただきたい。

○金子委員

集計表だけではなく個票も確認出来る様なシステムにした方が良い。又、集計表では調査した海岸線の範囲も明確にしたほうが良い。

○藤枝委員

環境省が最低限欲しい情報を得るためにフローチャートの項目を絞り込む必要がある。フローチャートの項目が細くなると煩雑になりすぎて却って必要な情報も集められなくなる。

○澤根委員

実際には内容物の分析を行うよりも、処理施設で焼却に回した方が処分も早く、費用も安価である。内容物の分析がどのレベルまで詳しく必要で分析結果が何に活かされるのかを明確にさせていただかないと、自治体も全てを調べるのは難しい。

○藤枝委員

重金属が含まれている場合は焼却処理には問題がある。以前は、重金属が含まれた廃ポリタンクはなかったが、数年前から一部の廃ポリタンクから重金属も検出されるようになってきている。重金属以外であれば内容物が酸性、アルカリ性問わず燃焼させても大した問題にはならないと思われる。

○新城環境専門員（環境省）

島根県に伺いたいですが、県で使用されているマニュアルの内容物の検査フローは、回収されたポリタンクの内、内容物が残留しているすべてのものに対して適用しているのか。

○山岡委員

前提として有害と思われる残留物がある場合であるが、簡易検査に関しては現場で実施できるものであり、現場で判断できず保健環境科学研究所で詳細分析を行うものは僅かである。

○兼廣委員長

内容物の検査フローとしては概ね良いと判断できる。但し、全検体に対して検査をおこなうのは難しい面もあり、合理的に判断する必要もある。

○新城環境専門員（環境省）

内容物の分析に関しては全数ではなく可能な限りで実施して頂き、有害物質を適正に処理するためや住民への注意喚起を行うのに役立つ範囲でお願いしたい。

○兼廣委員長

重金属や化学薬品が入った物が数件でも見つかった場合は、今後増えていくことも考えられ、注意が必要である。

○藤枝委員

地域を限定し、環境省主体で重金属や薬品の調査を重点的に行うのはどうか。

○兼廣委員長

次の議題に移らせて頂く。事務局より説明をお願いしたい。

③ 海岸漂着物等の処理に関する普及啓発に係るパンフレットの作成について

（事務局より資料3「海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットの作成」についての説明が行われた。）

○兼廣委員長

今回のパンフレットの試案に何かご意見等あるか。

（藤枝委員、金子委員よりパンフレット内の文言についての確認が行われた。）

○金子委員

パンフレット3ページ下図の民間団体欄は削除し、国の役割記載欄に「民間団体等との連携と支援」を明記していただきたい。

○兼廣委員長

このパンフレットの使用用途はどのように考えているのか。

○雪嶋係員（環境省）

一般向けとして製作予定である。配布方法としては都道府県経由やイベント等での配布を考えている。

○金子委員

環境省の事務所にある既存の冊子に挟みこんで配布する方法もある。

○兼廣委員長

パンフレット3ページ目の漂着ゴミの国別割合を表示するのであれば、海外の影響もあると一文を加えた方が分かりやすい。

○山岡委員

パンフレット3ページ目の漂着物の種類別割合については生活系ゴミが多いということをお願いしたいのか、国別割合の表と併せると日本の生活ゴミが多い事を強調したいように見えるがどうか。

○雪嶋係員（環境省）

4ページの内容とも関連してくるが、主として生活系のごみが多いことを念頭に置いている。但し、生活系ごみのみで捉えられてはいけないので、漁業系、事業系それぞれのカテゴリーも分類表示している。

○山岡委員

3ページの「漂着ごみの国別割合」に表示されている海岸が特定地域に偏っているのではないかと。地理的にバランス良く表示した方が良いのではないかと。又、海岸漂着物処理推進法のポイント説明文で海岸管理者の説明が漠然として一般の方に分かりづらいのではないかと。

○金子委員

多くの海岸管理者は都道府県となっているのでそのように表記してはどうか。

○兼廣委員長

パンフレット3ページ下図の海岸管理者の役割説明文で「海岸の清潔が」という表記がある。この「清潔」という表現は適切なのか。

○金子委員

この表現は海岸法で使用されている文言なので問題はない。

○金子委員

漂着物の種類別割合は全国平均値ではないと思われるので、根拠を明記する必要がある。

○宮元室長補佐

金子委員のご指摘についての確認だが、パンフレット3ページの下図内の民間団体は削除し、国の役割の文言内に含めるということでよろしいか。

○金子委員

そのように考えられる、民間団体を表示するのであれば国からの支援を表記するだけしかないのではないか。

○宮元室長補佐

民間団体への支援だけを表記するのは難しい。

○金子委員

法律上明記してあることなので特に問題はないと思われる。パンフレット3ページに記載されている内容では民間団体の役割は義務になってしまうので改めて頂きたい。

○兼廣委員長

表現の問題だが現状パンフレットに記載されている表現では民間団体の役割が義務のように見えてしまう。しかし、民間団体を削除したり、国の役割説明文の中に入れて一体とするのは法律上は謳われていても表現上おかしいのではないか。

○宮元室長補佐

国からの支援という表現を明記すると地方への財政支援はどうなのかという話になってしまい、漂着ごみ問題についての国民への普及啓発を行うパンフレット上に表記するのは難しいと思われる。

○兼廣委員長

金子委員が希望する表現形式を提案していただきたい。

○金子委員

民間団体は事業者国民の中に含まれるので削除し、国の役割の中に民間団体への支援を明記して頂きたい。

○兼廣委員長

役割図には民間団体をそのまま残し、パンフレット2ページに「国は民間団体へ支援を行う」旨の一文を入れる方が良いのではないか。内容自体に特に問題はないので関係者で調整をお願いしたい。今後のスケジュールも含め事務局から一言お願いしたい。

○事務局

本日頂いたご意見を基にパンフレットの整理を行う。別途マニュアルも含め報告をまとめていきたいと考えている。最後に森海洋環境室長から一言お願いしたい。

4. 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室あいさつ

○森海洋環境室長

2回検討会を開催し、今年は廃ポリタンクは大きな問題とはなっていないが来年以降の事は分からない為、各道府県が統一した手法でデータを集められるように考えている。今後ともよろしくお願いしたい。

○宮元室長補佐

期限が1週間後の3月21日と迫っているので急いでいただきたい。

5. 閉会

○事務局

以上で平成23年度海岸漂着物処理協力対策調査第2回検討会を終了する。

以上

VII. 参考資料

7-1. 道府県への海岸漂着物調査手法アンケート調査票

— 貴道府県が実施している漂着廃ポリタンク調査手法について —

問1 廃ポリタンク漂着状況の確認方法に○をつけてください（複数回答可）。

1. 道府県職員が海岸を確認
2. 事業者にも業務として発注し、状況を確認
3. 市町村からの報告を収集
4. 民間団体等からの報告を収集
5. その他（具体的に： _____）

問2 廃ポリタンク漂着状況の調査を始めるきっかけに○をつけてください。

1. 道府県内で漂着の報告があった場合に実施
2. 環境省等の国から調査依頼があった場合に実施
3. 独自に調査時期を定めている
4. その他（具体的に： _____）

問3 いつどのような期間で廃ポリタンク漂着状況の調査を行うかをお答えください。

1. 冬季（12月～3月頃）に1回実施
2. 冬季（12月～3月頃）に数回実施
3. 季節や期間を定めず、漂着の報告があった場合などに調査を実施
4. 1年間を通して定期的に実施
5. その他（具体的に： _____）

問4 現地調査の対象とする海岸の選定基準をお答えください（複数回答可）。

1. 管轄する全ての海岸
2. 生活環境に密着した海岸（例：海水浴場等）
3. 漂着の報告があった海岸
4. 海岸保全等で特に着目している海岸（例：景観保全上の重要な海岸等）
5. その他（具体的に： _____）

問5 現地調査の対象とした海岸における廃ポリタンクの数量把握の方法についてご記載ください（自由記述）。

【把握手法の例】

1. 対象海岸の全ての廃ポリタンクを回収して調査する
2. 対象海岸に調査区域を設け、廃ポリタンクを回収して調査した後、全海岸延長等を指標にして全量を推計する
3. 対象海岸の全ての廃ポリタンクを目視により調査する
4. 生活環境に密着した海岸については全ての廃ポリタンクを回収するが、それ以外の海岸については、目視により調査する

問6 現地調査の対象としない廃ポリタンクの数量把握の方法についてあてはまる方法に○を付けてください。

1. 現地調査の対象としない海岸はない
2. 現地調査の対象とした海岸で把握した廃ポリタンクの数量から、現地調査の対象としない海岸における廃ポリタンクの数量を推計する
3. 現地調査の対象としない海岸の廃ポリタンクの数量把握は実施しない
4. その他（具体的に： _____)

問7 廃ポリタンク調査で、数量のほかに調べる項目に○を付けてください（複数回答可）。なお、「3. 内容物の化学成分等の分析」については、分析項目に○を付けてください。

1. 廃ポリタンクの発生国
2. 内容物の有無
3. 内容物の化学成分等の分析
(分析項目：pH, 重金属, その他（具体的に： _____))
4. 漂着時期
5. その他（具体的に： _____)

問8 問7の回答で「1. 廃ポリタンクの発生国」に○をつけた道府県にお伺いします。廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法について、あてはまる方法に○を付けてください（複数回答可）。

1. 廃ポリタンクに記載された言語を基に発生国を確認している
2. 廃ポリタンクの色や形状を基に発生国を推測している
3. その他（具体的に： _____）

問9 調査した廃ポリタンクの処理状況について、あてはまる方法に○を付けてください。また、全ての廃ポリタンクの回収・処理ができていない場合には、その理由を記入してください。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 回収状況 | (2) 回収したものの処理状況 |
| 1. 全て回収 | 1. 全て処理 |
| 2. 一部回収 | 2. 一部処理 |
| 3. 回収しない | 3. 処理しない（保管のみ） |

【回収・処理ができない理由】

【例】 処理施設が整備されていない、予算・人員の不足、地形的に回収が困難 等

問10 廃ポリタンクの調査体制について記載ください。

1. 年間のべ調査要員数：道府県職員（ _____ ）人日 / 年
2. 年間のべ調査要員数：外部委託等（ _____ ）人日 / 年
3. 年間調査予算（ _____ ）円 / 年

問11 廃ポリタンクの漂着について、どのように道府県民に注意喚起をしていますか（複数回答可）。

1. 道府県のホームページに掲載する
2. 市町村に文書等で注意を呼びかける
3. 特定の団体等に連絡して注意を呼びかける
4. 特に注意喚起はしていない
5. その他（具体的に： _____）

問 1 2 今年度の調査開始年月日を記載してください。今年度の調査をまだ行っていない場合は、昨年度までの期間で直近の調査年月日を記載してください。

() 年 () 月 () 日

問 1 3 問 1 2 でお答えいただいた調査の対象海岸について、調査範囲を地図上に示してください(下欄に入らない場合は別添にしてください。)



問14 廃ポリタンクのほか、調査を実施している国外由来と推測される危険な漂着物について、調査項目に○をつけ、注意喚起の方法について表の下段から番号を選択してください（医療系廃棄物のほかに調査を実施している漂着物がある場合には、「漂着物の種類」の欄に具体名を追記して、対応する項目をご記入ください。）。

漂着物の種類	調査項目				注意喚起の方法 (表下段より選択)
	漂着時期	個数	発生国	その他調査項目 (具体的にご記載ください)	
医療系廃棄物					

※欄が足りない場合は、適宜追加頂ければ幸いです。

※注意喚起の欄については、下記から番号を選択して記入してください。

- ①道府県のホームページに掲載する
- ②市町村に文書等で注意を呼びかける
- ③特定の団体等に連絡して注意を呼びかける
- ④特に注意喚起はしていない
- ⑤その他（具体的に： _____)

問15 廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、漂着状況の調査方法や対応策のマニュアル等を整備していますか。

- 1. 対応マニュアル等を整備している
(→該当する場合は、電子データ等でご提供いただければ幸いです。)
- 2. 海岸漂着物対策推進地域計画の一環で対応している
- 3. 国や各種団体の資料を活用している
(資料名： _____)
- 4. 特にマニュアルや既存資料等の整備・活用はしていない
- 5. その他（具体的に： _____)

問 16 廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、調査の課題等や環境省への要望があれば記載してください。



アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

7-2. 市町村への海岸漂着物調査手法アンケート調査票

－貴市町村が実施している漂着廃ポリタンク調査手法について－

問1 廃ポリタンク漂着状況の確認方法に○をつけてください（複数回答可）。

1. 市町村職員が海岸を確認
2. 事業者にも業務として発注し、状況を確認
3. 民間団体等からの報告を収集
4. その他（具体的に： _____)

問2 廃ポリタンク漂着状況の調査を始めるきっかけに○をつけてください。

1. 市町村内で漂着の報告があった場合に実施
2. 道府県等から調査依頼があった場合に実施
3. 独自に調査時期を定めている
4. その他（具体的に： _____)

問3 いつどのような期間で廃ポリタンク漂着状況の調査を行うかをお答えください。

1. 冬季（12月～3月頃）に1回実施
2. 冬季（12月～3月頃）に数回実施
3. 季節や期間を定めず、漂着の報告があった場合などに調査を実施
4. 1年間を通して定期的に実施
5. その他（具体的に： _____)

問4 現地調査の対象とする海岸の選定基準をお答えください（複数回答可）。

1. 管轄する全ての海岸
2. 生活環境に密着した海岸（例：海水浴場等）
3. 漂着の報告があった海岸
4. 海岸保全等で特に着目している海岸（例：景観保全上の重要な海岸等）
5. その他（具体的に： _____)

問5 現地調査の対象とした海岸における廃ポリタンクの数量把握の方法についてご記載ください（自由記述）。

【把握手法の例】

1. 対象海岸の全ての廃ポリタンクを回収して調査する
2. 対象海岸に調査区域を設け、廃ポリタンクを回収して調査した後、全海岸延長等を指標にして全量を推計する
3. 対象海岸の全ての廃ポリタンクを目視により調査する
4. 生活環境に密着した海岸については全ての廃ポリタンクを回収するが、それ以外の海岸については、目視により調査する

問6 現地調査の対象としない廃ポリタンクの数量把握の方法についてあてはまる方法に○を付けてください。

1. 現地調査の対象としない海岸はない
2. 現地調査の対象とした海岸で把握した廃ポリタンクの数量から、現地調査の対象としない海岸における廃ポリタンクの数量を推計する
3. 現地調査の対象としない海岸の廃ポリタンクの数量把握は実施しない
4. その他（具体的に： _____)

問7 廃ポリタンク調査で、数量のほかに調べる項目に○を付けてください（複数回答可）。なお、「3. 内容物の化学成分等の分析」については、分析項目に○を付けてください。

1. 廃ポリタンクの発生国
2. 内容物の有無
3. 内容物の化学成分等の分析
(分析項目：pH, 重金属, その他（具体的に： _____))
4. 漂着時期
5. その他（具体的に： _____)

問8 問7の回答で「1. 廃ポリタンクの発生国」に○をつけた市町村にお伺いします。廃ポリタンクに記載された発生国の確認方法について、あてはまる方法に○を付けてください（複数回答可）。

1. 廃ポリタンクに記載された言語を基に発生国を確認している
2. 廃ポリタンクの色や形状を基に発生国を推測している
3. その他（具体的に： _____）

問9 調査した廃ポリタンクの処理状況について、あてはまる方法に○を付けてください。また、全ての廃ポリタンクの回収・処理ができていない場合には、その理由を記入してください。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 回収状況 | (2) 回収したものの処理状況 |
| 1. 全て回収 | 1. 全て処理 |
| 2. 一部回収 | 2. 一部処理 |
| 3. 回収しない | 3. 処理しない（保管のみ） |

【回収・処理ができない理由】

【例】 処理施設が整備されていない、予算・人員の不足、地形的に回収が困難 等

問10 廃ポリタンクの調査体制について記載ください。

1. 年間のべ調査要員数：市町村職員（ _____ ）人日 / 年
2. 年間のべ調査要員数：外部委託等（ _____ ）人日 / 年
3. 年間調査予算（ _____ ）円 / 年

問11 廃ポリタンクの漂着について、どのように市町村民に注意喚起をしていますか（複数回答可）。

1. 市町村のホームページに掲載する
2. 町会などに文書等で注意を呼びかける
3. 特定の団体等に連絡して注意を呼びかける
4. 特に注意喚起はしていない
5. その他（具体的に： _____）

問 1 2 今年度の調査開始年月日を記載してください。今年度の調査をまだ行っていない場合は、昨年度までの期間で直近の調査年月日を記載してください。

() 年 () 月 () 日

問 1 3 問 1 2 でお答えいただいた調査の対象海岸について、調査範囲を地図上に示してください(下欄に入らない場合は別添にしてください。)



問 1 4 廃ポリタンクのほか、調査を実施している国外由来と推測される危険な漂着物について、調査項目に○をつけ、注意喚起の方法について表の下段から番号を選択してください（医療系廃棄物のほかに調査を実施している漂着物がある場合には、「漂着物の種類」の欄に具体名を追記して、対応する項目をご記入ください。）。

漂着物の種類	調査項目				注意喚起の方法 (表下段より選択)
	漂着時期	個数	発生国	その他調査項目 (具体的にご記載ください)	
医療系廃棄物					

※欄が足りない場合は、適宜追加頂ければ幸いです。

※注意喚起の欄については、下記から番号を選択して記入してください。

- ①市町村のホームページに掲載する
- ②町会などに文書等で注意を呼びかける
- ③特定の団体等に連絡して注意を呼びかける
- ④特に注意喚起はしていない
- ⑤その他（具体的に： _____)

問 1 5 廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、漂着状況の調査方法や対応策のマニュアル等を整備していますか。

- 1. 対応マニュアル等を整備している
(→該当する場合は、電子データ等でご提供いただければ幸いです。)
- 2. 海岸漂着物対策推進地域計画の一環で対応している
- 3. 国・県や各種団体の資料を活用している
(資料名： _____)
- 4. 特にマニュアルや既存資料等の整備・活用はしていない
- 5. その他（具体的に： _____)

問 16 廃ポリタンク等の海岸に漂着する国外由来と推測される危険な漂着物について、調査の課題等や環境省への要望があれば記載してください。



アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

7-3. 海岸漂着物対策専門家会議等で使用する資料の作成：概要版

1. 目的

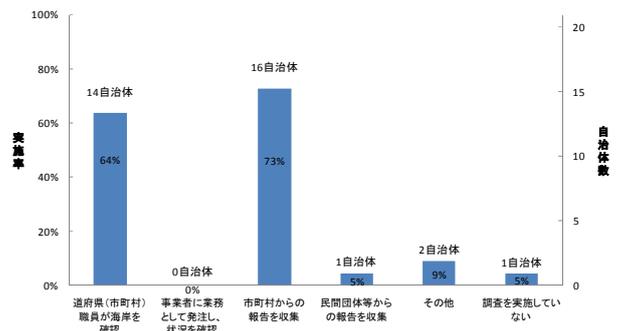
本調査においては、日本海側を中心に漂着する廃ポリタンクについて、全国の状況を正確に反映するための調査方法や、国民に発生抑制対策の重要性を認識してもらうためのパンフレットの内容等について検討し、今後の同法の着実な実施にあたっての基礎情報整理を行うことを目的とする。

2. 我が国に漂着する廃ポリタンクに関する情報収集方法の検討

関係道府県及び市町村の調査担当者に対し、以下の項目について電子メールによるアンケート調査を実施し、情報収集方法について整理した。

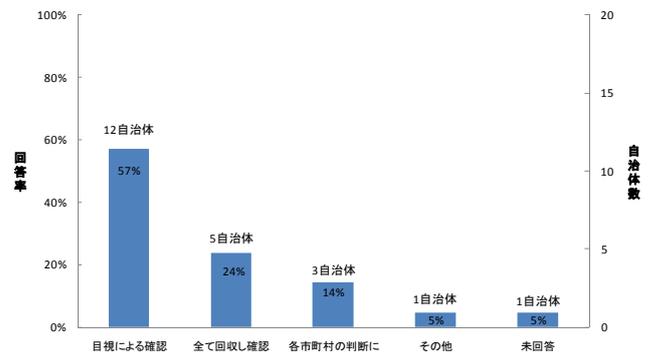
- ・ 廃ポリタンク漂着状況の確認方法について、「市町村からの報告を収集」と回答したのが16自治体と最も多く、次いで「道府県（市町村）職員が海岸を確認」と回答したのが14自治体となった。14自治体のうち10自治体は、「市町村からの報告を収集」も行っており、道府県と市町村がともに調査を行っている自治体が多い。

廃ポリタンク漂着状況の確認方法



- ・ 廃ポリタンクの数量把握の方法について、「目視による確認」と回答したのが12自治体と最も多かった。「全て回収し確認」は5自治体であった。廃ポリタンクを全て回収するのは、21自治体のうちの24%である。廃ポリタンクを全て回収することが容易ではない状況が伺える。

廃ポリタンクの数量把握の方法



海岸には容易に近づけない箇所や離島などの調査・回収しにくい箇所も多く、廃ポリタンクを全て回収・調査することは困難であると考えられる。調査を行う際には、報告があった海岸等を目視で調査することが多く、確認できていない海岸にも廃ポリタンクの漂着があると想定される。

3. 海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発に係るパンフレットの作成等

海岸漂着物等の処理等に係る普及啓発を促進するため、海岸漂着物対策の現状を整理し、国民に発生抑制対策の重要性を認識してもらうためのパンフレットを作成した。

【パンフレット：外面】

② どうして海岸にゴミがたまるのでしょうか

ポイ捨てされたゴミや屋外に放置されたゴミは、雨や風によって河川に入り、海に流れ出します。このほか漁業のゴミや船舶からのゴミなど海上で発生するゴミもあります。こうしたゴミは海の流れや風の力によって海岸にたどり着きます。

これに対して、日本各地の海岸や河川で自治体やボランティア等による清掃活動がこなされています。しかしながら以下の理由により、回収が追いついていないのが現状です。

- 特定の海岸に、毎年繰り返し大量に漂着
- 人が近づかない海岸にも多数のゴミが漂着
- 医療系ゴミや大きなゴミなど回収しにくいゴミも多い
- 再度海に流れ出し、広域に拡散して回収できなくなる

漂着ゴミについて考える

私たちの海岸を守るには？

海は生命のゆりかごであると同時に、漁業、海運、レジャーなど、私たちの生活に欠かせない場となっています。いま、海岸に流れ着いたゴミにより、私たちの海やそこに暮らす生き物たちに様々な影響が及んでいます。かけがえのない海を守るために、私たちは何をすればよいのでしょうか？

① 私たちができること

ゴミを減らすこと、発生したゴミはきちんと処分することが、美しい海岸を守ることにつながります。

- 1 屋外で出たゴミは家に持ち帰って処分しましょう
- 2 ゴミは所定の場所・時間に、分別して出しましょう
- 3 海・川・山のレジャーではゴミを持ち帰りましょう
- 4 ゴミのポイ捨ては法で禁止されています
- 5 日々の生活から出るゴミを減らしましょう
- 6 使い捨てをなくし、繰り返し使えるものを選びましょう
- 7 包装はできるだけ少ないものを選びましょう
- 8 清掃活動に参加しましょう
- 9 河川敷や海岸の清掃活動に参加しましょう

③ もっと知りたい人のために

- 環境省漂着・漂着ゴミ対策 HP http://www.env.go.jp/water/marine_litter/
- 海ゴミプラットフォーム・JAPAN HP <http://www.malipjapan.jp/> (海洋ゴミに関する幅広い情報が掲載されています。)
- 『海ゴミ一掃大する地球環境汚染』 小島 あずさ・真 淳平、中公新書
- 海とゴミ 日本に漂着するポリ容器 兼廣春之 社団法人海と環境美化推進機構
- Marine Litter: A Global Challenge (2009) 国連環境計画 (UNEP) <http://www.unep.org/>

環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室
TEL : 03-5521-9025 FAX : 03-3593-1438 <http://www.env.go.jp/>
平成 24 年 3 月発行

【パンフレット：内面】

★ 漂着ゴミとは

海洋に流れ出るゴミの量は、世界全体で年間 600～700 万トンにのぼるといわれています。こうしたゴミは国を越えたいく広い範囲にわたってあり、日本の沿岸には国内から流れ出たゴミのほか、海外から運ばれてきたゴミも漂着しています。漂着ゴミの多くは、自然の中で分解されにくいプラスチック製品などであるため、景観の悪化や生態系への影響が懸念されています。また、その回収処理には大変な手間とお金がかかっています。



★ 漂着ゴミの現状

環境省の「漂着・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」によれば、漂着ゴミを種類別にみると、私たちの家庭から発生した生活系ゴミが約半分を占めているという調査結果が得られています。また、漂着したペットボトルの国別割合をみると、日本産のペットボトルが約 60% を占めている一方で、その他の地域では日本のペットボトルが多く流れ着いているという結果が得られています。

① 漂着ゴミの種類別割合

生活系	51%	漁業系	34%	事業系	15%
-----	-----	-----	-----	-----	-----

調査：漂着・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査(環境省 平成 24 年 3 月) より

② 漂着ゴミ(ペットボトル)の国別割合



調査：漂着・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査(環境省 平成 24 年 3 月) より

★ 漂着ゴミの影響

漂着ゴミによって海岸の環境にさまざまな影響が及んでいます。

① 安全暮らしへの影響

医療系廃棄物やガラス破片などによって人に被害が及ぶおそれがあります。



② 景観やレジャーへの影響

美しい海岸の景観を損い、海水浴や観光等への影響が懸念されます。



③ 海洋生物への影響

ウミガメなどの体に絡まったり、海鳥が誤食して死に至る物が報告されています。



写真 1・写真 2 提供：一般社団法人 E.A.N. <http://www.ean.jp/>

★ 海岸漂着物処理推進法 ～美しく豊かな海岸をまもるために～

平成 21 年 7 月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「海岸漂着物処理推進法※1」が成立しました。この法律を踏まえ、関係者の適切な役割分担と幅広い連携・協力の下で、各地の海岸で漂着ゴミ対策の取組が始まっています。

① 海岸漂着物処理推進法のポイント

漂着ゴミの発生抑制：ゴミを出さない国や自治体は、漂着ゴミの発生状況調査、市街地や河川等でのゴミの発生抑制に努めます。また、国は漂着ゴミの発生抑制に向けて、周辺国との国際協力を推進します。

漂着ゴミの回収処理：ゴミを片付ける法に定める海岸管理者等※2は、市町村など地域の関係者と連携し、漂着ゴミの回収処理のため必要な措置を講じます。

海岸漂着物処理推進法の下で美しく豊かな海岸を守るため、国、海岸管理者等、自治体、国民、事業者、民間団体など多様な主体が協力し、漂着ゴミ対策を着実に推進しているところです。

※1 海岸漂着物処理推進法：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律
※2 海岸管理者等：国が国土を管轄する海岸の土地を管理する者（市町村又は市町村長）

多様な主体が連携した海岸漂着ゴミ対策

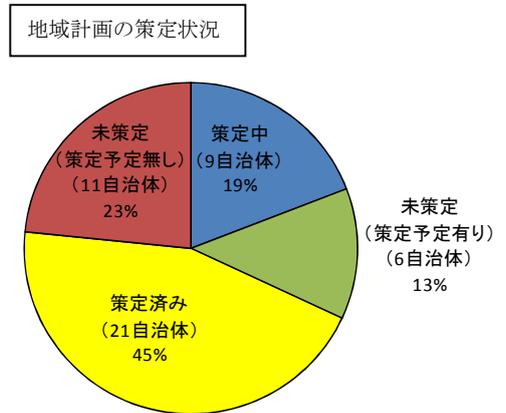


4. 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況、地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）執行状況調査結果の整理・分析

4-1. 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

海岸漂着物処理推進法の施行状況について、環境省が全都道府県を対象に行った調査結果を一覧表にまとめ、地域的な傾向、取組推進に当たっての課題を分析した。

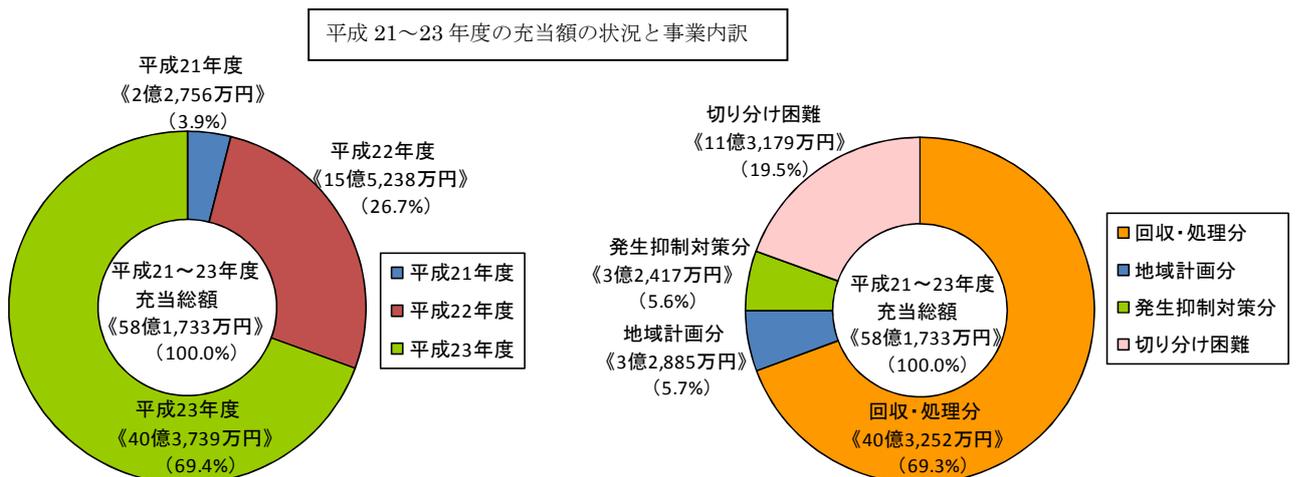
- 47 都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について、策定済みとしたのは 21 自治体であり、策定中又は策定予定有りとした 15 自治体を合わせると、36 自治体（全体の 75%）であった。
- 国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案について、海岸管理者（県）から市町村への補助による回収事業、ボランティア団体等への補助、漂流ごみの処理費用に対する補助制度の創設などに対する要望が多かった。



4-2. 地域GND基金執行状況調査

地域GND基金の補助対象となっている都道府県に対して、平成 23 年度の事業の予定、進捗状況、これまでの成果、事業実施上の課題、国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点、事業による海岸漂着物等の回収・処理量 等の項目について環境省が行った調査結果を一覧表にまとめた。

- 平成 21 年度から平成 23 年度の何れにおいても、回収・処理事業が最も執行済（予定）額が最も多かった。
- また、執行済（予定）額の総額では、平成 21 年度が最も少なく、平成 22 年度、平成 23 年度と額の増加が見られた。



リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。